

令和2年第4回定例会

大江町議会会議録

令和2年 12月9日 開会

令和2年 12月14日 閉会

大江町議会

令和2年第4回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月9日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定の件	7
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○議案の上程・審議	13
○議第80号～議第90号の一括上程	13
○提案理由の説明	13
○一般質問	16
土 田 勵 一 君	16
伊 藤 慎一郎 君	25
櫻 井 和 彦 君	38
藤 野 広 美 君	49
○散会の宣告	63

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出席議員	6 6
○欠席議員	6 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 6
○本会議に職務のため出席した者	6 6
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
結 城 岩太郎 君	6 7
橋 本 彩 子 君	8 1
関 野 幸 一 君	9 4
毛 利 登志浩 君	1 0 6
菊 地 邦 弘 君	1 1 8
○散会の宣告	1 2 9

第 3 号 (1 2 月 1 4 日)

○議事日程	1 3 1
○本日の会議に付した事件	1 3 1
○出席議員	1 3 2
○欠席議員	1 3 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 2
○本会議に職務のため出席した者	1 3 2
○開議の宣告	1 3 3
○議事日程の報告	1 3 3
○行政報告	1 3 3
○議第 8 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第 8 1 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○議第 8 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議第 8 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 5

○議第84号の説明、質疑、討論、採決	149
○議第85号の説明、質疑、討論、採決	173
○議第86号の説明、質疑、討論、採決	174
○議第87号の説明、質疑、討論、採決	175
○議第88号の説明、質疑、討論、採決	177
○議第89号の説明、質疑、討論、採決	178
○議第90号の説明、質疑、討論、採決	179
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
○閉会の宣告	182
○署名議員	183

大江町告示第49号

令和2年第4回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月4日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和2年12月9日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和2年第4回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月9日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第81号 大江町案内センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第82号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第83号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第84号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議第85号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議第86号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議第87号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第88号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第89号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 一般質問(4名)

10番 土田勸一

- 鳥獣対策と費用について

8番 伊藤慎一郎

- 町民の生命とくらしを守る基本的な考え方について
- 熊や猪死体処理施設設置について

4番 櫻井和彦

- 慢性呼吸器疾患・喫煙などといった原因から慢性閉塞性肺疾患(COPD)と新型コロナウイルス感染症についての、大江町の取り組みについて

3番 藤野広美

- 結婚する全ての方々を祝福する町独自の交付事業を
- 令和3年度はどんな事業に力を入れて予算編成を行っていくのか
- おおえ広聴はがき「町長への手紙」を定期的に広報おおえに掲載を

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今議会におきましても新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等の着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

9番 結城岩太郎君

10番 土田勵一君

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から14日までの6日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

西村山広域行政事務組合議会の件について、報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○西村山広域行政事務組合議会議員（毛利登志浩君） 西村山広域行政事務組合議会からの報告を申し上げます。

令和2年第2回西村山広域行政事務組合の定例会が10月12日、寒河江市議場で開催されました。提出された案件は、一般会計決算並びに寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計決算、それから交通災害共済特別会計決算の3件の決算、並びに補正予算であります。一般会計補正予算、それからクリーンセンター、斎場特別会計の補正予算の2件、合計5件でありまして、全議案が全会一致で可決、決定されました。

なお、詳細につきましては、お配りしております報告書のとおりでありますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

なお、詳細の部分の8行目でございますが、「令和元年度西村山広域行政事務組合寒」の交通災害共済特別会計決算となっておりますが、「寒」が誤りでございますので、この字を削除していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） どうも皆さん、おはようございます。

今日からの12月定例会、6日間というようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから、ただいま議長からありましたように行政報告4点ほど申し上げたいというふうに思います。

1点目ではありますが、令和3年4月採用予定の職員採用試験の選考結果についてご報告申し上げます。

本年度は、上級、初級及び社会人経験の一般行政職と土木行政職並びに保健師の募集を行いました。受験申込みといたしましては、上級行政職員が1人、初級行政職員が13人、社会人経験行政職が4人、社会人経験土木職が3人、保健師が2人の合計で23人の申込みがございました。

試験については、9月20日に1次試験を実施し、学力試験と性格特性検査を行い、初級行政職の3人、社会人経験行政職の2人、社会人経験土木職の2人、そして保健師の2人の合計9人を合格と1次試験をいたしました。

2次試験は10月18日、組織人としての順応性や公務員としての資質など、人物重視の視点で小論文と集団討論、そして個別面接により選考いたしました。

合格者の人数につきましては、現状での職員体制や退職者数などを踏まえて、慎重に検討した結果、初級行政職が1人、社会人経験行政職を1人、社会人経験の土木職を1人、保健師の1人の4人を本年度の合格者として、先般、合格通知を発送したところでございます。

その後において、初級行政職合格者の1人から辞退の申出があったことから、現在、3人の採用に向け、諸手続を進めているところでございます。

次に、2点目として、山形連携中枢都市圏についてご報告させていただきます。

その中の1点目として、6市6町でスタートした連携中枢都市圏の枠組みにつきまして、このたび協議が調ったことから、尾花沢市と大石田町が新たに加わることとなり、山形市との間で連携協約が締結されれば、村山地区の全ての市町村が構成市町となる予定となっております。

二つ目ではありますが、この7市7町にて取り組む令和3年度の連携事業についてであります。

今年度から始まった33の連携事業につきましては、ワーキンググループなどの協議を経て、令和3年度から新たに6事業を加えた39の連携事業となる予定でございます。

資料1のほうをご覧くださいと思います。

新規の連携事業の一つ目は中段、(18)の次になります病児・病後児保育施設の広域利用、二つ目は2段目の下の有害鳥獣被害対策事業、三つ目は在住外国人支援事業、四つ目が仮称広域炊飯施設建設事業、五つ目が(27)の次になります若者定着奨学金返還支援事業、そして最後に婚活推進事業となっております。

病児・病後児保育施設の広域利用は、圏域内に存在する病児・病後児の受入れが可能な施設について、住民が市町の枠を超えて利用できるようにしていこうというものです。

有害鳥獣被害対策事業は、定期的な会議開催による情報交換を行い、合同研修会や具体的な事業を検討していくものであります。

在住外国人支援は、各市町で行っている相談事業やイベント等の相互利用を図っていくものです。

仮称広域炊飯施設建設事業は、区域内市町の共同で学校給食における米飯の炊飯施設を設置するものです。

若者定着奨学金返還支援事業は、県の制度に合わせて、圏域内の取扱いを検討していくものであります。

婚活支援事業は、山形市ホームページへの情報掲載や圏域内ボランティア仲人活動の充実に向けて検討していくものであります。

新規の連携事業のうち、本町では仮称広域炊飯施設建設事業及び婚活推進事業の2つは、連携事業には現在のところ参加しないものとなっております。

仮称広域炊飯施設建設事業につきましては、大江町の小学校では自校炊飯を基本としていること、中学校では給食センターへの委託により炊飯していることから、現時点で広域炊飯施設を利用する見込みがないことなどが理由でございます。

婚活推進事業につきましては、既存の広域的な枠組みとして、県が事務局を務めるむらやま広域婚活事業実行委員会により、婚活支援イベントの開催など、村山地域における事業を展開していることから、構成団体が重複することもあり、現時点では参加を見送ったものでございます。今後、他の構成市町による連携事業の進捗や内容を注視しながら、本町にとってメリットのある取組となれば参加を検討していく予定としております。

連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めるとともに、引き続き連携事業の内容等について協議を進めてまいりますので、議員各位の理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、3点目であります。災害査定の結果と今後の対応についてご報告申し上げます。

7月16日及び7月28日の豪雨に伴う町管理の町道、河川、橋梁、下水道に係る公共土木施設災害復旧に関する災害査定及び農地、農業用施設災害の査定について、先般終了いたしましたので、その結果と今後の対応についてご報告申し上げます。

7月16日の豪雨により被害を受けた町道小清十郎畑線、そして7月28日豪雨で被害に遭った町道諏訪堂中山線のほか、道路11件、準用河川である地藏川、町道古寺登山口線に係る古寺川橋マンホールポンプ制御盤等の合計で16件について、国の災害復旧に係る補助金を頂くため、10月12日から11月27日までの間、合わせて4回の実地、現場のほう、あるいは事務室での机上の災害査定を受けてまいりました。

16件の申請額といたしましては2億4,989万8,000円でありましたが、工法や規格などの見直しの指示を受け、結果として、決定いただいた額が2億1,440万8,000円となったところであります。申請額に対しての決定額の割合は85.8%となりました。

公共土木施設に対する被害額が全体として3億3,000万円程度と想定しておりますが、そのうちの約半分強について、国庫補助を受けての復旧工事が実施できることの見込みとなっております。

また、激甚災の本激の指定により、通常3分の2の補助に加えて、一定程度加算されることが見込まれ、最終的には9割程度の補助を受けられる見通しとなっております。

今後のスケジュールといたしましては、間もなく雪が降ることから、来年度に復旧工事に着手せざるを得ない箇所もありますが、町道諏訪堂中山線、町道沢口柳川旧道線、マンホールポンプ制御盤2か所の復旧工事については、早急に工事を発注して、早期完成を目指したいと考えております。

しかしながら、このたびの災害については、県内でも各所で発生しており、現時点におい

ても資材や重機の手配が厳しい状況にあり、来年度においてもこうした状況はしばらく続くものと思われま。早期完成を目指しておりますが、こうした事情もあり、思うように工事が進まない現状になることも予想されることから、工期は長く取らざるを得ないものであり、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

また、9月から応急工事に着手しておりました大江中学校前の町道諏訪堂中山線の復旧状況についてであります。工期といたしましては、12月18日までには予定どおり工事が完了する見込みであり、工事完成後、できるだけ早く片側交互通行の措置を取りたいと考えております。

今後において、片側交互通行をしながら、道路東側の災害復旧を進めることになり、使用することができる道路幅が限られていることから、車道と歩道を分けた幅員の確保は不可能な状況にあります。完全復旧までの間、車両のみの通行とし、歩行者についてはこれまで同様、迂回していただくことで、ご理解をお願いしたいと考えております。

特に小見、月が丘方面から大江中学校に通学する中学生にとっては、もうしばらくご不便をおかけすることになりますが、傾斜がきついこの区間では、冬期間に入り、路面が凍結したりした場合、車両がスリップするおそれがありますので、こうした車が通学中の生徒に危険を及ぼしかねないことを考えた上での判断でありますので、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

次に、被災農地、水路等の復旧についてにおきましては、町の単独事業などで対応してきましたが、その分につきましては、ほぼ復旧が完了している現状であります。また、事業費の大きい箇所につきましては、国の災害査定を受けておりますので、その結果についてご報告いたします。

農地、農業用施設災害の査定につきましては、一次査定として、10月28日から29日に実施され、鹿子沢地区の農地3か所、檜山久保田地区の水路1か所、堂屋敷浦北地区の水路1か所について行われました。

また、二次査定として、11月10日から12日に実施されました森ノ宮地区の農地1か所、水路1か所、荻野岩木地区の農地1か所、水路1か所、顔好半沢地区の農地2か所、水路2か所、月布穴淵地区の農地1か所、水路1か所で、農地が合計8か所、2.26ヘクタール、申請額が3,633万6,000円のところ、査定額も同額の3,633万6,000円で、査定率は100%でありました。水路の合計7か所、延長で620メートル、申請額が1,067万7,000円でありましたが、査定額のほうは1,064万6,000円で、査定率としては99.7%でありました。

農地、水路合わせて、申請額が4,701万3,000円のところ、査定額4,698万2,000円で、査定の率としては99.9%、ほぼ100%に近い結果となっております。

これらの査定結果を基に、これから工事を発注することになりますが、一部河川工事との兼ね合いや降雪期に入ることなどを勘案し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目になります。大江町老人福祉センター柏陵荘についてのご報告でございます。

大江町老人福祉センター柏陵荘につきましては、今後の施設の在り方について、これまで議員の皆様には議会全員協議会懇談会などにおいて、町民の皆様に対しましては、広報「おおえ」11月号を通して、現状と今後の考え方についてお示しし、温泉施設部分については廃止の方向で検討せざるを得ないというような説明をしてまいりました。

その後、再度内部で十分協議した結果、今後の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を含めた施設の改修費、本町の急激な人口減少、コロナ禍における利用客の減少及び指定管理者である産業振興公社全体の経営状況などを総合的に判断したときに、やはり施設の統廃合は避けられないというふうな結論に達し、老人福祉センター柏陵荘の温泉施設部分については廃止せざるを得ない状況と決断させていただいたところであります。

柏陵荘については、老人の方の健康増進を図る老人福祉センターという位置づけから、低額な入浴料により気軽に利用できる憩いの場、地域密着型施設として、多くの方から愛されており、温泉施設部分の廃止は、私といたしましても苦渋の決断ではありますが、これからのコロナ禍における歳入の見通し、財政負担を含めた町の将来を考えたときに、先送りできる課題ではないというふうに思ったところであります。

具体的な廃止時期につきましては、現在の指定管理期間が今年度末で終了すること及び柏陵荘に配属されている産業振興公社職員の今後の処遇等、廃止に向けた施設の準備を考慮し、来年3月末での正式な廃止というふうに考えております。

なお、温泉施設以外の大広間、和室などについては、引き続き老人の方の福祉に供する施設といたしまして、当面の間は利用することとし、介護予防事業など健康増進、教養の向上及びレクリエーションのために活用したいと考えているところであります。この辺のところは、状況を見ながら、判断していきたいというふうに思います。

今回の決断につきましては、これまで長らくご愛顧いただきました町民の皆様及び町外からの利用者の皆様には、大変心苦しい報告となりましたが、町といたしましては、存続する健康温泉館、柳川温泉のさらなるサービス向上に努め、柏陵荘以上に愛される施設にしていきたいと考えておりますので、議員の皆様からのご理解いただきますよう、そして町民の方

からもご理解いただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上、行政報告4点を報告させていただきました。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎議第80号～議第90号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15、議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）までの11件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第80号から議第90号まで、条例改正1件、指定管理者の指定について3件、補正予算7件、合わせて11件の議案について、一括してご説明申し上げます。

議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年

9月4日に地方税法施行令の一部が改正され、令和3年1月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから提案するものでございます。

議第81号 大江町案内センターの指定管理者の指定については、指定管理期間の満了に伴い、有限会社フルーツ館おおえ代表取締役、新関一利を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議第82号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定についても同様に、指定管理期間の満了に伴い、ポート理事長、小國利宏を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議第83号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定については、新たに株式会社AGATE代表取締役、遠藤司を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議第84号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第9号）につきましては、給与条例の改正などに伴い、人件費の今後の支出見込額を精査したほか、ふるさとまちづくり寄附事業に要する経費をはじめ、7月豪雨に伴う河川災害及び農地、農業用施設災害復旧費、新型コロナウイルス感染症に対応する関連経費など、各事業費を精査しながら、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったものであります。

歳入につきましては、本年度の歳入見込額に基づき、各税目を精査したほか、歳出の特定財源である国県補助金、ふるさと納税の収納状況に合わせた寄附金の増など、その所要経費について補正を行うものであります。

この結果、歳入歳出にそれぞれ8,900万円を追加し、補正後の予算総額を66億5,190万円とするものであります。

5ページにあります第2表債務負担行為補正は、町営バス運行事業及び乗り合いタクシー運行事業について、令和3年度当初からの事業開始に向け、本年度中に委託業者を決定する必要があることから、限度額を追加し、豪雨災害対策利子補給については、債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

下段の中小企業緊急災害対策利子補給の変更については、資金融資額の増額に伴い、限度額を変更するものであります。

6ページの第3表地方債補正は、事業費の見込みに基づき、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第85号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

ては、令和元年度保険給付費等交付金の実績に基づく返還金、税制改正に伴うシステム改修委託料などを追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,770万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億3,984万4,000円とするものであります。

次に、議第86号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、国民健康保険特別会計と同様に、税制改正に伴うシステム改修委託料などを追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ48万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億919万円とするものであります。

次に、議第87号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、山形県の人事委員会勧告に基づく人件費の減額のほか、介護保険制度の改正に伴い、システム改修費を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億416万5,000円とするものであります。

次に、議第88号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、施設管理に伴う需用費及び災害復旧費、令和元年度の決算に基づく繰越金などにより、既定額の歳入歳出予算の総額にそれぞれ391万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2億7,984万3,000円とするものであります。

また、災害復旧工事費を翌年度に繰り越すことから、第2表繰越明許費について、700万円を計上するものであります。

次に、議第89号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、施設管理費の精査及び令和元年度の決算に基づく繰越金を補正するため、既定の歳入歳出の総額を20万円減額し、補正後の歳入歳出総額は4,990万円とするものであります。

最後に、議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出について、人件費の一時金の引下げに伴い、職員給与を減額するものであり、併せて収入の給水収益につきましても同額を減額することにより、補正後の予算総額を2億4,405万円とするものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長をして説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますように心からお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で提案理由の説明を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第16、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。なお、残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

最初の一般質問は一問一答方式で行います。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくお願いします。

鳥獣対策と費用について、町長に伺います。

初めに、猟友会並びに大江町鳥獣被害対策実施隊員の方々につきましても、皆さんもご承知のとおり、日常化する有害鳥獣対策に出動され、誠にありがたく、この場をお借りしまして、心から厚く御礼を申し上げます。

大江町の現状と課題として、豪雨による被害対策、新型コロナウイルス対策、有害鳥獣対策、少子・高齢化、人口減少対策が挙げられます。その中の鳥獣対策とその費用について、

町長に伺います。

近年、気候変動により、自然環境が変化しておりまして、県内全域に熊やイノシシが出没し、農作物の被害が多く出ており、我が大江町についても同様であります。

今年7月から8月にかけて、432地点で木の実の生育状況を調査したところ、ブナの実は過去10年間で最も不作だったとのことでもあります。熊は、冬眠前の秋には栄養を蓄える必要があります、山に木の実がなければ、人が住む里に下りてくると言われております。10月に入り、県内各地で熊の出没が相次いでおり、公園や学校や人が住む住宅地にまで出没し、人が襲われ、けがをしております。

県内の熊の目撃件数は、11月1日現在、695件に上り、昨年の450件を既にオーバーし、過去10年間で最多となっております。また、10月だけで261件に上り、月別では最も多く、人的被害は5件発生しております。村山総合支庁管内のイノシシの捕獲頭数は、9月30日現在で754頭に上り、昨年同期の369頭に比べ2倍以上となっております。

県は、11月4日に危険度に応じて、3段階の警戒対応レベルを設定しております。死亡事故が発生した場合は「警報」、人身事故が5件以上あった場合は「注意報」、人身事故の発生件数が1件から4件の場合は「注意喚起」としておりまして、県の状況を「注意報」と判断し発令しております。

北海道、東北、新潟県などの熊の生息数の多いところでは、地域の高齢化などにより、森林や農地の管理ができなくなり、熊が活動しやすい状況にあることから、すぐ近くにいる動物と認識すべき時代に入ったようであります。

したがいまして、今年、県内でも人が住む住宅地まで下りてきて、人を怖がらない新世代熊が増えているとのことでもあります。我が町でも、11月16日、富沢区内の国道287号に熊が出没し、40代の女性が運転する乗用車に衝突したとお聞きしております。

したがいまして、熊は身近にいることから、柿や生ごみなど餌となるものを放置しないことが最も重要であります。我が町でも、農作物が被害に遭っており、今後も人命を守ること、熊とイノシシの出没対策、農作物の被害対策に対応していかなければなりません。

これまで対策として、農作物を守ることを基本としまして、電気柵を推進してまいりました。しかし、設置範囲には限界がありまして、山奥に逃げ帰れば一番よいわけですが、設置されていないところに移動してしまうことが懸念されます。

また、熊は子を1年に2匹産みますけれども、イノシシは7匹以上産むとお聞きしております。このような状況に対応するには、かわいそうですが、捕獲するしかないと思ってい

るところであります。それには猟友会、大江町鳥獣被害対策実施隊の充実が必要不可欠であります。

しかし、当会隊員の方々は、仕事や都合などにより、出動される方は限られているとお聞きしております。したがって、少人数にもかかわらず、箱おり、くくりわなの設置、巡回、捕獲後の処理など、大変な命がけの作業に精いっぱい頑張ってくださいいております。

これまで経験し、熟練、熟知された方々が高齢化や一身上の都合により、当隊を辞退されますと、大変なことになってしまいます。そんなことになると、当隊員であります町職員が日常化する鳥獣対策に対し出動し、対応できるのか疑問であります。

したがって、毎年1人ずつでも仕方がありませんので、熟練、熟知された方々に同行して、経験を積みながら活動し、後継者を育てていかなければならないとされているところであります。

また、相手が熊とイノシシだけに想定外の事態が発生しますし、行政側も当会隊員の方々に対し特殊な命がけの作業であることをもっと重く受け止めなければなりませんし、ボランティアの志、絆、思いやりの心と連携を大切にしなければなりません。その一言に尽きると思っております。

また、有害鳥獣対策につきましては、ほかの対策と違わせて、事前に費用を確保させんと、うまくいかないと考えております。予算がないから支払いできない、熊やイノシシが出たとの連絡を受けましても、予算がないから出動要請はできないということでは、行政としていかなものかと思われても仕方がありません。

もしかすると近い将来、出動してくださる当会隊員の方々がいなくなるような頃には、有害鳥獣駆除を請け負う業者が出てくるかもしれませんし、そうなりますと大きな予算が必要になるものと思われまます。そんなことにはならないように願うしかありません。当会隊員の方々が気持ちよく出動していただき、気持ちよく活動できますよう、費用も含めスピード感を持って対応していただきたいと切に願っております。

令和2年度大江町鳥獣被害防止対策協議会への町からの補助金は、昨年度に比べ5万4,000円が増額されました。国からの総合交付金につきましては10万円減額されております。

昨年度から熊とイノシシの出没数は急増しておりまして、それに伴い捕獲頭数も急増しております。したがって、捕獲に関わる補助金は不足しているものと思われまます。相手が熊とイノシシだけに、緊急な支出が発生しますし、スピード感を持ってスムーズに対応するには、予算を前向きに検討すべきと思っております。

令和3年度の国総合交付金については、新型コロナウイルス対策や全国的な豪雨による被害対策などにより、さらに減額されると思われます。国総合交付金は、決められたものしか使えないようでありまして、それを補うための町補助金であると私は理解しております。

はっきり申し上げます。日常化する有害鳥獣対策にスピーディーに対応するには、もう少し町補助金を増額しなければならないと思っております。令和3年度につきましては、熊とイノシシの出没回数、農作物被害、捕獲頭数はどのくらいになるのか分かりませんが、費用が不足する場合は、専決処分や、その都度臨時会を開いて、予算を確保していただきたい。したがいまして、まずは課題となっております費用を今回の令和2年第4回定例議会に補正予算を提出していただいて、確保していただきたい。

熊は、12月中旬に入りますと、冬眠時期に入り、出没時期としては一段落するものと思われます。しかし、イノシシについては、出没する時期に入るとお聞きしており、注視していただきたいと思っております。

最後になります。皆さんが安心して暮らすことができますのも、猟友会、大江町鳥獣被害対策実施隊員の活動のたまものと感謝しております。ぜひ今後も頑張ってくださいと切に願っております。町長、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまご質問のありました土田議員の一般質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

ただいま様々土田議員のほうから現状のお話として、山の状況、そして熊やイノシシの出没の現状、そして様々対応されている現時点での内容等についてお話がありました。お話を聞いている中で、土田議員がいろいろとお調べになった事柄については、全くそのとおりのかなというふうに思います。

さらに、町側のほうの様々な現在の状況、そして課題等を整理した中で、十分な対応を取っていく必要があるというふうに思いますので、その点などについてお話をさせていただきたい、答弁させていただきたいと思っております。

町内の鳥獣などによる作物等の被害の状況のうち、まずイノシシにつきましては、今年度は昨年度より多くの集落からの目撃や農地等の掘り起こし、こうした案件や農作物の食害というふうな報告が多数寄せられております。

その地域的な現状を見ておりますと、当初は左沢地区のほうからというふうなことでありましたが、生息区域については全町に拡大しているのではないかとこのふうにも思いますし、また頭数のほうもかなり増えている、被害の規模も増加傾向にあるというふうに認識しております。今年状況につきましては、これまでにない状況であるというふうなことの認識で考えておかなければならないというふうに思います。

また、熊につきましても、新聞などで連日報道されておりましたとおり、山形県のほうでまとめた県内の目撃数が11月1日現在までで695件と平成24年度以降で最も多い件数であったというふうな報告であります。また、人身事故については、今5件というふうなことがありましたが、県のほうでは、こういったことを受けて、11月4日から12月25日までの間は「クマ出没注意報」というふうなものを発令しているという現状があります。

これに先立ち、町内のほうでも熊の目撃や農作物の被害が頻発しておりまして、お寄せいただいた目撃情報などは町のホームページに随時掲載、または注意喚起の看板などを立てたり、10月15日には各自ができる対策をまとめた熊に対する注意喚起のお知らせを全戸に回覧したり、そういった対策を進めてきたところであります。

その中でも触れておりますが、野生動物には人間の食べ物を食べさせない、集落近くには近寄らせない。そのために集落近くの環境整備や、熊などを誘引することになる収穫していない栗や柿の木の伐採、生ごみや野菜、果物の廃棄を減らす、そういったことなども十分な予防対策につながるというふうなことをお知らせしてございます。

また、お話のありました電気柵の設置につきましても、農地への侵入防止に非常に有効ではあるというふうに捉えております。ただ、議員のほうからありましたとおり、その農地に入らなくはなっても、隣の農地、またはその地域の農地というふうなことも考えられます。やっぱり地域全体でそういった取組を進めていく必要もあるというふうに思いますが、お金のかかる話であり、それぞれの状況も違うというふうな中で、地域内で話をしながら、そういったことも進めなければならないのかなというふうに感じております。

鳥獣被害の対策につきましては、町や鳥獣被害対策実施隊の活動のみでは限界があります。住民の方、特に農家の方々の協力を得られるよう、対策の周知が必要だというようなことで努めているところであります。

また、鳥獣被害対策の中心となって活動していただいております実施隊につきましても、これから5年後、10年後の活動を担っていただく担い手を育成していかなければならないのではというふうなことに関しても、農業の担い手育成と同じような状況であるというふうに

捉えております。

先日開催されました大江町鳥獣被害防止対策協議会の中でも、実施隊として活動している方々の意見によれば、今は一部の実施隊の方への負担が多様な状況で対応せざるを得ないというふうなことや、後継者の育成というものはぜひ必要であるというふうなことでの意見が出されておりました。そういった意見を現場の声として受け止めながら、今後の対応を充実していかなければならないというふうに感じたところです。

単に免許を持っているというだけでは、効果的なわなの設置や捕獲ができるとは限らないのではないかと思われますし、ベテランの実施隊員にご指導いただきながら、経験を積んでいくべきというふうなご意見、土田議員のご指摘はそのとおりであるというふうに思います。

なかなか危険な作業でありますので、その辺のところは十分様々な知識を備えた上で、現場で対応しないと、実施隊員そのものがけがをされたりというふうなことにもつながりかねないというふうなこともありますので、その辺のところは十分大切にしていかなければならない事柄だというふうに思います。

現在の実施隊の体制につきましては、ベテランの実施隊員さんが中心であります。銃免許を取得した若手の隊員に経験を積ませるため、機会を捉えまして、止め刺しの実地による指導などを行っているとお聞きしております。今後もそういう機会を増やしていかなければならないというふうにも思いますし、現場での実際の作業というふうなものも何度となく経験していただいた上で作業に当たっていただくと、担い手を育てていただくというふうなことが必要だというふうに思います。

次に、鳥獣被害対策の費用についてであります。実施隊の活動経費は、大江町鳥獣被害対策協議会から支出しております。その財源は、国からの鳥獣被害防止総合対策交付金を充てており、不足する分については町のほうからというふうなことになってございます。

ただ、今年度の国からの配分額は、お話にもありましたとおり、昨年度の実績額と比較して30万1,000円ほど減額されているというのが現状です。国の説明によれば、これは野生イノシシのウイルス性疾病であるCSF、豚熱と言われる病気への対策へ優先的に配分するために、一般の鳥獣被害対策の費用の配分に影響があったというようなことでございます。

農作物への鳥獣被害も本町のみならず、全国的に拡大しており、鳥獣被害対策費についても十分な予算措置を行っていただきたいというふうなことで、国や県に対して強く要望してまいりたいというふうに思います。

農作物等被害の増加に伴い、実施隊の回数も増えることから、現状では協議会の予算が不足の見込みとなっており、議員のほうから様々お話がありましたが、今回の一般会計補正予算において、協議会に対する補助金の追加を計上しておりますので、ぜひその部分についてご理解いただきたいというふうに思います。その予算の追加が鳥獣被害対策の財源として実施隊のほうで取組をしていただくというふうなことになります。

イノシシの生息数が増加傾向にあり、また熊につきましても被害の予測が難しい、そして今年度の状況を見れば、想像を超して、非常に危険な状況も生まれている特別な年ではなかったのかなというふうに思います。

自然界のことですので、来年度、再来年度というふうに同じような傾向が続くのか、または増えたり減ったりというふうなことに、自然界の中でそうした動きが出てくるのかは、全く予想はつかない状況であります。その実施隊の活動に当たっては、十分な対応が取れるような費用についても、町のほうで一定程度そこは頑張ってお金を支出するようなことを考えていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勳一君。

○10番（土田勳一君） 町長、ありがとうございます。予算が補正予算に確保していただくということでありがたいことで、やっぱりベテランの人が何人かおまして、同じ人が今出ているような状況にありまして、これも先ほど言いましたように、簡単に言えば、後を継ぐ人がいなければどうしようもないので、予算だけでは解決しないというところもありまして、まずそっちのほうも真剣になって考えないといけないと、このように私は思っています。

C S F、これってよく私は分からないので、初めて聞いているのですが、昔、別な言葉があったような気がするのですが、病気を持っている豚なんか来ると大変なことになるというんで、豚がもし感染したりするとまずいみたいなことが昔あったよう気もしたのですが、そういう意味の言葉なのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） イノシシが増加しているというふうなことは全国的な傾向だというふうなこと、それから野生イノシシにおいて、今言いましたウイルス性疾患と言われる豚とか、イノシシがかかる病気があるのですが、それが英語の表記でC S Fというふうな略語が使われているというふうなこと、日本語に訳せば豚熱というふうなことの病気が蔓延している。これが蔓延するというふうなことを止めるための施策として、そちらのほうにお金を使わ

ざるを得ないというふうなことが、配分額が減った理由だというふうなことであります。もし農林課長のほうからちょっと補足があれば、もう少し詳しい説明をお願いできればと思いますが、よろしく。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。課長、何かしゃべってみますか。分かりました。今、町長が言ったとおりだというから、分かりました。

何だかんだ言っても、今年はこの状態。そして、去年も相当ひどくて、また来年はどうなるか全く検討もつかないわけです。それで、隊員の方が一生懸命まだ頑張ってもらわないとどうしようもないので、我々もやっぱり後方から支援するしか、私らはすべがないので、まず後方で頑張ると、こういうふうなことでございます。

分かりやすくもう一つあるのですが、箱おりが相当重いのですが、個人的な倉庫に今まで置かせてもらっていたのですが、今回本郷西小学校のグラウンドの片隅に置くようになったんです。今までと違って、片づけて入れるようなことは全然なくなりまして、真っすぐバックして行って、すぐ下ろせるということになっておりまして、すごく隊員の方は喜んでおりまして、これはいい方法だと思って、私はずっと前から思っていましたので、これはまずよかったです。

4人いれば、すごくバランスよくて、一挙にたがけるんですが、これが3人になりますと、やっぱりバランスが崩れて、うまくたがけないと、こういうふうなこともあるんです。もう1人いればいいのですがということで、1人今欠けておりまして、3人になっていて、今、作業してもらっているんです。

私も個人的に言われたことはあるので、「1人運転する人いないですかね、軽トラック。暇だったらおまえ出てこい」ということで、私も言われたことがあるんです。私も手伝い、やれと言え、やりますけども、何せ素人なので、運転さえすればいいんだというふうなことではあったんですが、やっぱり何とかしてもう1人確保しないと、すごく足腰がつかない、こういうふうなことでした。

誰も出てこいと言っているけれども、いつ出てくるか分からない熊とイノシシに待っているわけにもいきませんし、やはり出られる人というのは限られて、ずっと今まで4人で頑張っていたのですが、結果的には今3人で頑張っている、ということなんです。

素人でもいいような仕事があれば、もしできる人がいれば、軽トラを運転して、バックしていただくとか、それで何かの足しにでもなればいいのであれば、何かいい策を考えてもい

いのにと私も思うんですけども、どうでしょうか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先日、大江町の猟友会さんのほうの総会というふうなことでご案内をいただきましたので、参加させていただきました。会員さんは相当数いらっしゃるというふうな状況ではありますが、ただ実際に活動ができる方というふうなことでは、様々な課題があるんだというふうなお話を聞きました。

具体的に申し上げれば、今お話のあった運搬する際の人手の問題とか、あとは相当危険な作業であるというふうなこととか、あとはどうしても日中、作業として出なければならないというふうな方で、ある程度お仕事は持たず、そちらのほうのお手伝いができる方という、そのような課題があるというふうになると、やはり人の確保というふうなものでは制限もされますし、対応が猟友会の会員であるというふうなことであっても難しいという現状があったようです。

今、町のほうでは人材の育成というふうなことで、免許を取るための支援の補助の制度、または銃を所持するための様々な支援の制度、そういったものを立ち上げながら、猟友会さんのほうからお声がけいただいて、免許を取得できるような環境をつくり、そしてその作業の将来の担い手を育てるというふうな取組をしております。

今、車の運転とか、ボランティア的な活動というお話がありましたけども、やはり相手は野生のイノシシ、熊というふうなことで、現場はかなり危険な状況であるというふうな実施隊の方々もおっしゃっております。つまり誰もができる作業ではないというふうなことです。

万が一くりわなが外れて襲ってくるというふうな可能性もある中での作業でありますので、ベテランの方がいるとはいえ、全くお手伝いというふうな格好で現場のほうに向かうというのは、私は今のところは大変危険なことではないかというふうにも思います。

その中で、今後の後継者というふうなものを見つけていかなければならないという非常に難しい課題だというふうに思いますが、まずは一つは大江町の実施隊、猟友会さんとこれまでどおり意見交換しながら、ご協力いただくというふうな形で、町からのそれ相応の負担もしながらやっていくというふうなことが一つだというふうに思いますし、あとはやはり広域的な連携というふうなことでは、寒河江、西村山地区の猟友会さんの協議会あたりとの連携の中でどうなのかというふうなことも、今後は話し合いを持たなければならないものなのかもしれないと思います。

ただ、やはり先日の大江町の猟友会のほうにも、西村山地区の会長さんといえますか、役

員の方が来賓で見えられておりまして、意見交換するには、どこも同じような状況が続いているというふうなことです。その部分で連携できるところは連携しながらも、やはり同じ課題の解決に向けて、費用の面も含めて、考えなければならないというようなことを意見交換させていただきました。

要は、一つは、やっぱり私も実際の現場の部分についてはそんなに知識はありません。聞いた中でのお話だったり、写真を見たりというふうなことの知識であります。現場のほうをよく知っている実施隊のベテランの方々の意見をよく聞きながら、そこら辺のところの対応は町として考えなければならないというふうに思いますので、今後ともご指導くださるようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。分かりました、ほとんど分かりましたので。

それで、今回の補正予算が出されて、150万円でしたか、これはやはり必要不可欠で今回出したと思いますので、我々も応援して、まず可決していきたいと私は思っています。議員の皆さんからも賛成していただいて、全会一致で可決していただけますよう切にお願い申し上げます。

時間も時間ですので、これで終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勸一君の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次の一般質問は一括方式で行います。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤慎一郎です。

私から町民の命と暮らしを守る基本的な考え方、熊やイノシシ死体処理施設について質問したいと思います。

今年、令和2年は積雪のない冬に始まり、そして新型コロナ禍、7月には大雨による災害が発生し、本当によい年ではなかったのではないかと思います、令和2年の年でなかったかと考えます。

いまだに収束の見えない新型コロナ禍は、このまま年を越すのではないかと思います大変心配です。本日現在で拡大の一途をたどっているようであります。

そして、7月29日の大雨による水害では、町道、農道、林道、用水路、そして果樹園、水田とかなりの災害が発生しました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。いち早く復興されることをお祈り申し上げます。

安心して生活ができるように、町としても、議会としても取り組まなければならない重要事案だと思っております。

そこで、町長に町民の命と暮らしを守るについて質問します。

まず、町民の命ですが、新型コロナウイルスに感染しないように、新型コロナウイルスに感染したら、どのような対策を取るか、役場職員、そしてそれに携わっている方々、昼夜を問わず心配なされていることと思ひ、本当にご苦労さまです。お察し申し上げます。

コロナウイルスが進行するに当たって、小学校、中学校が休校になりました。大江町には出ておりませんが、もし発生しますと、それはそれは大変な仕事ではないかと思ひ、新型コロナウイルスが出ないように、ただ祈る思ひです。まさしく子どもたちの命を守るためです。

全国一斉に休校になりました。突然の休校で、生活が一変しました。子どもをお持ちのご家庭は大変だったろうと思ひます。そして、休校が終わり、マスクをかけて登下校しなければならなくなりました。夏の暑い炎天下の中、汗をかきながら、マスクをかけ、登下校する姿を見て、コロナウイルスを憎らしくなりました。そして、安全に登下校させてあげたいと思ひ、今年ほどスクールバスの必要性を感じたことはありません。それについて、町長の見解を伺います。

小中学校児童生徒は、安全で安心な生活、教育を受ける権利があると思ひます。街なかには防犯カメラの意見なども出ておりましたが、こんなところで、こんな町で起きるのが事件・事故です。

子どもの数も激減しております。ぜひ義務教育が終わるまで、一人も欠けることがないよ

うにすることが行政、そして私たちに与えられた仕事ではないでしょうか。教育長の見解も伺います。

生命と暮らしを守る別の角度でもう一つ質問します。

今年は大雨によるかなりの災害が発生しました。道路損壊、農地の決壊、崖崩れなどが多く発生しました。大江町でも激甚災害の指定まで該当しました。そのため、復旧作業においてもかなりの支援ができるようになり、幾らかでも手助けになっていると思います。

そこで、民間の土地における災害、例えば、宅地内の崖崩れなどは前例がないと言い、支援が受けられないのではないかと聞いております。現在の建築基準法によって危険と予想されるところに住宅などは建てられなくなっておりますが、今現在、長年住んでおられるところからそう簡単に移転することはできません。

そこに災害があっても、全半壊した住宅は別として、災害に遭った住宅に限って、水田や果樹園の農地と同じように支援してもいいのではないかと考えます。そこに住んでいる大江町町民ですから。これがまさしく町民の命と生活を守る大江町と言えるのではないのでしょうか。町長の見解を伺います。

次に、熊やイノシシの死体処理施設についてであります。

今年、ご覧のように山奥のブナの実が凶作で、日本中の熊や猿、イノシシまでが里まで下りてきて、農産物に被害が出ております。新聞・テレビでは毎日のように報道され、市街地の中まで来て、人的被害も出ているようであります。

今年10月23日現在、18頭が捕らえられたと聞いております。北山地区の被害に遭った果樹園を見てきましたが、収穫間際のリンゴ、シナノスイートがほとんど食べられたと言っております。1頭だけではないなと思い、わなを仕掛けたところ、2頭かかりました。そして、家の近くで仕事をしていたら、すぐそばを熊が通っていったとか、本当に民家の近くまで来ていると聞いて、びっくりしました。

そこで、提案なのですが、捕まえた後が問題です。死体処理する方々の苦労が大変になっております。人員や場所、死体を処理する方法などです。死体を解体する施設、運ぶための車とか、クレーンつきのとかを考えなければと思います。

2021年度の農林水産関係の予算、概算要求などを見ますと、鳥獣被害対策とジビエ利用の推進の予算162億円が要求出ております。それに向かって考えてはどうかと思います。

死体を始末、処理してくださる方、猟友会の皆様の負担軽減になるのではないかと思います。今でも仕事を持ちながら処理してくださる方々には頭の下がる思いです。これから大江

町における鳥獣被害対策についてどのように考えているのか伺います。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、私のほうからと教育長のほうからというふうなことで答弁させていただきたいと思いますが、私のほうからまずは伊藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

質問の中でコロナの話題なども出ておりましたが、午前中の県からの報告によりますと、今日も10人ほど出ていると。ここ数日間連続して、大勢の方の感染が確認されてきているというふうなことは大変心配な状況。内容を見ますと、今日の発表では、西村山の郡内でも1名の方が陽性反応があったというふうなことを考えれば、やはり少しずつ大江町のほうにも近づいてきているというふうなことを認識しながら、より一層の町民の皆様方、事業者の皆様方、そういった部分で感染防止対策を改めて徹底していかなければならないのではないかとこのように感じたところでございます。

前段そんなことを述べさせていただきながら、質問にお答えさせていただきます。

まずは7月28日の豪雨により、道路や河川などの公共土木施設以外でも多くの被害があちこちで発生しており、様々な通報を町としては受けながら、現地確認の対応を行ってきておりました。

その中で、伊藤議員さんのほうから今お話がありました宅地内の崖崩れや法定外公共物と言われる道路などについては、基本的には直接町において復旧工事等の対応を行っていないというふうなのが現状でございます。

住宅敷地などについては、個人などの所有の土地であること、そしてその財産を守る第一の義務は所有者にあるというふうなことをご説明申し上げながら、理解をお願いしてきたところです。被害に遭われた方がいる一方で、自己の財産を守るため、事前に策を取られている、費用を負担してやられているというふうなこともあるということでございます。

個人所有のものについて、行政が復旧工事や安全対策を講ずるべきなのかどうかということに関しましては、平等性、公平性などの観点から考える必要もあるのではないかと感じております。

ただ、このたびの豪雨災害については、これまでにない大きな被害を受けた町史に残る大災害というふうなことであります。そのことを思えば、行政として町民の安全の確保、復旧への支援というふうなことは、その現状に合わせて対応しなければならない課題であるとい

うふうにも考えております。

実際に住んでいる住宅などへの被害の状況を確認しながら、現状に合わせて、その原因の排除と安全に暮らせるための支援は必要であると考えておりますので、状況に応じて、対応、判断していきたいと思っております。そういったことをご理解いただきたいと思います。

次に、私のほうからは熊に関する部分の質問であります。熊やイノシシの死体処理施設の設置についてという部分でございます。

今年は全国各地で熊の出没が相次ぎ、県内でも熊やイノシシによる農作物被害、人身的な被害が連日新聞などで報道されて、本町においては幸いにしても人的な被害は出ておりませんが、農作物被害や民家の近くへの出没情報など、連日のように情報が寄せられていることを受けて、町としては、大江町鳥獣被害防止対策協議会及び大江町鳥獣被害対策実施隊、こちらのほうが連携して、被害現場の確認や、わなやおりの設置という対応で捕獲活動、そして住民への周知などの対策を行ってまいったことは、先ほどの土田議員の中でも答弁申し上げてきたところでございます。

捕獲活動の結果、11月末日現在で有害捕獲による熊の捕獲頭数については18頭でございました。ただ、春先の春季捕獲というふうなことで、調査のため4頭がさらにプラスになるというふうな現状ですが、イノシシにつきましては24頭となっております。

さて、ご質問にあります熊やイノシシなどの有害鳥獣捕獲後の処理に関するご提案でございますが、国の事業による処理施設の建設をというご提案もありました。数年前に隣の県で建設した施設の例を調べてみますと、機械、設備など合わせて事業費が約4,000万円ほどだったというふうなことであります。年間を通して400頭ほど処理しているというような、こんな状況の情報がありました。

現時点で大江町町内の捕獲頭数は、熊、イノシシ合わせて50頭弱であり、わなやおりによる捕獲した鳥獣については、大江町鳥獣被害対策実施隊の方より、捕獲後の止め刺しから運搬、解体処理まで、様々な面でご協力いただき、対応してもらっております。

運搬のための機械や軽トラック、解体場所などについては、実施隊員の所有する車や敷地を借用しながら対応させてもらっており、これらに要する活動費用については、大江町鳥獣被害防止対策協議会から支出し、その財源については、議員のご質問にもありました国の鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進の予算である鳥獣被害防止対策交付金を充てているほか、不足分については町の一般会計より支出させていただいているところでございます。

捕獲いたしました鳥獣の解体については、熊の場合、実施隊員3名から4名が半日ほどか

けて作業する必要がある、隊員の時間的、そして体力的な負担というようなことが大きくなってきております。

このことから、今年度は埋却処理を試験的に実施したところ、解体処理した場合の4分の1以下の時間で処理することができるというふうになり、実施隊の負担の軽減が図られたことや、今後も埋設処理を取り入れるべきではないかというふうな意見をいただいておりますので、そんな対応を来年度以降もしていかなければならないと思っております。

鳥獣被害については、隣接市町でも増加しており、捕獲後の処理について苦慮しているというふうなのは同じ状況であるという形でございます。

このように鳥獣被害対策については、本町だけではなく、広域的な問題であると認識しており、処理施設や運搬車などの設置も含め、有害鳥獣捕獲後の処分に係る経費負担減への支援につきまして、西村山地方総合開発重要事業要望という形で県に対し要望しているところでございますので、ご理解いただければというふうに思います。一市町村の大江町だけで解決できる問題でもないというふうな観点がありまして、協力しながら進めたいと思っております。

最後に、有害鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止対策協議会や実施隊の方々の意見を聞きながら、協力を得て、実施隊員の確保や作業負担の軽減など、随時検討しながら、被害の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、小中学生の通学、登下校に関する部分については、教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 日頃から子どもたちの暮らし、学校生活等に関して関心を持っていただいているということに対しまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

冒頭、町長からもありましたが、お昼のニュースでも県、市の発表といたしますか、ウイルスに対して、また近隣市町で出ているというふうなことで、大変忍び寄っているという感じがしまして、心配しているところでございます。

なお、学校の対応や社教施設等も含めまして、対応については結城議員さんからも質問が出ておりますので、そのときに詳しく申し上げたいというふうに思います。

ご質問の内容は、近年、気候変動による自然災害の多発、不審者や交通事故の増加など、安全を脅かす事件や事故が増えており、今年は特にコロナ禍が子どもたちにとって脅威とな

っているので、安全な登下校のためにスクールバスでの登下校を積極的に図るべきとの趣旨であると理解いたしました。

新型コロナウイルスとスクールバスの関係について申し上げますと、密閉された空間であるということや、走行中、換気ができない状態であることなど、感染リスクを抑える努力はしているものの、ゼロにはできないので、コロナ禍ということに関して言えば、バス通学がより安全で効果があるかどうかは不確かであるということ念頭に置きながら、答弁させていただきたいというふうに思います。

児童生徒の安全な登下校については、全国各地で地域住民の方々やPTAの方々がボランティアで登下校を見守ってくださっており、大江町においても子どもたちが安全に登下校できるよう、町で左沢地区4名、本郷東地区2名の交通安全指導員をお願いしていることや、地域の見守り隊を結成するなど、子どもたちの安全確保に努めているところであります。

また、日々の生活の中でも安全な行動が身につくよう、学校において登下校の指導を徹底しているところです。子どもが「行ってきます」と元気に家を出て、安全に登校し、「ただいま」と笑顔で帰宅することは、私たちの生活の中の当たり前の日常ですが、その当たり前の日常生活を守るために我々大人ができることをやっていかなければならないという議員のおっしゃるところはごもっともであり、そうでなければならぬと改めて感じているところです。

ただ、子どもが独り立ちするということが教育の大きな目的であり、そのような意味において、自分の足で自分の力で学校に通うことも大事であると。それは通学、登下校の基本であるとも考えておりますので、そのあたりのご理解もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、本町の小中学生の通学方法についてですが、考え方としては、徒歩で通える範囲内の児童生徒については徒歩を原則としながら、より安全な通学方法として、児童生徒の発達段階や適切な通学距離、季節や時間帯による道路事情、交通事情等を考慮に入れながら、徒歩に加えて、自転車、スクールバスの三つの方法で行ってまいりました。

スクールバスについては、これまで左沢小学校が用、富沢、伏熊区を対象として、また本郷東小学校は葛沢区以西の地区を対象として、各小学校1台、運転手1名体制で運行してまいりました。

中学校につきましては、柳川方面と用方面の2台体制で、柳川方面は運転手1名を雇用しての運行、用方面は専門業者への業務委託により運行している状況です。

スクールバスを利用できる範囲は、小学校が2キロ以上、またはそれに準ずる地域、中学校は3キロ以上と一定の基準は設けておりますが、乗車可能な定員の限度を考慮しながら、遠いところの児童生徒から乗せられる範囲で乗せている状況でございます。

次に、各校の便数についてですが、現在は各学校とも各方面に登校時に1便運行しております。下校時は、各小学校が学年別で2便、中学校が部活動の終了時刻に合わせて、各方面1ないし2便運行している状況です。

しかし、先ほど申し上げたとおり、児童生徒を取り巻く環境が変わりつつある中、現在、本町で運行しているスクールバスについても、可能な範囲で工夫していかなければならないというふうに考えており、今年度は運行対象地区を拡大して、月が丘地区を追加しましたが、来年度はその運行対象地区をさらに見直し、より多くの児童生徒をスクールバスに乗車できるようにしたいと考えているところであります。

運行の詳細については検討中ですが、現在、各学校単位で運行しているバスを学校ごとの運行とはせず、例えば同じ方面の中学生と小学生が1台のバスを利用するといったような、より柔軟な運行形態とすることで、現在よりもさらに効果的なバス利用となるよう計画を進めているところでございます。

それらのことを踏まえながら、今後の児童生徒数の変化に応じ、その都度、その時期に合った環境の中で、運行方法や運行対象地区などの工夫を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

原点に立ち返って、子どもたちの安全を守るということを考えたときに、地域全体の中で生活している子どもたちです。登下校におけるスクールバス利用は、その方法の一つであって、子どもたちの安全に関わる問題は、地域全体で考えていただく事柄とも感じておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ご答弁ありがとうございます。山形県の吉村美栄子知事は、連日のように記者会見などで県民の暮らしと命を守ると言っております。コロナ対策で頑張っておられます。これがまさしく政治家の原点だと思います。私たちも大江町町民の暮らしと命を守る、守ってあげなければならないというのがお仕事だと思っております。

災害が発生すれば、現場に出向き「大丈夫か」と言い、被災者の身になって、できる限りやってあげるのが、町民に寄り添った温かい政治だと思います。災害に遭ったときなど、町民のために何をやるのかが問われております。住んでいるところは、いささか危険なんか

あると思いつつも、年金暮らしの中では、防災工事をやりながら生活していかなければなりません。大変なことであります。災害になったなら、なおさらです。ぜひ被災者の身になって、町民の命と暮らしの見守りについて考えてあげなければなりません。初心に戻って、再度伺います。

話は変わりますが、この前、役場の3階から外を見ておりましたら、3年生か4年生ぐらいの女の子が一人で下校しておりました。下校の時間だと思っていたんですけども、その後、誰も来ないんです。やはり少子化で一人で下校しなければならないんだなとつくづく現実を見せつけられました。

今、社会面でのニュースは、スマホで写真を撮られた、声をかけられた、追っかけられたなどと連日のようにあります。これもまた少子化の影響かもしれません。私たちは登下校中の中、危険性を取り除かなければなりません。使命だと思っております。

今、教育長、小学2年生のかばんの重さは何キロぐらいだと把握しておりますか。私、量ってみたところ4キロほどありました。体重30キロぐらいの子どもです。大人に換算すると、体重60キロの方が毎日8キロほどの荷を背負い、2キロほどの道を、背負い、毎日炎天下の中、マスクをかけて歩いているわけです。これから吹雪もなるでしょう。私が小学校の頃は、多くの友人と道草を食いながら、家に帰ってきた。ですから、いろいろと楽しいこともありました。

しかし、今はどうでしょう。コロナのせいでもある。遠く離れて下校している姿を見たときに、教育長はどう思いますか、再度伺います。

今年は20人しか生まれていないようですが、いずれにしろ、少子化時代であるがゆえに、近い将来、スクールバス登下校の時代が来るかと思えます。大江町で行うのが早いか遅いかの問題だろうと考えます。再度見解を伺います。

○議長（菊地勝秀君） 初めに、松田町長。

○町長（松田清隆君） 基本的な事項については、先ほど答弁させていただいたものでありますが、今、議員のほうからお話のありました町民の暮らし、安全を守ることがあなた方の使命ではないかというふうなご指摘をいただきました。もちろんそのとおりだというふうに認識しておりますし、今回の災害に当たっても、様々な形の災害がありましたので、精いっぱい対応してきたというふうなつもりでございます。

ただ、やはりまだまだ行き届いていない部分があるとすれば、その部分については再度検討しながら、被害の状況などに応じた対応を考えてみたいというふうに思います。なかなか

か被災者の身になれば、今、議員がおっしゃられたようなことで、少しでも町からの支援なり、周りからの支援というふうなものがあれば、大変ありがたいというふうに感じると思います。水害に遭われた方のほうに見舞金などをお支払いしました。大変感謝されているというふうなこともありました。それぞれの状況に応じた支援を町としてももう少し検討していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（菊地勝秀君） 続きます、犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、徒歩が基本だと、基本的には。一人で帰るというふうなことのないように学校では配慮しているのですが、時間帯の関係、学年の関係、そういう状態があって、一人で帰る場合も出てくるというふうなことだというふうに理解しております。

ただ、もちろん一人で帰らないほうがいいわけですが、うちに帰る場合は、どうしても最後は一人になるんです、必ず一人になる、こういう状況はあるわけです。そこで、スクールバス云々というふうな話で、みんなが降りて、それでもうちに歩けば、必ず一人になるという状況は出てまいります。そこは何ともしようがないような部分がありますけれども、なるべく複数で帰るということは、子どもたちの安全にとっても大切なことだというふうに考えておりますが、実情はそのようなことであるというふうに理解しております。

ただ、できる範囲で、バス通学の範囲を、今のバスのキャパでありますとか、あるいは運転手さんの関係、学校の状況、子どもたちの人数等々考えて、できる範囲で広げていきたい、効果的な使い方を検討してまいりたいというふうなことで今進めておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。さっきも言いましたように、私たちの時代だったら、むしろ下校の時間なんて楽しくて、真っすぐうちに帰らないでやった時代ですけども、今は小学2年生の人が、例えば迎えに来てくれる方が年寄りなんかがいればいいんですけども、100メートルも離れて、一人でぽつんぽつんと歩いてくるんです。

それで、さっきも言いましたように、かばんの重さはどのくらいかと見てみたら、4キロくらいありました。4キロは、大人に換算したら、体重60キロの方が8キロ、10キロ近くの荷物を背負って、それも毎日、雨の日も、それこそ風の日も行かなければならない。それを考えたときに、可能ではないかと思うんです。

先ほど少し前進したような意見が出てきましたけども、同じ方向だったら、乗り合いしながらということ、意見も出てきましたけども、この前の監査でちょっと聞いてみたら、大体1台のバスが運行されるのは二百何十万円だったかな、そのくらい経費がかかっているようです。

やっぱり大江町の予算なんかを見てみますと、無駄、無理、むら、いろいろありますけども、さっきから私が言うように、町民の命、暮らしを守るには、そういう面に対しての予算はぜひ使っていただいて、本当の私たちの仕事を考えてやっていかなければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、鳥獣被害対策ですが、11月12日、日本農業新聞に農水、環境省の両省は、鳥獣被害防止に向けた集中捕獲キャンペーン、全国会議を開いて、10年間で鹿とイノシシの生息数を半減させる政府の目標を実現し、減らした。地域を挙げた鳥獣害対策などを通じ、捕獲数を伸ばした先進事例の報告がありました。

その会議の中で、ある政治家は、全国の農家が鳥獣被害で苦しんでいる。根こそぎ捕獲する勢いで頑張ってもらいたいと激励の答弁もしておりました。名前を申し上げますと二階さんです。そのくらい国でも本腰を入れているのではないかと思います。我が町でも、これ以上増えないように、これ以下になるようにしなければと思います。

先ほど熊が22頭、イノシシは24頭と聞いておりますが、イノシシといえば、豚コレラ、先ほども言うておりましたが、豚熱と言いますけれども、これは法定伝染病であるわけです。これが今、福島のほうまで来ているようであります。それが蔓延するとどうなるかは、先を読めませんが、実際にイノシシも増えておりますし、熊も捕獲頭数も増えている。

そこで、私が提案したいのは、死体や、そしておりを乗せる軽トラックを町で準備してほしいと思うわけです。イノシシや熊は150キロぐらいあるそうです。鉄のおりは200キロあるそうです。2人や3人で持ち上げられません。

そこで、軽トラックに軽トラアームクレーンというのがあります。先ほど町長と農林課長に参考資料を渡しておりますけども、大体それが50万円ぐらいだったかな、48万円ぐらいですから、ネットではね。これが大体300キロぐらいまで持ち上げられます。そういうのを軽トラックと準備したらどうかと私は提案したいと思います。

それから、ジビエなんかもありますけども、私たちもいろいろと勉強する中で、ジビエ、要するに食用として利用するには、施設なんかにかかり金がかかって、月に何頭以上捕まえて処理しなければ採算が合わないなどと言っております。ですから、食べられない、埋めら

れない捕獲獣、広域で焼却処理の悩みというのはネットで出ておりました。それを見ると、広域的に焼却施設、それを先ほど町長が言うておりますけども、広域的に、例えば大江町で頑張ったって駄目なんですから、1市4町の市町で近くに1か所、焼却場を設けるとかすれば、利用できるのではないかと思います。それもネットを見てみますと、これも鳥獣対策の予算が該当するようです。

ですから、やっぱり今、埋めるといっても、ユンボを持って行ってしなければならない。畑の中、山の中まで車で運ばなければならない、おり、それをそういった小さなクレーンなんですけども、軽トラックにつけるクレーンなんですけども、ぜひ検討していただきたいと思います。そこで、再質問、これについてお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今のお話を整理させていただければ、一つはトラックとチェンクレーンあたりの整備による負担の軽減というお話と、あとは処理というふうなことで広域的な対応という、この2点のお話だったかなというふうに思います。

軽トラックとクレーンの部分につきましては、実施隊の中心となって活躍されている方などの意見も聞きながら、そこの部分は必要性、または予算的なこと、そういったことを含めて、検討してまいりたいと思います。

なかなかこういうふうなものがというふうなことを提案した際に、一方では、それはいいねというふうな評価、ただもう一方では、ちょっとそれよりはこっちのほうがいいのではないかという、様々な意見が、よく新しいものを取り入れようとしたときに意見が出ます。町としては、こういうふうなのがいいんじゃないのというお声がけをしても、やっぱり現場では違うというふうなこともありますので、その辺のところはよく意見を聞きながら、対応すべき課題だというふうに捉えさせていただきたいと思います。

あと、先ほども答弁の中で申し上げましたが、広域的な部分であります、イノシシは大江町の境界線を知っているわけではありませんので、どこからでも市町村間、または県をまたいで移動しているというふうなことが事実だと思います。そんな中で、身近な部分で一つの解決策を探るとすれば、せめて山形県総合支庁、西村山、こういったくくりの中で、何をどういうふうにするか、全体的に必要とされている部分が埋められるのかという検討が必要だと思います。

先ほど申し上げましたが、西村山の重要事業の要望の中でも、そういった取組の提案をさせてもらっています。なかなか要望書というふうな形の紙ベースでは伝わらない部分がある

のではないかと思います。伊藤議員も現場のほうを何度か見られているかというふうに思いますが、そういった実感の中で訴えていかないと、そういう取組は進めないのかなと思います。

大江町がとか、西村山の各市町がというふうなことで、意見交換を十分しながらやらなければならないとも思いますし、行政だけの結びつきではなくて、先ほど申し上げた猟友会、こちらのほうの結びつきの中でも、一つ様々な具体的な話合いを持って進めないと解決できない課題だというふうに思います。

ぜひその辺のところは担当レベルで、そして猟友会レベルで、様々やりながら、1市4町、村山総合支庁管内、そういった部分が連携してやれるような手法を編み出していければというふうに思っておりますので、もう少し検討させていただくようなことでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。どこで捕まえるか分からない、畑の中だか、山の中だか分からない、そこから引っ張り出してきて、しなきゃならない。穴を掘って埋めるには、人の手ではどうにもならないと。そこに例えばクレーンを持って行って、穴を掘る。それもいいんだけど、さっき言ったように、こっちに持ってきて、管内の1か所の焼却場、焼却場もかなり調べてみたんですけども、結構やれるんですね、一日に何トンもやれるとかってありましたので、恐らく管内だったら、かなり頭数も出ていると思うんです。だから、それは焼却場としても成り立つのではないかと思いますので、ぜひ検討の一つにさせていただきたいと思います。

私たちは、かなり前の話で申し訳ないのですが、牛を飼っていたときに死産したり、死んでしまった後なんかは、寒河江市の河川敷に死体置場というのがあったんです。そこに置いてくると、仙台の業者だったと思います。取りに来て、それを持って行ってくれたんです。何にするのかと思ったら、ミンチにするらしいんです。そういう施設もあった。

今はどこにあるか、いろいろ調べてみたら、食肉公社かな、あそこにあるらしいんですけども、今ですと、牛の場合は埋めて悪いんじゃないかなと思います。そんな関係でそういう施設なんかがありますので、その辺なんかは使えないと思うんです。使えればうまいんですけど、イノシシを持って行って、いいんですけども、恐らく焼却施設をネットで見てみますと、予算もつくようなので、ぜひ1市4町で検討しながらやっていただきたいと思います。

これからも、先ほど言いましたように、町民に寄り添った、それから心の通う町政をぜひお願いして、私の質問を終わりたいと思います。鳥獣被害対策もぜひ頑張って、私たちも頑張りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

2時まで休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次の一般質問は一問一答方式で行います。

◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

慢性呼吸器疾患・喫煙などといった原因から、慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての大江町の取組について質問させていただきます。

今年5月10日付の山形新聞の記事によりますと、慢性呼吸器疾患は新型コロナウイルス感染症による死亡リスクが高い疾患の一つとされています。特に長年の喫煙によって引き起こされる慢性閉塞性肺疾患は、感染すると重症化するリスクが高いと考えられております。

COPDは、肺の中にある気管支の慢性的な炎症に加え、気管支が枝分かれしたその先にある小さな肺胞という組織が壊れる病気で、COPDになると酸素と二酸化炭素の交換がしにくくなります。新型コロナウイルスに感染すると、肺胞が広い範囲で傷ついてしまい、急激に重い酸素不足に陥るおそれがあり、非常に危険です。

日本国内におけるCOPD患者は約数百万人と推定されておりますが、あくまでもこれは推定値であります。肺は予備能力が高いため、せきや息切れがひどくなるまで、本人がその

症状に気づかないことも決して珍しいことではなく、適切な診断や適切な治療を受けることもなく過ごしているということが問題なのであります。

肺疾患がある人が新型コロナウイルスを発症しても、必ず重症になるとは限らないのですが、酸素不足がどれくらい回復しているかなど、長期的な影響はいまだに分かっていません。回復後も慎重な経過観察が必要で、だからこそ予防が必要で、大切なものとなります。

人混みを避ける、手洗いをしっかりするなどの基本的な感染予防の対策を行うとともに、重要なことは、慢性閉塞性肺疾患（COPD）を悪化させないこと。治療薬を飲み続けて、睡眠と栄養を十分に取り、飲酒を控えめにすること。当然ながら禁煙を継続して、さらに受動喫煙も避けることが大切です。

そして、この大切な事柄に運動を併用することもとても大切なこととなります。COPDが進行していても、毎日運動している人は見た目の元気が違う。闊達である。できれば、天候に左右されない運動を習慣にしていきたい。例えばテレビ体操を録画して、決まった時間に行うとか、健康福祉課や地区の百歳体操に参加するとか、また自転車型のエルゴメーターを購入して、体を動かすとかも一案です。

エルゴメーターは、新品で買うと非常に高価なので、私自身は実際はリサイクルショップで数百円で買ったものを購入しております。実際の値段は300円でした。処分に困ってリサイクルショップに出すのが結構あって、非常に安価な値段で型の古いやつを購入できます。また、体育センターには、数台の最新の自転車型エルゴメーターがありますので、利用していただくという手があります。

通院は、症状が落ち着いていれば、間隔を延ばすことが可能です。しかし、かかりつけのお医者さんにしっかり相談することが必要です。ふだんの体の状態を知っているかかりつけ医師の判断が非常に頼りになります。

続きまして、今年5月10日付の山形新聞の記事より抜粋です。

新型コロナウイルス感染症でたばこが重症リスクの要因とされているのを受けて、禁煙に挑戦する人が増えてきています。盛んなのがスマートフォンなどのアプリを使ったオンライン指導、直接通院しなくても済むので、3密を避けられるために広がっております。

「新型コロナウイルス感染症がきっかけで、禁煙を始めようと思った」「飲み会がなくなってきたので、禁煙しやすい」などなど、飲酒の機会と喫煙が結構関連しているようです。

禁煙支援事業を推進して実施している地方自治体、例えば大阪府の豊中市などは、こうした利用希望者が急増しています。

地方自治体が提供するのが、アプリで喫煙の危険性を学習しながら、毎日の状況を記録したり、ビデオ通話で看護師や保健師などの指導を受けられるプログラムで、ニコチンパッチなどの禁煙補助剤を自宅に送ってもらえるものです。

利用期間は原則として1年間、利用料金はその地区に在住している住民は無料、さらに在住していなくてもその地区で勤務する人も3,000円で利用できる制度。

利用している人は、「オンラインだけど、親身になって相談に乗ってもらえる」「実際1本吸うのに5分として、一日20本吸っていたのだから、最低でも1日100分が煙とともに無駄にしていた。これを1年すれば、大変な時間だった」と、「時間を有効に使いたいとこの制度を利用し始めたのだが、新型コロナウイルスの感染拡大と感染リスクを受けて、やっぱりたばこは危険、やめたほうがよい」としみじみ話していたということが載っておりました。

医学界では、喫煙は新型コロナウイルスによる肺炎の重症化リスクになるとの指摘が相次いでおります。今年4月には、受動喫煙対策を強化した改正健康増進法が全面施行され、既存の小規模店を除き、飲食店が原則として禁煙になりました。

大阪府の豊中市は、昨年6月から禁煙事業を開始、今年2月までの間、月平均利用者が15名程度だったのが、3月が37名、4月が52名と急増しました。

豊中市から委託を受け、事業を実施する東京の医療ベンチャー企業「Cure App」は、民間にもこのアプリを提供しており、昨年には約60社だった契約会社が、今年5月に190社以上に増えており、問合せ件数は前年比で約14倍以上に増えているそうです。

ここまでのデータは、私が今年の6月にまとめたデータでありまして、本来であれば、夏の議会に提出する予定でしたが、パソコンが壊れてしまい、データが消えておりました。

さらに、私が一般質問の事前通告書を提出するのが11月9日、その数日後にこれらの関連が保険適用になったというニュースが新聞に載っていたように思います。

私が述べているのは、禁煙者を減少する必要性、飲酒の機会をもう少しの期間我慢すること、運動を効果的に取り入れる。これらのことを踏まえて、禁煙、減煙及びコロナウイルス感染症も含めた健康増進を目指す大江町としての取組を町長に問わせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 櫻井議員のご質問にお答えさせていただきます。

全体を通して今質問をお聞きした中で感じたのは、健康というキーワードの中で、まちづ

くりを進めてはいかなものかというようなことを頭の中に描いておりました。健康に対して興味のない方は、ほとんどいないというふうに思います。それにも増して、年齢が高くなるにつれ、元気に暮らしたい、そういった希望は年齢とともに高まってくるというふうに感じております。ぜひ様々な取組を通しながら、健康づくりによるまちづくりというふうなものも今後私として進めてまいりたい課題なのかなというふうに全体を通して感じたところがございます。

それでは、ご質問いただきました内容についてお答えさせていただきますが、櫻井議員のご指摘のとおり、長期にわたる喫煙が健康に及ぼす影響については、よく知られているところでございます。たばこの煙には約5,300種類以上の化学物質が含まれ、そのうち約200種類以上が人体に有害な物質であり、その中でも約70種類以上が発がん性であると言われております。

たばこの煙には、喫煙者が吸う主流煙とたばこの先から出る副流煙がありますが、主流煙より副流煙により多くの有害物質が含まれており、近年では問題視されている受動喫煙による健康被害、この副流煙が原因と言われております。

また、喫煙によるたばこの煙は、ただいまご質問にありました慢性閉塞性肺疾患、そしてがん以外にも、狭心症や心筋梗塞などの虚血性心疾患、肺気腫や慢性気管支炎など、様々な病気の要因と言われております。妊産婦や子どもへの影響も大きく、流産や早産、そして乳幼児突然死症候群、または気管支ぜんそくなどの危険性も高まることが科学的にも明らかにされているというふうに思います。

このため町では平成27年3月に、平成27年から令和6年度までを計画期間とする「いきいき健康行動計画21おおえ（第2次）計画書」を策定し、禁煙、そして減煙対策を含めた中で町民の健康づくりに取り組んできております。

具体的には、啓発活動として、世界禁煙デー、これは5月31日になっておりますが、これらと併せ、禁煙週間における広報紙の掲載、公共施設などへの受動喫煙対策ポスターの掲示、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時における妊産婦や子どもを持つ保護者への普及啓発のほか、禁煙を希望する方には個別の相談支援や禁煙外来の紹介も行ってきております。

また、受動喫煙防止に重点を置いた、先ほどありました健康増進法の一部を改正する法律が今年4月から全面施行されたことを受けて、町内の飲食店などに対して屋内禁煙に関するチラシを配布するなど、受動喫煙対策のさらなる啓発も実施しているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策に関しましては、感染者数の推移及び国や県の動

向に注視しながら、町民の方には引き続きマスクの着用、小まめな手洗い、身体的な距離の確保をお願いするとともに、3密を避けるなど、新しい生活様式の徹底を町のホームページや全戸配布チラシなどで周知しております。

先ほど申し上げましたが、県内の状況を見れば、大変心配な状況の時期に突入しているという認識の中で、ただいま申し上げましたようなことは重点的に町民の方からの取組をお願いしたいと思います。

今後は慢性閉塞性肺疾患など呼吸器疾患のある方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクについても、禁煙対策と併せて幅広く周知していきたいと考えております。

ただいま大阪府豊中市の取組についてもご紹介がありました。こちらのほうの取組につきましても参考とさせていただきますながら、大江町の人口規模などに照らしてどうなのか、そんなことなども含めて調査検討したいと思います。

禁煙については、確かにコロナ禍の現状においては、人の接触を避ける非接触型のアプリによる対策も一つの方法として有効であるとは思いますが、最終的に禁煙は個人の意思の持ち方による部分も大きいのではないかと思います。また、禁煙に対する費用対効果などの面も含めて、町としては引き続き禁煙へのアプローチの仕方について、様々な方向から検討していきたいと考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 町長、丁寧な説明ありがとうございました。先ほど言ったように、要点として三つ挙げています。喫煙者を減少する必要性、飲酒の機会と運動を効果的に取り入れるというのについて、一つずつ簡単に、しゃべりたいことを山ほど考えてきたので、本当にそこから抜き出します。

俳優でコメディアン志村けんさんが亡くなったのが、コロナとは何か人のことだったようなことから、一転して、本当自分たちの身近に起きているんだということが分かるようになりました。結構先ほど言われたように虚血性のやつとか、たばこを吸うことによってあります。

横浜銀蝿だったかな、初めて吸ったたばこがショートピースとか何とかというのがあったんですけども、私も実は若い頃、まだ髪があった頃、たばこを吸っていた時代がありました。たばこを吸うと、頭がくらくらするんです。くらくらするというのは、毛細血管が縮まって、脳にちょっと血液が行かなくなって、軽い目まい、立ちくらみみたいな症状になるんです。

それだけタバコを吸って、ニコチンタールが体に入った瞬間に血管が反応します。反応するという事は、あまりプラスにはなっていないのかなど。血管が開いて、血流がよくなって、体の老廃物を流すのとは別個に、そういう悪い作用があるものと思います。実際お医者さんのデータでも、プラスになることはまず一つも書いてないです。

先ほど町長も言われたように、喫煙する、禁煙するという事は、個人の意思が非常に左右しているということがあります。タバコが1箱200円だった時代、倍になったらやめるとか、1箱1,000円になったら絶対やめると言った人間が、もしかしたらやめてない状態が続いているかもしれないし、ホタル族とって、家庭内で家族がみんな反対しても、ベランダで吸ったり、外で吸ったりする人間がいたりするのもやっぱりそこら辺かと思います。

さっき言ったように私も実際若い頃吸っていて、二十歳ぐらいで吸って、22ぐらいでやめました。学生時代、陸上をやっていて、走って、すごい厳しい運動をやったんですけども、あまり影響しなかったんです。陸上部のキャプテンの先輩が、国士館で箱根駅伝の選手が夏休みに来て、すごい鍛えてくれるんです、役場におられた方なんですけども。私は大体短距離をやっていたのが、そこで長距離を鍛えられて、いろんな駅伝とかに出るようになりました、実業団ですね。

ところが、それでもまだ吸っていたんです。何でやめたかといったら、実業団でサッカーをやるようになって、あまりにきつ過ぎて、たんが喉に絡む、持続性がなくなるというのを肌身にしみて、タバコを吸わなくなりました。それは禁煙ではないんです。タバコを吸うのをちょっとやめようということで、それも自分の意思に逆らひはしません。それが40数年も続いております。吸わなくても済むんです。

そこら辺ができないので、禁煙補助剤なんかの有効なのではないかということなんです。さっきも言ったように、たしか保険適用になっているはずなんです、11月ぐらいに。ちょっと私もそこら辺から家庭のことがありまして、調べてないことがあります。ちょっと調べていただいて、それがもし有効に使えるようであれば、そこは使っていただきたいというのが一つです。その件でまず1点、禁煙・減煙のことについて、もう一度お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、自分の体験談も含めて、禁煙とはというふうなことでお話をお聞かせいただきましたが、私のことも若干お話しさせていただくと、私はまず全然タバコは吸ったことはありません。若い頃いたずらして、1本ぐらくわえたことがあったのかもしれませんが、多分私の肺はいわゆる真っ白な状況だというふうに自負しております。なので、

今、櫻井議員が言われた吸ったときにどんな感じになるのか、そういったことも分かりませんし、常習性というふうな部分でも、どんな心境なのか、そういった部分も全く分からないというのが私の正直な気持ちです。

なので、ただ私はなぜ吸わなかったのかなと今思えば、体に悪いからとか、そういうふうなことではなくて、おいしいものではないなというふうに思ったのが一番大きかったのかなと。おいしいというのは、吸っての感じです。私が吸っての感じではなくて、周りの人がいわゆる先ほど副流煙という話をしましたけども、そういった環境の中で私にはあまり興味を引かなかったというのが正直なところですよ。

何を言いたかったかというのと、なかなかその辺の気持ちは私は理解できないので、様々な人の意見を聞きながら対応せざるを得ないというふうなところが一つ。

それから、禁煙については、これだけ世の中が法律的にも何についても喫煙者の方には厳しい状況になっているし、そういう環境が世の中的に進められているというふうなことがある中での喫煙というふうなものについては、先ほど計画書なども作りながら、禁煙へのきっかけづくり、普及活動というふうなことを町としては進めているという現状でありますので、喫煙が悪か善かというふうな評価ではなくて、やっぱり自分の体、そして周りの人への配慮、そういった部分を含めて、それぞれが判断して、行動を起こすべきではないかというのがまずは基本的な考えですので、ただ行政としては、様々な情報を出しながら、できれば禁煙したほうがいいのかというサインをどんどん出し続けると、こういったことが必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。禁煙・減煙、プラスになるかどうか、法律上、認められているわけで、やめなさいということではないんです。でも、大江町としては、できれば吸わないでいただきたい、本数を減らしていただきたい、自分の体を守っていただきたい、町民を守っていただきたいということで進めているのであれば、それを進めるような具体策をできればしていただきたいと。

役場職員の中でも、なかなかたばこがやめられない方もいるかもしれませんので、いろいろそこら辺のアンケートとか、この方をやめさせるにはどうしたらいいかということもいろいろやってみて、町民のほうに指導するものもよろしいのではないかとということで、たばこ関係は終了します。

次、飲酒の機会です。今日のお昼のニュースもまたあったんですけども、今朝調べた時点で山形県のコロナウイルスの合計感染者数が177名、これは今朝8時半のデータなんですけども、これが14時間前なんです。日本の合計感染者数が16万4,000人、細かく言ったらもっとあるんですけども、世界の合計感染者数が6,765万人、そのうちに死亡者数が、確認されただけで154万人です。

今日の新聞にもあったんですけども、今日のお昼のニュースでもあったように、近場で出ています。近場といっても山形市内。でも、その中でお客さん関係で、ちょっと近くの町の若い男性とかもあるんです。実際クラスターということで、そこのお店の従業員がうつしたのか分からない。お客さんが来てうつした。それがお店の人がほかの人につつたかも分からないんです、実際、目に見えているものではないので。

コロナウイルスは、自分が感染して、すぐに発症するものでなくて、約2週間の潜伏期間があって、その間は一応菌は持っているわけです。保菌者なんですけども、ただPCR検査などをやっても陰性と出てしまう。2週間後ぐらいにちょっと微熱がある、喉が痛い、味覚障害が出た。検査してみたら、陽性が出た。そういうのもあります。

なかなか難しいところで、ちょうど時期的に今から忘年会、新年会、懇親会などの機会が通常であればあるところなんです。飲食店なんかも助けなければいけないという気持ちもありますし、懇親も深めなければいけないということもありますけども、例えば朝日町なんかでも1か月ぐらい前の時点で議会の方は一切そういうことはやらないと。自分たちが公僕として仕事をしている以上、自分たちが先頭になってキャリアになったり、保菌者になろうと自ら出向くことはしないということを伺っています。

今回、この時期でありますので、役場として、町長のほう、役場職員とか、各課のほうにどのような指導をされているかというのだけ教えていただければと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 飲酒の機会、そういうものを通した感染の拡大というふうなことは、一つの捉え方として、そういうふうなところの場所から広がるというふうなことがあるというのも事実であります。

一つ言ってみれば、感染経路が分かっているというふうな部分では、そこはいいのかなというふうに思いますが、ただ感染経路をそのうち、その機会からはみ出していくに当たって、経路が分からなくなってきたという状況が今の東京の状況なのかなという、そんなふうなことを感じています。

ただ、やっぱり経済と感染防止のバランス、アクセル、ブレーキというふうな言われ方をしておりますが、その辺の兼ね合いの部分については、やはり私たちも一方では経済を動かさなければならない、一方では感染防止を強めなければならない、この両方のバランスの取り方というのは、様々マスコミのほうでも報道されておりますし、国のほうでも様々言われております。

そういうふうなことを判断しながら進めていかなければならない課題だというふうに思いますので、緊急事態宣言が出た春先、あの時点では、内容というよりは、コロナウイルスの中身そのものがあまり分かっていない状態での緊急事態宣言、そして強めのブレーキというふうなことだったと思います。今は、両方走らせながら、コロナとうまく付き合うではないですけども、感染防止対策を十分に取っながら、経済も動かしていこうというのが国の動きなのかなというふうに思います。

大江町として、町民に対し飲酒の部分については禁止ですというようなことは言えない、現時点では言えない。そこのところはご理解いただけるというふうに思いますが、ただやっぱりそういう活動をする中では、新しい生活様式というふうなものを十分に考えた上で、またはそのことが必要なかどうかというふうなことも十分考慮いただいた中で、行動していただく必要があるというふうに思います。

国が出している感染リスクが高まる五つの場面というふうなことで言われております。飲食などを行う際には、大人数、5名以上とか、あとは長時間というふうなことなども言われておりますし、先日の報道では、マスク会食なんていうふうなものも勧めていこうなんていう動きもあります。ただ、これとて感染の状況においては、一定程度ブレーキを強く踏まなければならない事態も発生するということを考えております。

最後にやりました役場職員としてどうなのかというふうなことですが、課長会のほうでも申し上げているのですが、今の状況を正しく判断して、各それぞれの課なり、個人が行動してほしいというふうなことを申し上げております。その裏には、今まで申し上げてきたそういった社会の情勢などを考慮した中で行動してほしいということです。なので、一律に全部禁止だというようなことは、今の段階では申し上げておりません。

ただ、お話ししている中身については、十分に理解した中で対応してほしいというメッセージは出させていただいているという現状でございますので、これからの感染拡大の状況によっては、もっと踏み込んだ対応も必要な場合も出てくるかというふうに思いますが、その辺は状況を見ながら対応していくべきだというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。喫煙と飲酒にちょっと関係するんですけども、たばこを吸うときにはマスクを外します。飲酒するときもマスクを外してビールを飲んだりします。なかなか新しい生活様式だということで、つぐのをやめましょうとか言っても、酒が入ってくると、だんだんつき回ったり、近くに行くと、酒が回ってくると、大声で話すようになる、飛沫が飛ぶという状況もありますので、やめろというのではなくて、やっぱりある程度の線を引いて、五つのやつとか、3密を避けるとか、そこら辺でやっていただくような形で、町民から後ろ指を指されないように、私たちも我慢する。

町民に我慢しろと言って、自分だけわあやってやるのはなるべく避けたいと思っているので、そこら辺を徹底していただければいいです。昔みたいに「忘年会は強制だ、何で出ないんだ」じゃなくて、そこら辺も柔軟にやって、希望者だけでやるとか、本当に少人数でやるとかという形でやっていただければと思います。

三つ目です。運動を効果的に取り入れるということで、個人的にいろいろな散歩したり、地区の老人の方に声かけたりはしているんですけども、なかなかだんだん寒くなってきて、出られなくなるんです。少し健康増進のために何か取り入れるような策を考えているのであれば、教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 運動の機会というふうなことでは、様々なO－STEPをはじめ、機会の提供というふうなことを町としてはさせていただいているし、またそれぞれの様々な団体さんのほうでグループ活動として組織的にやられている運動もあるのかなというふうに見ています。

もう一つは、よく町の中を朝方、または夕方、夜、見ておりますと、一人で、またはご夫婦でとか、連れ添って、歩いていらっしゃる方がかなり多いのではないかとこのように思います。それだけ皆さんが健康というふうなものに気を遣って生活されているんだというのが、今までの20年、30年前には考えられなかった行動ではないかと思っております。

残念ながら、今はコロナの状況があって、なかなか全体として、運動に参加する機会を呼びかけながら開催するというふうなところまではいけない状況だと思いますので、ただ少人数でそういった活動なり、個人的にそういった活動をしていくというふうな部分については、ぜひ健康づくりのためには行っていただきたいと思います。

あとは、高齢者の方の部分については、いきいき貯筋事業、そういったこととか、様々な

機会を提供しながら、温泉施設なども利用しながらというようなことで、運動する機会、またはコミュニケーションする機会というふうなことで再開しておりますので、ぜひそういったことにも積極的に参加していただければと考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 今、コロナ禍でなかなかまとまってするのは難しいというのと、あとO-S-T-E-P関係なんですけども、ちょっと料金が高いのではないかという、実際自分も入ろうと思ったんですけども、ちょっと高いかな。でも、細部を聞けば、これは活動ではなくて、先生のほうに謝礼をしなければいけないというのもあって、必要な経費かもしれないけども、それを少し町のほうで負担していただくとか、やっていただければ、入れるのかなとあります。

あと、家族であれば、家族会員で少し割安になるとか、私は常に活動計というのをポケットの中に入れておまして、あとはいろんなポケットに忍ばせているんですけども、河川敷なんかを歩くと2万5,000歩とか、大体真っすぐ行かないので、なるんですけども、こういうのも目安になるんです。

上山だったかな、そっちも活動計を年配の方に渡していて、チェックポイント、それを読み取らせてポイントにするとか、それを集計して、どうするか、こうするかというのは、国民健康保険の会議のほうでそういうのが出たです。そういう方法もあるのではないかな。

ただ、これもまともに買うと結構高いので、活動計なので、歩数計ではないので、立ったり座ったりでも、横向いたでも、いろいろ見てくれるんです。2週間分のデータが保存される。勝手に消去されて、新しいデータに変わっていく、こういう目安もですね。一日ちょっと地区の年配の方に渡したら、一日300しか上がらないとか、300だと、私、家の中で4回洗濯するのに、それを超えてしまうぐらいしか動いてないんです。そこら辺もそういう方法もあるので、活用していただければと思います。これで三つやりました。

今朝の新聞で、イギリスで、アメリカのファイザー社とドイツのビオンテック社が共同開発したワクチンの全国的な予防接種が昨日から開始されました。日本政府とファイザー社は来年上半期に6,000万人分のワクチン供給で基本合意しております。ただ、これもまだ承認、認証問題もいろいろあるので、時期的にずれると思います。

もうちょっといろいろ我慢すれば、先が明るいのが見えてくるのではないかなと思うんです。町民の方、今我慢してもらっていますけども、私たち公僕、町の税金でいろいろ活動している人間が真っ先に立って、それを自分たちの背中を見せて、我慢しているんだということを

間違いなく訴えていければと思うんです。

いっぱいネタを考えてきたんですけども、あまりぼんぼん落とすと、町長と事務局長の心臓がきゅっきゅつ鳴るかと思って、ちょっと心配しておりますので、私、そういう心臓をきゅっきゅつさせることができない状況にありますので、今回はこの三つの質問で質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

3時まで休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次の一般質問は一問一答方式で行います。

◇ 藤野広美君

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。よろしく願いいたします。

三つの質問をさせていただきたいと思います。

最初は、結婚する全ての方々を祝福する町独自の交付事業をという質問です。

我が町で行っている支援事業に、大江町結婚新生活支援事業があります。これは内閣府の交付金を財源としており、県を通して、1世帯当たり上限30万円の補助金が出る制度であり、申請された内容に基づき、新居の住居費や新居への引っ越し費用に対し、県が2分の1、町が2分の1を補助するという制度であります。

調べたところによりますと、大江町は平成28年度からこの制度を取り入れているようで、次の8項目が条件になっているようであります。

- (1) 4月1日より翌年の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- (2) 夫婦の所得金額の合計が340万円未満。

- (3) 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下の世帯。
- (4) 対象となる住宅が大江町内にあること。
- (5) 申請時に夫婦、または夫婦のいずれかの住民票の住所が大江町になっていること。
- (6) 町税を滞納していないこと。
- (7) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。

この事業の大江町並びに他市町の支援や交付事業の取組について、私が調べた内容を述べさせていただきます。

大江町のここ数年の婚姻件数とこの事業の対象となった組数を明記しております。

別紙参照1をご覧ください。

人口動態統計によるものです。

婚姻件数と対象者、組数を申し上げます。

平成29年、婚姻件数19、平成29年度、対象者組数1。平成30年、婚姻件数25、平成30年度、対象者組数ゼロ。令和元年、婚姻件数、数字が未公表です。令和元年度、対象者組数ゼロ。令和2年10月末現在、婚姻件数、数字が未公表、令和2年10月末現在、対象者組数ゼロとなっているようであります。

参考までに同じ事業を取り入れている寒河江市を一覧にまとめてみました。

別紙参照2をご覧ください。

平成30年、婚姻件数151、平成30年度、対象者組数6。令和元年、婚姻件数172、令和元年度、対象者組数6。令和2年10月末現在、婚姻件数、数字が未公表です。令和2年10月末現在、対象者組数3となっているようであります。2年続けて婚姻件数は多いですが、該当者が少ないようであります。

また、県内で結婚祝金交付事業を町独自で行っている例もあるようで調べてみました。

別紙参照3をご覧ください。

遊佐町と舟形町について申し上げます。

遊佐町は、結婚祝金交付事業として、祝金3万円をお上げしているようです。平成30年度14組、令和元年度15組、令和2年10月末現在8組。

舟形町は、結婚祝金等交付事業として、祝金5万円、祝品5万円の商品券をお上げしているようです。平成30年度4組、令和元年度13組、令和2年10月末現在4組となっているようであります。

町独自の交付事業を行っているのは、年齢制限なし、夫婦の所得制限なし、再婚も対象などとなっているようです。

別紙一覧表を見て分かるように、我が大江町の婚姻件数は、町独自の交付事業を取り入れている遊佐町や舟形町よりも多いということが分かります。しかし、大江町の結婚新生活支援事業に該当する方は、ここ数年いないということになります。そこで、対象外となった若い方に話を聞いてみましたところ、年齢が34歳以下でない、夫婦の所得が340万円未満でないということでした。

この支援制度があっても、該当する方が少ないということや、少子化対策を考慮したのか、9月21日付の新聞報道によりますと、来年度から内閣府では補助金を30万円から上限60万円にアップして、年齢条件を39歳以下に緩和、さらに年収は540万円未満に拡大する方針を固めたとありました。そして、補助率を3分の2に引き上げるといった内容のようであります。

私は、大江町結婚新生活支援事業と並行して、この制度に該当しない方にも、この町の将来を考えて、結婚する全ての方々を祝福するという町独自の支援事業の提案をさせていただきたいと思います。大江町の定住人口対策や出生率アップの実現につながるものと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

壇上での質問、ここで終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員からご質問いただきました1問目の一般質問に対してご答弁させていただきたいと思います。

日本では1960年代の農村地域のお嫁さん不足の対策として、結婚支援が盛んになっておりました。1970年代からは、民間の結婚紹介サービス業が台頭し、晩婚化・非婚化によって、2000年（平成12年）頃からは少子化対策として、政府をはじめ全国の市町村でも結婚支援に取り組むようになってきました。今では、どこの自治体でも何らかの形で結婚支援に取り組んでおりますが、欧米にこのような文化はあまり聞いたことはなく、日本は世界有数の婚活社会とも言えるのではないのでしょうか。

このような中、大江町では平成25年度から結婚チューター制度を立ち上げ、結婚支援に取り組んできました。結婚チューターは、現在、おおえ良縁結びたい事業の婚活コーディネーターに形を変えて、結婚に悩む若者や親御さんの相談に乗り、引き合わせなどを行っております。

さらに、大江町では、結婚支援の拡充のため、上山市と寒河江市に続き、県内の他市町村に先駆けて、平成28年度より内閣府の交付金を財源とした、ただいま議員からもありました結婚新生活支援事業に取り組んでまいりました。

これは経済的な面で結婚をちゅうちょする若い方が少しでも結婚に踏み切れるよう、結婚して、新しい生活を始めるための新居への引っ越し費用や新居の住居費に対して、1世帯当たり30万円を上限に補助するものであります。大江町では、平成28年度に1件、平成29年度に1件の実績がありました。

この制度は、若者の支援、経済的困窮者支援という内閣府の考え方が基本となっている制度であるため、補助を受けるためには、内閣府の定める要件をクリアする必要がありました。が、共働き世帯の多い本町においては、所得要件と晩婚化の進行による年齢要件がネックとなっており、相談があった中では要件に該当せず、この制度を利用できないケースというのも多数あったようであります。その辺は先ほど議員から質問をいただいた内容のとおりであります。

そのため、事業実績報告書の際には、国に対し、実態に合わせて所得要件や年齢要件の緩和を求めてきたところです。全国的にも同様の課題が挙げたものと思われませんが、結果的に現在国では来年度から二つの要件を緩和し、さらに補助上限額も倍の60万円に引き上げる方針であることが示されております。これによって、要件に該当する夫婦も増えることが想定されますので、結婚される方の経済的不安が少しでも解消されればということに期待しております。

さて、町独自の結婚支援の交付事業をということではありますが、事業を効果的に展開するためには、課題の見極めとターゲットの絞り込みが重要となってまいります。このたびの結婚新生活支援事業も、経済的に余裕の少ないであろう若い方をターゲットとして創設された制度であります。が、実態に即した内容に見直しを図られたことにより、若者の結婚促進に結びついていくものと期待しております。

この町の将来を考えて、結婚する全ての方々を祝福する支援事業ということで、遊佐町や舟形町の結婚祝金交付事業の事例をお示しいただきました。町としてもいろいろ聞き取りなどの調査を行ったところ、遊佐町では夫婦ともに40歳未満であることというような年齢要件が定められていたようだというふうなことでございます。全ての方が対象ということではないようなケースであると思えます。いずれとも事業実施前後の婚姻数の比較がないため、この数字からだけで事業の効果を推しはかることは難しいものだというふうに判断してござい

す。

しかしながら、ご提案のように、内閣府の結婚新生活支援事業の要件に該当しない方々へ町が独自に支援拡大することも視野に入れながら、他市町村で実施している様々な結婚支援の取組に関する情報収集をし、大江町の結婚支援について検討してまいりたいと考えております。

現在、町職員による少子化対策検討委員会を各課横断的に立ち上げて、子育て世代を呼び込むことをはじめとする移住、結婚、子育てなどを総合的に支援する施策の検討をしている最中でございます。

他市町との差別化が図られ、結婚・定住先として大江町を選択してもらえるように、課題に応じたターゲットの選別を行い、移住・定住施策や住宅施策、少子化対策と併せ、関係部署と連携しながら、ライフステージに応じた結婚支援について、総合的に検討、そして実施してまいりたいと考えております。

全ての新婚カップルの方々へというようなことよりは、できるだけ多くの方に支援できるような形で制度設計していけたらいいのではないかと。国の動きもございますので、その辺の状況を見極めながら、対応したいと考えております。

なお、藤野議員さんから資料というふうな形で頂いた資料がございますが、調べたところ、県のホームページの中で人口動態調査というふうなことで出している数字のそのものだというふうに思いますが、町のほうで実際に戸籍の窓口で受付をした、これは年の統計でありますので、1月から12月に実際に受付した件数というふうなことで申し上げれば、なぜ数字が違うのか、ちょっとはっきりしないところがありますが、その数字は29年度の婚姻件数25、30年が22、令和元年が18、それで平成2年10月末現在では、今のところ11というような数字になっております。

対象者の組数については、ここに記載のとおりなのかなというふうに思っておりますので、そんなことも参考に申し上げながら、提言いただいた内容、今申し上げた内容を詰めながら、今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。先ほど町長がおっしゃっていた大江町の人口動態統計の婚姻件数については、政策推進の担当課の方から教えていただいた数字でございます。窓口ではないというふうにおっしゃっていたと思います。

舟形町の令和元年度に対象者数が前年より多くなった要因について、舟形町役場の担当の

方にお伺いしましたところ、平成30年の段階では、舟形町にアパートがなく、新庄市のアパートに住居を構える方が多かったということです。令和元年度に民間のアパートが建築されたため、入居可能となったことが対象者数増につながったのではないかと参考までに申し添えます。

さて、先ほど町長の答弁の中で、独自に支援拡大することも視野に入れとありましたが、支援拡大の中には、内閣府で示したものに加えて、私が提案させていただいた内容も含んでいただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

同じく答弁の中で、移住・定住施策とありましたが、空き家利用も含めて、具体的にどのような考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、舟形さんの例で、新庄にというふうなことという町の担当者のお話だとすれば、それはすぐ理解できる話なのかなというふうにも思いますし、私は大江町においても、寒河江市のアパートを選択して住まわれている若い方も結構多いのではないかと頭に入れながら、ぜひその方たちを受け入れるための様々な施策を打ちながら、若い人が大江町に定着できる、または入り込んでくれる、そういったことを進めていかなければならないというふうに考えております。

ちょっとその辺のことは、2問目にあります「あなたは何がやりたいのですか」というふうなところの部分もありますので、この場では、そういったことで考え方として述べさせていただきますというふうに思います。

空き家の問題もあるのですが、空き家は空き家でそれぞれの課題があって、なかなかそれぞれのことがマッチングしないというふうなこともあります。なので、今までやってきた住宅の施策、それから町営の住宅の整備、さらにはもっと何かできる賃貸のことがないのか、なぜ若い方は寒河江市にアパートを求めてしまうのか、その辺のところを検証しながら、先ほどお答えした町の職員による検討委員会の中で、課を横断して、今やってもらっておりますので、それぞれのご意見をまとめながら、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ぜひ答弁にありました効果的な事業を総合的に検討していただき、確実に実施していただければと思います。これで一つ目の質問を終わります。

次、二つ目の質問に入らせていただきます。

質問の二つ目は、令和3年度はどんな事業に力を入れて、予算編成を行っていくかについ

てです。

町長に就任とともに、コロナ感染予防対策や突然の7月豪雨による災害対策に追われ、町長の考えている事業が思うようにできなかったものと察します。来年度は穏やかな年となりますようお願いしてやみません。

そこで、来年度は町長の選挙公約である八つの項目の中から、どんな事業に力を入れて、予算編成を行っていくお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの質問と関連する部分もございますが、改めてお答えさせていただきます。

確かに議員のほうから今ありましたように、就任早々からのコロナ、そして7月の豪雨というふうなことで、大変厳しい状況の中で仕事を進めてきたというふうに思います。ただ、様々な町民の方々のご協力、議会のご協力をいただきながら、何とか今日までやれてきているというふうな実感がございます。

令和3年度の予算編成に当たってのご質問でございますが、様々なことを皆さんからの意見を聞きながら思うところがありますので、全てお話しはできないことから、3点ほどに絞ってお話をさせていただきますと思いますが、一つは、大江町に限らず、国全体、特に地方、郡部の自治体共通の課題であります。人口減少と少子化、高齢化、想像を超えるスピードで進んでいるという現状であります。これから予算編成などの作業を行う上でも、大胆に発想を変えていかないと、住民ニーズに的確に捉えられない時代になってきているということでございます。

人口減少対策として、大江町では昭和40年代から数々の住宅団地造成を行ってきました。諸先輩方々の努力によりまして、いずれもほぼ完売し、人口減少に歯止めをかける有効な施策であったことは、皆さん一致する思いではないかと思えます。

しかしながら、現在分譲中のあおぞら団地は、まだ9区画が残っており、分譲済みの区画であっても、契約に至るスピードは、これまでの住宅団地の施策と比べれば、少し遅くなっているのかなど。これは経済的な社会状況、または今のコロナ禍の中でというふうなことも含めてでございます。

あくまでもこれは推測でございますが、核家族化が進むにつれて、新郎新婦となる方の場合、親と同居せず、アパート住まいや新居を構える場合が多く、これまでは町内の住宅団地に土地を求めていたものの、その傾向が薄くなり、寒河江市や山形市などに転出する例が多

くなっているような感じがするというのは先ほど申し上げたとおりです。

また、町外でアパート住まいをしていた場合であっても、町に戻ってきて、新居を構える、またはアパートに住む、そういった例が少なくなってきたというようにも感じます。

こうした要因のほか、結婚適齢期の女性が町外・県外に転出する割合が高いこともありまして、結婚件数も減っており、ここ数年急激に人口減少や少子化が進んでいるのが大江町の実態ではないかと思えます。

町長選挙の折に取り組むべき重点項目として、8項目を挙げさせていただきました。いずれも私としては甲乙つけ難く、順位づけは困難であります、やはり最優先すべきは少子化対策であると考えています。

選挙の折にも申し上げましたが、子どもたちは未来の宝であり、充実した子育て・教育の環境づくりを目指す、こういったことを述べさせていただきました。昭和や平成初期の頃には考えられなかった子育て支援策、具体的に申し上げれば、医療費や保育料、給食費の無償化、出産時の祝金支給などは、現在ではほとんどの自治体が行って、取り組んでいるようになり、もはや特別な事業ではない、差別化を図れなくなっている現状がある、そう認識しております。

大江町でも当然これまでも実施してまいりましたが、他と比較して、むしろ充実したサービス内容であるものの、その強みを生かし切れていないのではないかと、そういったもどかしさも感じているところです。

これらを解決するため、担当部署として、今年の4月から子育て推進室を設置しており、さらには職員に限らず、町民による子ども子育て会議を開催し、少子化対策について、これまでの施策の検証と、より効果的で住民ニーズに応え得る新たな施策を具現化すべく、現在議論を重ねている最中というふうなことであります。

この町で産んでよかった、子育てしてよかったと多くの方々から実感していただけるよう、検討委員会の方々から今後提言していただく予定の斬新で効果的な子育て施策を新年度予算にも可能な限り盛り込めるよう整理していきたいと、努めていきたいと思っております。

また、これだけ急激に人口減少が進む現状は、もはや社会問題と言ってもいいのではないかと。一地方自治体で解決できるレベルを超えているように思われます。

いずれにしても、有効的な政策を打ち出し、町外への転出をできるだけ抑えられるかが現実的な課題であるようにも思いますし、新たにどれだけ転入者を迎え入れられるのかというものにチャレンジしていかなければならないと思っております。

加えて、移住・定住にも力を注いでいく必要性を強く感じており、この二つを並行して、効果的に進めていければ、人口増加は難しくても、平成初期の本町がそうであったように、わずかな人口減少や横ばいというふうな推移にできるのではないかと考えております。

幸いにも大江町には都会からの新規就農者をはじめとして、移住者を受け入れる環境が比較的整っていると感じています。また、コロナ禍が収束しない中であって、東京一極集中から地方回帰へと流れが変わりつつある。リモートワークの定着とともに、田舎にオフィスを構える企業も増えていると聞いております。

これを好機と捉えて、都会からの移住促進や企業誘致などにも乗り出している自治体もありますので、大江町でも空き家の有効利用や遊休公共施設の利用、売却、貸付け、そういったことも含めて、可能性を模索していきたいと考えております。

また、施設の老朽化とともに狭さが課題となっている道の駅の再整備についてであります。今後数年間の大江町の事業計画の中で、優先順位、重要度、事業規模的に大きなウエートを占めてくる大規模な事業であります。

現在の道の駅は、オープン当初は順調であります。先達であるがゆえの悲哀といえます。後発の近隣市町の道の駅に集客面で一定程度不利になってきているのではないかという実態を感じていますので、案内センターとしての機能強化とともに、新たなニーズへの対応、健康温泉館や観光やななどを含めたエリア全体の魅力度を高め、そしていかに大江町内、柳川温泉、朝日連峰、そういったところまでの連携ができていくかというふうな手だてを考える。平成3年度は基本設計などを進めていきたいと思っております。

以上、少子化対策、そして移住・定住の取組、道の駅整備の3点申し上げましたが、その他の項目につきましても、様々な角度から検討し、各取組が連動して効果が上げられるよう考えてまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、予算編成に向けての私からの意思表示とさせていただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。少子化対策が最優先すべき課題と答弁ありましたが、町長が取り組む八つの選挙公約の中の1番目である「子どもは未来の宝であり、充実した子育て・教育の環境づくりを目指します」に含まれるものと理解します。

答弁の中に進行中の子ども子育て会議の議論を経てというふうにありましたが、これまで何回くらい会議が行われたのか、またその中で建設的な意見が出ているのかという内容の話

をお伺いしたいと思います。

さらに、斬新で、より効果的な施策を新年度予算に可能な限り盛り込みたいというふうに考えているとありましたが、斬新で効果的となるような具体的な考えが今少しあるのであれば、お伺いしたいと思います。

次に、道の駅再整備について、新たなニーズへの対応や、健康温泉館や観光やなを含めたエリア全体の魅力度を高めるために、令和3年度は基本設計を進めていくという答弁であったと思います。

道の駅を目玉に、魅力あるまちづくりを進めるという7番目の公約に沿った周辺一帯のランドデザインとしても、町民が納得するような計画を望むものでありますが、町長はいかにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、少子化対策の部分について、子ども子育て会議の回数、内容、そういったところではありますが、子ども子育て会議に関しての検討の中身、または庁内の、役場内の職員の部分についての検討を進められているというふうなことでありますが、その部分については、健康福祉課長のほうが実際に会議に取り仕切って進めておりますので、回数、内容等については、課長のほうから少しお話をしてもらえればというふうに思いますので、お願いいたします。

そして次に、斬新なというふうなことでありますが、この部分について、具体的にどうなのかというふうな部分は、今この場でどうこうというふうなものについては、まだまだ自分のものとして吐き出せないのかなというふうに思います。

ただ、言えるのは、やはりこれまでの考え方、進め方、在り方などにとらわれずに、新たな発想で若い方の意見を生かしながら、考えていきたい。これは、この事業が、あの事業がというふうなことではなくて、全体の事業について、そういった観点で取捨選択しながら進めていきたいと、こういうふうな意味合いでございます。ぜひ若い職員、そして若い町民の方々の意見を生かせるようなまちづくりというものがこれからは必要だというふうに私は思いますので、進めたいと思っております。

それから、道の駅の部分について、魅力あるまちづくりというのが、もちろん案内センターという役割の中では、あそこが入り口、そして町内に枝分かれして、どう人を呼び込んでいくかというふうな戦略になってくるかと思います。

そして、道の駅単体だけでは、なかなかこの町でも道の駅というのが存在しております

し、特徴のあるものでなければ、来てはいただけないというふうに考えておりますので、その部分は今議論されている中では、やはり道の駅と温泉を一つのエリアとして位置づけながら、その魅力度をアップしていく、情報発信していくというのが一つのキーワードではないかというふうな観点から、議会の全員協議会でもお話がありましたが、現在の道の駅のスペースを拡張しながら、そして柏陵荘のお話、行政報告で先ほど申し上げましたが、その辺の跡地の利用など、そして下の温泉施設、これも少し老朽化が進んでいるというふうな部分もあります、そういった対応。

あとは、先般の会議の中で出ておりましたが、おしんの大江町というふうなものは国際的なブランドになるのではないかという意味合いから、いかだ下りの部分の何かしらの施設といますか、観光客として立ち寄っていただけるようなものがないかという、こういった視点であその部分は考えたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、少子化対策検討委員会の内容についてご説明したいと思います。町長からも説明ありましたとおり、基本的には庁舎内の職員を対象とした委員会と、あとは外部委員ということで、子ども子育て会議委員の方に委嘱して、実施しているところでございます。

庁舎内検討委員会につきましては、これまで2回開催しておりまして、外部の子ども子育て会議については1回開催しているところでございます。

庁舎内、外部も含めまして、基本的には様々な意見が出ております。具体的には、細かいところもありますので、これからできるかどうかもちよっと検討しなければならない部分ですが、総体的に言えば、まずは子育て支援策という点では、県内では今、東根さんと村山市さんがかなり先行している状況がありますので、その辺のところをまずは参考にしながら、ただ大江町が県内で初めての取組だというような施策を実施したいというふうに考えております。

あと、外部検討委員会の中では、先ほど町長からもあったとおり、移住・定住という考え方の中で、大江町はちょうど県内で真ん中ぐらいで、仕事についても、山形市は通勤圏内ということで、子育て世帯のための低額なアパートとか、そういったものが必要なのではないかという意見をいただいておりますので、つい先日前の新聞に寒河江市さんのほうでも子育て世帯のアパートを充実させるというふうなお話がありましたけれども、その辺のところを

参考にしながら、最終的に意見をまとめて、来年度の予算のほうに反映させたいというふう
に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。少子化対策答弁の中で、今、子育ての
ためのアパートというふうに言っていたと思いますけども、それをぜひ実現に向けて、
やっていただければというふうに思います。

定住促進としての空き家対策は重要かつ喫緊の課題でもあり、早急な対応が望まれると思
いますので、具体的な施策、予算化、よろしく結びつけるようお願いしたいと思います。
これで二つ目の質問を終わります。

最後の質問になります。おおえ広聴はがき「町長への手紙」を定期的に広報「おおえ」に
掲載をとということについてです。

おおえ広聴はがき「町長への手紙」は、町民の声が町政へ届く貴重な手紙として、寄せら
れているものと思います。

私を含め、おおえ広聴はがき「町長への手紙」で、どのようなはがきが届いているのか、
またはがきを出した方も目を通してもらっているのか知りたいという声があるようです。は
がきには、町民の皆さんと共有すべき内容だと思われるものについては、広報「おおえ」で
掲載して、紹介させていただく場合があると書いてありますが、掲載されたのは少ないよう
に思います。

はがきの内容と町長の回答を広報「おおえ」に定期的に掲載することを提案させていただ
きたいと思いますが、町長はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） おおえ広聴はがきの取組についてというご質問でございますが、町民
の率直な声に耳を傾け、それを町政にどう反映させることができるのか。また、広聴事業の
一環として、平成24年度から実施しているものでございます。

当初は、よりよい広報紙づくりのため、広報読者から広く意見をいただく狙いもあり、
「広報直通便」という名称で始めたものでありました。2年目からは、広聴広報業務として、
「おおえ広聴ハガキ」と改め、継続してきたという経過がございます。今年度からは、はが
きの体裁やデザイン、記載内容などを一新して、タイトルを「町長への手紙」という形に改
め、宛先も直接町長宛てというふうなことで作らせていただいております。

今年度も従来どおり3回広報紙へ挟み込んで配布を計画し、7月号、10月号で実施済みで、この後の1月号でも予定しておりますが、町民の皆さんからの反応もよいようで、2回実施時点、12月3日現在であります。昨年度を上回る45通、55件のご意見がいただいております。ちなみに元年度35通、30年度は38通、このような状況であったようであります。

デザインのリニューアルに加えて、町長が替わった影響などもあるのかなと思いますが、件数の増につながっているのが、私自身は町民の皆さんの期待の現れだなどプラスの方向で捉えているところであります。ありがたいことに、実際に私への、そして町への激励の言葉をいただいたものもございました。

全てに必ず私自身が目を通しておりますが、様々な声が届けられています。匿名での投稿もありますが、男女や地区を問わず、これまでと同様に町政全般、政策、教育、観光など、様々な分野にわたる意見がございました。

例えば地区内の道路、側溝の補修について、公共施設の設備の見直しについて、町の支援事業の拡充などについてなどが挙げられます。コロナ対策や7月の豪雨災害に関してのご意見もいただきました。肯定的な意見もあれば、批判的な意見があることも事実でございます。

いただいたご意見についてであります。当初は担当する課のみでの対応となっていたところがあったと思います。内容によっては、課を横断して共有すべき情報であるとの観点から、町の抱える問題として、町役場全体で取り上げるように改め、担当課より直接ご回答を申し上げたり、区や関係機関に相談するなどして、即座に対処するようにしてございます。

さらに、3年前からは、広報紙の、年度末になりますが、広聴はがきによる質問と回答を掲載し、町民の皆さんにもその内容をお伝えしてきたこともございました。

今年度につきましては、新しくなった広聴はがきを周知するのに併せて、「皆さんの声にお答えします」と題したコーナーを広報「おおえ」内に設けて、不定期ではありますが、代表的な意見と回答内容を掲載し、町民の皆さんにもお知らせしているという現状でございます。

寄せられた広聴はがきの内容を定期的に広報「おおえ」に掲載してほしいとの議員の提案もあったようでありますが、今回のはがきリニューアルに併せて、広聴はがきに係る取扱い方式を事務的に整理してきました。

その取扱いの方法としては、一つは、担当課のほうより、頂いたはがきに対して文書、または電話で直接回答すること、二つ目として、広報「おおえ」のコーナーで回答していく、

三つ目として、回答しない、または保留、四つ目として、電話でのお礼などを行う、こういった回答方法で、できるだけ町側の反応について、お伝えしたいと努力しているところであります。

急ぎ対応が必要な場合は、電話で直接回答することもあります。原則として、直接文書での回答、または広報「おおえ」の掲載による回答を推奨しているという現状です。

これは、町民の方はどのようなことを思い、町に対してどのようなことを望んでいるのか、そしてそれに対して町はどのような対応をできるのか、そうした情報をお互いに共有し、町民と町側と一緒に考え、行動していくことが、まちづくりの重要な取組だと考えているからでございます。

ただし、広聴はがきの中には、投函者不明や回答することが難しいもの、または回答する必要性が薄いと考えられるものも、少なからずあり、役場への一方的な誹謗中傷や地域、それから隣人との人間関係のトラブルなど、広く周知するにはすぐわないものもございません。そうしたものを見極め、建設的なご意見や今後のまちづくりに資する貴重なご意見などについては、今後とも積極的に広報「おおえ」のコーナーで紹介したいと考えております。

町の姿勢を町民に示すことこそが行政の本来の在り方だと思っており、行政だけが動いていくまちづくりは行いません。町民の皆さんが思い描く夢を共有し、町と町民が一体となって、まちづくりを進めたいと強く思うからであります。

最後に、「町長への手紙」を頂いている中から、最近来たものであります。一つ紹介したいと思います。

これはコロナ関係で町から町外の学生さんに送った生活応援急便、米や果物などを今回送らせていただきましたが、その中に一緒に広報紙を同封し、その中ではがきも一緒に送ったというふうなことで、その件に関して、町外の学生さんから頂いたはがきの一つです。

紹介します。「今回は、おいしいお米と果物を送っていただきありがとうございます。僕は大江町を不自由だと思ったことはありません。僕がアルバイトをしているラーメン屋のマスターは、20年以上、変わらない味を保つため、具材やスープなどを少しずつ変えていると言っていました。変わらないということは、少しずつ変わるということだと思います。変わらない大江町でいられるように、社会や日本の変化に流されず、頑張っていってほしいと思います」、こんな手紙を頂きました。大江町で生まれ育った思いがこの手紙の中には詰まっているのではないかと思いますので、紹介させていただきました。

議員よりいただきました貴重なご意見を踏まえて、広報広聴活動のますますの充実を期し

てまいりたいと思いますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。この質問をするに当たりまして、町側からの回答は丁寧な文章で回答していただいた。町民の方からお伺いしております。しかし、残念ながら、広報にはまだ掲載になっていないという方もいらっしゃったので、この質問をさせていただいたんですけども、はがきの内容と町側の真摯な回答というものは、できるだけ多く広報「おおえ」に掲載し、広く町民の方に情報としてお知らせすることが、身近な行政として喜ばれるものと思います。

今、学生さんから頂いた手紙の内容もお聞かせいただいて、町長が頑張っている姿、また激励というものを強く感じました。町民目線で行政をとという町長の姿勢につながるものと思いますので、この制度の充実を図っていただいて、これからもお願い申し上げたいと思います。

以上で私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで藤野広美さんの一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

令和2年第4回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月10日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問(5名)

9番 結城岩太郎

- 新型コロナウイルス対策について

1番 橋本彩子

- 空き家活用に、さらなる手立てを
- 子育て支援センターを大江町の子育て政策アピールポイント拠点へ

5番 関野幸一

- 河川氾濫防止等のための専門的な対策室及び観光振興に係る課の設置等について
- 左沢市街地に、流雪溝の整備を早急に進めるべきと思う

6番 毛利登志浩

- 景観行政をどのように進めるか

2番 菊地邦弘

- 町の医療体制と、方向性について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者兼 出納室長	清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 結 城 岩 太 郎 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） おはようございます。

このところ、毎日、新型コロナウイルスの感染拡大のニュースは紙面トップに掲載されています。国内はもちろん、世界各国で猛威を振るっている新型コロナウイルス、自らの命がかかっている重大な関心事であり、全ての国民が悩んでおります。

報道によりますと、国内の新型コロナウイルス感染者は、11月18日、新たに2,203人の感染者が確認され、過去最多を更新し、全国的に感染拡大に歯止めがかからず、東京都では感染状況に関する4段階の警戒度を最高レベルの4、レベル4の感染が拡大していると引き上げられました。

県内でも11月18日、累計100人になり、大台に達したところでありますが、本日、12月10日現在、196人と、1か月たたないうちに200人の大台に迫る勢いで感染が拡大しております。

県の健康福祉部は、感染者が増大したことにより、封じ込めや感染防止に努めなければならないと危機感を示し、飲酒を伴う会食はしばらく控えてもらいたいと呼びかけております。このことから、国民、県民、町民の関心事として質問します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法というんですが、これと相まって、国全体としての万全の体制を整備し新型インフルエンザ等の感染症に対する対策強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法というのが平成24年5月に策定、特措法が制定されております。

その主たる対応について、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護するとともに、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにしなければならないとされております。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県と連携し、町として実施すべき対策を選択し、決定するなど、個別対策がきめ細かく記載されております。

日本で今年2月から始まった新型コロナウイルスは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、また、感染力の強さから世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしております。

その中で、情報収集、提供、共有についてお伺いいたします。

1つは、町に罹患者が出た場合の情報公開について、個人情報を守りながらどのような方法で、どこまで情報公開を行うのかということでお伺いいたします。

2つ目には、個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた小、中、高、保育施設等の臨時休業や集会自粛などの町内での感染拡大防止策についての情報を的確に提供できているかどうか、お伺いいたします。

3つ目としまして、感染防止対策には換気、空気の入替えが大事であります。学校での換気は窓を開けなければなりません。例えば、夏場の虫よけのため、公共施設である中央公民館（ぷくらす）や、ふれあい会館の窓には網戸はついていませんか。ついていなければ、どのようにして換気を行うのかお伺いします。

同時に、小中学校の教室や職員室にも換気のための網戸が必要と考えます。早急に網戸の取付けをすべきと考えますが、お伺いします。

また、県教職員組合の調査によると、冬期間の感染予防に関しては、教室の換気システムや加湿・空気清浄機の設置を求める声が上がっていることから、これらも整備する考えはないのかお伺いをいたします。

4つ目としまして、小中学校の学習の遅れと今後の対策として、新型コロナウイルス感染症の終息までには数年かかると言われております。今回、新型コロナウイルスの感染拡大により、小・中学校の臨時休業となった期間の授業を行うための、令和2年度7月補正で小中学校の児童生徒1人1台の学習に必要なタブレット端末の整備と通信ネットワーク整備を行うと言われましたが、進捗状況をお伺いいたします。

5つ目に、今回は、登園、登校前に検温したようですが、第3波の流行に備えるため、保育、学校施設等には短時間で簡単に検温できる非接触型体温計を導入すべきと考えるが、お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、新型コロナウイルス対策について、結城議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目にありました情報公開につきましては、原則、山形県感染症に関する公表要領に基づき対応することになっております。この要領は、個人情報保護などに十分留意しながら、感染拡大の防止や注意喚起により住民の健康被害を防止すること、このことを目的としており、仮に大江町に居住している方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、県において感染の経路、濃厚接触者などの情報を一元的に管理し、事前に大江町に情報提供した上で、

県より公表されることになっております。これは、連日テレビ、新聞等で報道されているような形で公表されるというふうなイメージでいいのではないかとこのように思います。

公表される内容といたしましては、患者情報としては、発症日、届出日、居住地、性別、年齢区分、行動歴、患者の状況などであり、具体的な個人名や住所及び他者に感染させる可能性がない部分の行動歴などについては公表されないことになってございます。

また、施設などの情報としては、施設等の種別、所在地、感染原因などであり、具体的な施設名等の名称は原則公表されません。ただし、感染患者が当該施設等を利用している場合、それから当該施設等を不特定多数の方が利用しており、感染者と接触した方の特定が困難である場合、及び、接触者の安全確保及び今後の感染拡大防止のために必要だと判断された場合は公表されることになっております。昨日、今日の報道の中身を見ても、具体的なお店などの名前が出ているというのは、こういうふうな場合に該当しているからではないかとこのように思います。

このため、大江町内で感染者が発生した場合は、今後も県の要領に基づき、詳しい情報が入り次第、ホームページ等を活用しながら、タイムリーに町民の方に情報を発信していきたいと考えております。

なお、最近、県内においても、SNSなどの媒体により感染者名が特定され、偏見や差別、誹謗中傷を受けている事例も発生しておりますので、自分の立場となって、もし自分が感染したら、もし非難を受けたら、こういった気持ちを常に持っていただき、冷静な対応を町民の方にはお願いしたいと考えております。

2点目であります。的確な情報提供につきましては、新型コロナウイルス感染症発生当時から現在に至るまで、相談窓口の紹介、手洗い、そしてマスク着用の励行、3密回避を含む新しい生活様式の実践、飲食を伴う会食の注意点など、その時々での感染の状況や必要性に合わせて、チラシ、ホームページ、そして防災行政無線などを通じて情報を提供してまいりました。今後も感染防止のために必要な情報を的確に町民の方に提供してまいりたいと考えております。

3点目、4点目につきましては、学校などの関係でありますので、教育長のほうから答弁させていただきます。

5点目の保育園の非接触型体温計の導入についてであります。保育園では既に独自の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し、園児、保護者及び職員に対して毎日の検温をお願いしており、発熱などの症状がある場合は登園を控えるよう通知しているところで

あります。また、給食材料納入業者につきましては、事前に健康状態報告書を提出いただいているところであります。

保育園には、基本的には保護者以外の不特定多数の来園者はおりませんが、たまに修理業者などの来園もあることから、今後は非接触型体温計による検温を実施することとし、これまでの手指消毒と併せて、感染拡大防止に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、現在、全国的には第3波の動きがあり、まだまだ先が見えない状況であることは、先ほど議員のほうからもご質問があったとおりであります。町としては今後も感染者数及び国、県の動向を注視しながら、必要な情報を収集し、町民の方に対し、適切な情報提供をまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、感染症の防止対策として、今回、中央公民館や小中学校などに新たにモニター画面つきのスタンド型の非接触型体温計を導入したいと考えており、補正予算のほうに計上させていただいております。今後の来庁者の感染防止対策に努めていきたいというふうなことも併せてよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、2点目から5点目の学校関連につきましては、教育長より答弁をさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

町長の答弁と一部重なるかもしれませんが、ご了解をお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第3波が襲来したというふうにされまして、山形県でも警戒レベルが上がって、11月27日の段階でレベル3の状態に入りました。いつレベル4に上がっても不思議ではない状況になっております。

欧米各国ではワクチンが開発されまして、供給準備も整いつつあると報道がなされておりますが、日本の全国民がワクチン接種を受けられるようになるのはいつなのか、明確には示されていない状況であります。

そのような中であって、私たちは、一人一人が3密を回避する、手指を消毒する、マスクを着用する、換気を徹底するなど、心がけて努力していくことが引き続き求められております。また、感染した場合には、心ない誹謗中傷が巻き起こるなどの問題もあり、児童生徒を守るという意味で、個人が特定されないよう配慮しながら対応している状況であります。一

刻も早く終息していくことを望むばかりです。

さて、結城議員からありました2つ目から5つ目のご質問にお答えをいたします。

感染防止対策の情報の的確な提供ということではありますが、何といたっても大変大きな情報提供という意味では、小学校と中学校における臨時休業というふうなことがありました。国の要請に従って感染拡大防止のため、本町では3月3日から春休み前の19日までの期間を臨時休業とし、その後、春休みに入り、年度が替わってから始業式、入学式を行い、また連休まで休業を行い、子どもたちの健康と安全を守る努力をしてきたところであります。その間、先生方からは、家庭との連絡調整を図ることはもちろん、学習の支援も的確に行ってもらい、支障なく、現状に至っているというふうを考えております。

ただ、これは本町に限らず起こっていることと聞いておりますが、一人一人に様々な要因があって一概には申し上げられませんが、家庭で不規則な生活になりがちだったことや、学習にきちんと向き合えなかったこと、友達との距離感が大きくなったことなどが原因で、不登校や不登校傾向の児童生徒が若干増えている状況にあります。

議員ご指摘の、情報を的確に提供、共有できたかということにつきましては、日々、国や県の情報が定まらない中であって、児童生徒が感染しないことを第一に考え、家庭との連絡、連携、情報の共有に努めてまいったところであり、今後とも的確、適切な情報の提供、共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の質問にあります、学校や各施設における換気のための網戸設置の状況についてでございます。

網戸につきましては、新しい中央公民館はもちろんですが、ふれあい会館の研修室及び和室にも設置をして、夜間も換気できるよう整備している状況です。

体育センターにつきましても、今年度の補正予算に計上させていただき、アリーナに設置させていただいたところです。これにより、夜間のスポーツ活動も適宜換気をしながら実施できる状況となっております。

一方、学校関係ですが、現在、各教室に網戸は設置されておられません。理由といたしましては、夜間に子どもたちが教室を利用することがほとんどないということ、また、網戸の特性上、開閉時に外れやすく、網戸自体の落下やそれに伴う児童生徒の転落の危険性もあること、そして、採光が妨げられて教室内の照度が落ちてしまうことなどが挙げられます。そのため、児童生徒が利用する教室への網戸の設置は適当でないと判断しているところであります。

次に、夜間利用もある各学校の職員室や会議室の状況についてです。まず、左沢小学校の職員室に網戸は設置されておられません。これは職員室の窓が左右に開くようなタイプでなくて、前後に開くタイプでありますので、構造上の問題で設置できないということになっております。一方、夜間の会議で使用する機会の多い1階の会議室、また、衛生上必要な給食室には設置されております。

本郷東小学校と大江中学校の職員室には既に設置されております。また、左沢小学校と同じく、会議室などの必要な場所には設置されている状況であります。

なお、藤田の丘分校については、山形県として新築の計画がなされており、その際に設置されるかどうか検討されるというふうに思われます。

教室の換気につきましては、高窓を一部開けて行うとか、児童生徒に直接冷気が当たらない場所を選んで換気を行うような対応に努めているところでありまして、これから冬場を迎える時期でもあり、学校現場から網戸が必要だという声は届いておりませんが、今後の状況を見ながら、必要、不必要の是非も含めて検討していかなければならないものと考えております。

次に、加湿器と空気清浄機についてでございます。

加湿器については現在、小中学校全ての教室で稼働しており、コロナウイルス対策に役立っております。なお、空気清浄機の性能にもよると思いますが、ウイルス対策に関しては、今のところ、加湿器に比べ、より効果が薄いと有識者の声もあるようです。やはり飛沫感染や接触感染が主たる感染要因とされており、空気清浄機によって、飛散したウイルスをある程度少なくできるということはあるようではありますが、マスクの着用など、咳エチケットによりウイルス感染、ウイルス飛散から身を守ることがやはり基本だというふうに考えております。

各学校においては、今後も加湿器の活用、そして3密回避、マスクの着用、手指の消毒、換気による対策を確実にを行うよう指導してまいります。

次に、4点目の児童生徒の1人1台タブレット端末の整備、通信ネットワーク整備の進捗状況についてでございます。

タブレット端末整備につきましては、8月に入札及び仮契約を締結し、9月定例会で財産取得の議案をご可決いただきました。納入は令和3年、年が明けてですけれども、1月になる予定であります。

各小学校の通信ネットワーク整備につきましては、10月に入札及び契約を締結し、令和3

年1月末を工期として準備を進めているところであります。

5つ目の質問にあります非接触型の体温計の導入についてですが、基本的に児童生徒の体調管理、健康管理は家庭で行うこととしており、登校前に必ず検温を実施してもらうことにしておりますが、学校内で体調が変わることもあるため、ハンディタイプの非接触型体温計を各学校の全てのクラスに1台ずつと保健室に導入しております。

今後さらに学校や公的な施設のコロナウイルス対策として、先ほど町長からも答弁がありました。卓上スタンド型の非接触型体温計の購入費用を計上させていただきました。これは児童生徒一人一人の体温が瞬時に分かるものなので、全員これをくぐってから学校に入るという対策を取りたいというふうに考えております。これを町内の小中学校及び中央公民館、ふれあい会館、体育センターに設置し、町民の健康と安全を守るよう努めてまいりたいと思います。

ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない努力の下、公共施設を利用される町民の方々にさらなる体調管理や、マスク着用の徹底と注意の喚起を促してまいりたいというふうに思いますので、議員各位のご理解と、併せてご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ご答弁ありがとうございました。

1問目からちょっとやっていきたいなと思いますが、1問目の答弁につきましては、患者本人の人権に配慮しながら、県の公表要領に基づいて町民に周知をしていくということでありまして、若干具体的なことでお聞きしたいなど。

この前の新聞には、鶴岡市職員の公表状況がありました。感染拡大防止のために市職員が勤務する藤島庁舎産業建設課を同日午前11時半から閉鎖している、そういう報道がありました。もし本町の役場職員が感染した場合は1つの課を閉鎖する、こういった対応となるのかどうかということの一つはお伺いしたいというふうに思います。

それから、児童生徒の公表につきましては、大体は10代の小学生、女性である、あるいは男性であると、こういうふうに公表になっておりますけれども、そのほか、先ほど町長は年齢区分等は公表しないとありましたけれども、学年などを公表するのか、あるいは感染者が1人と、もしなった場合、臨時休校となるのか、そういったところをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 万が一、役場の中で感染者が出た場合の対応というふうなご質問なのかなというふうに受けましたが、これについては、やはり感染の状況、または感染者の方がどの程度、職場のほうで、または役場の庁舎の中で、庁内でおられたのかというようなことを総合的に判断した上で、保健所のほうと十分に協議をして決定していくことになるのかなと思っております。

というのは、新聞報道などでも言われておりますが、いつから出勤はしていないとか、あとは外部との接触がある職場なのかどうか、そういったものを個別に判断しながら、総合的に判断するというようなことが県の方針といたしますか、保健所の判断になっているようにも思いますので、そこは具体的な内容を保健所さんと検討しながら、相談しながら決定していくというふうなことになると思います。

大きく感染が広がるような可能性があるとするれば、当然、課の閉鎖、またはフロア全体の閉鎖、庁舎全体の閉鎖というふうには、一時的なものになるかと思いますが、そういった部分も含めて検討しなければならない場面もあるかもしれません。ただ、できるだけやはり町民の利便性といいますか、役場庁舎への来訪については、制約のない中で業務を継続できるようなことも一方では必要なことでもありますので、その辺は個別に相談しながらの対応というふうになると思います。

以上です。

あと、学校の休校などについては、基本的な考え方は教育長のほうから述べさせていただきませんが、先ほど年齢区分は公表しないというような議員さんの今のご質問がありました。年齢区分については、今報道されているように、例えば20代男性とか、子どもさんであれば10代の男、女というふうな形で公表されているようですので、そういったことになるのではないかなというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 町長が申し上げたことと内容的には同じ状況でありますけれども、子どもが感染した場合とか、家族の方が感染して濃厚接触者というふうになった場合とか、様々なことが考えられます。

その状況というのは、子どもが例えば部活動で非常に多く接触したとか、そういう状況なども、保健所の指導を受けながら、各市町によっても若干、学校の休業中についてはばらつきがあるような感じで私は受け取っているところでもありますけれども、あくまでも感染の状況を踏まえながら、保健所の指導、保健所と連絡を取り合いながら、必要であれば休業、そ

の期間等についても検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。町民には正確な情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。

2問目でありますけれども、答弁としましては、現在までその状況に合わせてお知らせ等で町民に情報を提供してきたということでありまして、私としましては3密回避、あるいはマスク着用、あるいは咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、そういう基本的な感染予防、あるいは感染拡大防止対策の啓発パンフレットも全戸配布させていただいたということも承知をいたしております。

また、防災行政無線でも1日に3回ほど注意喚起を呼びかけていただいたということで、また、前はアベノマスクというのがあったんですけれども、この配布よりも早く町のほうでマスク配布も行っていただいたということで、大変助かったところであります。このようにして、町としましては情報を的確に提供できたものと評価したいというふうに思っております。

ただ、情報提供の中で、ある学校ですけれども、父兄へのお願い文書ということで、新型コロナウイルス感染注意に関するお願いということで、大江町の新型コロナウイルス感染症注意、警戒レベルは4になりましたと、こういう文書があったんですけれども、今、警戒レベルは4ではありません。そんなことで、後ほど打消のメールというのがあったようでもありますけれども、その連絡の中に、町としての感染状況の判断が警戒レベル4に引き上げられたかのように受け取られかねない表現がありましたと。ややこしいあれがあるんですけれども、これは受け取られる表現なんですね。4になったと公表しているわけですから。

そういうふうに、誤りを誤りとして認めていない、父兄への打消のメール通知文の内容だったなど、こんなふうに思いまして、やっぱり誤りは誤りとして認めていただいて、打消しておわびいたしますと、こういう通知文にさせていただいたかったなと思いますけれども、この点についてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 申し上げます。レベル4という文言については、県のレベルと若干違うというのは、学校で定めているものが、教育委員会と学校で相談をして、レベル4という段階があるんです。その内容は、隣接市町に感染者が出た場合は、学校のレベルを4に上

げますよということを学校の中との話合いで決めておりました。

それで、今回、寒河江市から出たということで、子どもを守ると、1段高いレベルでの対応をするという意味で、レベル4という判断をしたところでありまして、レベル4自体は、県のレベルと混同されるような中身であったものですから、レベル4になったのか、誰か出たのかというふうなことが保護者の方の中であつたらうという意味でのあのメールであつたというふうにご理解をいただいて、その部分については、学校ではレベル4の対応をしているというふうなことでご理解をお願いしたいということでしたが、誤解を招くようなことになったということについては、おわび申し上げたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） そういうことで、誤解を招かないような報道をお願いしたいということであります。

それから、3つ目の質問でありますけれども、小中学校の教室、職員室、網戸はついていないというようなことで、換気の問題でありますけれども、理由は夜間に子どもたちが教室を利用することはない。夜間の換気ではなくて、私が言っているのは日中の授業中、夏場、虫よけの際に網戸が必要ではないか。冬場だって換気も必要だし、窓を開ける必要もあります。カメムシ、蜂、いろいろ虫が入ってきますので、窓を開けると。窓を開けた場合にやっぱり蜂、カメムシ等が入ってこないように網戸をする。全国ではそういう網戸をしているというのが結構ありますので、そういうようなことで、網戸は必要ではないかなというふうに思っておるわけであります。ただ、ふれあい会館、あるいは体育館のアリーナには設置していると、こんなふうにも回答をいただいたわけです。

それから、危険性がある。網戸が落ちるのではないか。落ちないように設置をしていただきたいわけであります。そういうことで、夏頃のエアコンで冷やしている、あるいは冬場は暖房をしているということでもありますけれども、飛沫がエアコンの気流に乗って感染が広がると、こういう事例もありますので、エアコン使用時におきましても換気は必要でありますので、適宜行うようにしていただきたいなと思います。

ちょっと確認しておきたいのは、学校における感染症対策のための換気、空気の入替えというのはどのようにしてなされているのかということで、若干お聞かせ願いたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 冬場になって、大変厳しい寒さの中でということになりますけれども、授業の合間から時間を決めての換気は行っていると。ただ、高窓を開けて一部授業して

いるとか、あるいは教室の後ろのほうの子どもに直接冷気が当たらないところを開けて、換気をしながら授業をしているというような状況、そういう状況で今対応をしているということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

今日の新聞にもあったんですけども、舟形町では各教室の換気状況の把握に向けて、二酸化炭素測定器の導入を検討していると。数値が基準を満たせば窓を一旦閉めると、一旦対応が緩和になると、そういう機器を導入しているところもあるということです。

そんなことで、県教職員組合の調査を見ますと、教室の換気システムと加湿器、空気清浄機設置については、県内の厳しい寒さを考えますと、窓を開けて換気と暖房の両立は不可能ではないかと、そういう見解でありますけれども、こういった加湿器、あるいは空気清浄機の設置も検討すべきものではないかなというふうにも思います。

私も家を新築した関係で、寝室あるいはリビング等に加湿器、あるいは空気清浄機を設置したところでありますので、これもしっかりと県教委に対応を要望していただければと、こんなふうにも思っているところであります。

それから、4つ目の質問になりますけれども、小中学校の児童生徒1人1台の学習に必要なタブレット端末の整備と通信ネットワークの整備の進捗状況ということでお聞きしたわけですが、納入が令和3年1月の予定、来月になるということのようで、安心しているところであります。

これはGIGAスクール構想といいまして、国の整備計画で、新型コロナウイルスの感染症対策として前倒しをして行ったと。本町でも7月の臨時議会で補正としてやったわけでありまして。

学校と家庭とをネット環境でつなぎ、オンライン学習ができる整備体制を進めているわけですが、オンライン学習の実現にはそれぞれの家庭のネット環境を把握する必要があって、各家庭のネット環境や端末の有無について、その実態調査などは行っているのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） GIGAスクール構想に関わる部分でありまして、その部分については課長のほうが詳しく調査等々を行っているところもありますので、課長をして答弁させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えさせていただきます。

タブレット等については、ただいま教育長が申し上げたとおりでございます。

家庭とのオンライン環境につきましてですが、学校のほうから、各家庭にどのような通信環境が整っているかということ調査させていただきました。GIGAスクール、前倒しということがありましたけれども、家庭で利用するにはどうしてもやっぱり光回線の環境が必要になるということで、光回線が通っていないご家庭が約3割ほどございました。

ですので、町といたしましては、学校の授業に必要な環境を整えていただくためにも、光をぜひ導入していただきたいということで、導入する際の補助も補正予算のほうで認めていただきまして、今現在、手を挙げていただいて、補助に該当する家庭のほうには工事していただいた後に、こちらのほうからそれ相当の金額を出させていただくということで準備を進めさせていただいております。

タブレットの環境を整えると同時に、通信環境も整えていこうということで、今現在進めているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。家庭環境も十分調査して、実施できるように頑張りたいというふうに思います。

それから、5番目の質問であります。検温についてであります。非接触型体温計の導入についてであります。現在、ハンディタイプを小中学校全てのクラスに1台ずつと、保健室に1台を導入している。今後は卓上設置型も導入し、さらなる感染予防に努めていく考えのようでもありますので、ぜひできるだけ早い設置を期待しますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、保育園につきましても、家庭内による検温のほか、非接触型体温計による検温も実施していると、こういうことで、万全を期していただきたいというふうに思います。

現在、第3波と言われる新型コロナウイルス、あるいはインフルエンザとの同時流行の懸念が広がっております。このことから検温者の体温測定による感染リスク、あるいは水際対策に有効なピストル型検温器でない卓上設置型、あるいは顔認証を利用したスクリーニング非接触型体温測定器、クイックハイジーンターミナルの導入を求めるものでありまして、補正予算にも出しているということで、安心しているわけでございます。

この卓上設置型、あるいは顔認証を利用したスクリーニング検温器は機械に触れることが

なく測定ができる。衛生的であって検温者不要などの感染リスク、人件費の削減、こういったものにもつながりますので、混雑による検温待ちの感染リスクが抑えられる効果がありますので、ぜひ導入をしていただきたいというふうに思います。ふれあい会館、あるいは体育館のほうにも設置するというお話でしたので、安心しているところであります。

最近、寒河江、西村山の各個人医院、いろいろな施設もそうですが、昨日もそば屋さんに行ったら、そば屋さんでも卓上設置型を導入しておりましたので、小中学校などは特に生徒数が多い、感染には敏感に反応しなければならないことから、安全・安心を確保するためにも常時検温できる体制を構築すべきものと思っておるところであります。

最後に、米・欧の製薬会社が開発中の新型コロナワクチンは、発症を防ぐ有効性がそれぞれ90%を超え、次は緊急使用許可の申請に進むようであります。高い有効性が示されたのは、いずれもメッセンジャーRNAと呼ばれる人工遺伝子を使ったワクチンであります。人体に投与すると免疫反応が起きて、抗体がつくられ、ウイルスが侵入しても感染を防ぐ仕組みで、数万人規模の最終治験の結果、深刻な副作用は起きていないとされております。

先月から本県でも感染者が増加している。冬場に向けて感染防止を徹底しつつ、国産も含めて、安全なワクチンができるだけ早く届けられることを望んでいるところでもございます。

感染者や濃厚接触者、家族、職場などに対する、冒頭に町長からもありましたように、心ない言動、あるいはSNSへの書き込みなど、差別や偏見、誹謗中傷は、一切慎むことが重要であります。したがって、こういうことを強く町民に呼びかける必要がありますので、実施していただきたいなど、このように思っております。

そのようなことで、自分も、または身近な人々も、常に当事者になるという可能性があることに気づかなければならないことを自覚させる必要がありますので、しっかりと情報配信をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで結城岩太郎君の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本彩子です。コロナ禍の現在は、大変な状況ではありますが、このピンチを少しでもチャンスに変えられるような前向きな提案をさせていただきたいと思い、今議会の一般質問をいたします。

コロナ禍による地方回帰が注目されている昨今、都市にお住まいの方々が地方への移住を検討しているというニュースは多く見られています。また、大江町の空き家への問合せも多くなっているとお聞きしています。

さて、皆さんご存じのとおり、町内には空き家が多く存在しています。住む人がいなくなってしまった家屋は、積雪や老朽化による倒壊や景観の悪化、治安が悪化するおそれもあります。

現在、大江町では、空き家対策として不動産事業者との連携、空き家・空き地情報提供システム制度の活用、空き家の家財道具の処分や清掃に係る費用の補助、所有者及び利用者が改修を行う場合の補助、空き家の購入または賃借した方に対しての10万円の交付、また除却をする場合には補助金の制度があります。補助金や交付金の制度は、空き家を利活用したいと考える所有者、利用者にとって非常によい制度で、継続していただきたいと思います。

今後、大江町の空き家の利活用をさらに一歩進めるため、何が不足しているかと考えたとき、それはマンパワーだと思います。空き家の所有者が利活用を考えたときに、まず困るのが家財道具の処分だと思います。家を他人に貸出しをするに当たって、家の中を空っぽにまではせずとも、ある程度整理をしておく必要があります。

また、空き家になるお宅は、例外もありますが、築年数が経過している物件が多いため、修繕や改装などが必要な場合が多いと思います。どちらも補助金は町から出ますが、持ち主がご高齢であったり、遠方の方、お仕事をお持ちの方であったりする場合には、なかなか行動を起こすことが大変であると思います。

そこで、空き家・移住のコンシェルジュとして地域おこし協力隊を募集することを提案い

たします。地域おこし協力隊は国からの交付金を活用できる制度で、その町の状況に合った形で募集が可能であると思います。協力隊の方に家財道具の処分や清掃等のお手伝い、家屋の修繕などをサポートしていただくことによって、今ある空き家を現実的に移住しやすい環境にする必要があると考えます。

コロナ禍によりテレワークなどが進むことから、大江町に移住を希望される方がおられたときにスムーズに受け入れられるような物件を増やすためにも、ぜひとも実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

修繕などをする場合には、ぜひとも大江町産の西山杉の活用をしていただいて、こちらの補助金も利用できるようにしていただきたいと思います。昨年度、建設することができなかった新規就農者用の住宅としても扱っていただけたらと思います。

また、今町内に住んでいる方の中にも、町内移住を考えている方がおられます。大江町に長く住んでいただくためにも、すぐに住むことができる物件を多く用意しておくことが必要であると感じています。

新しく団地を造成することをお求めの方もいらっしゃると思いますが、町内に多くの空き家がある中で、既存の集落の維持も難しくなっている現状があります。新しい団地をつくらずに、近所の空き家を何とかしてほしいという声も多くあります。

新しく団地をつくるということは、農地など宅地でない土地を宅地化し、新しくインフラを整備する必要がありますが、空き家または空き地の活用であれば、既にインフラが整備されており、ごみの収集や乗り合いタクシー、町営バスなどにも対応しています。

新しい団地をつくるのは、町のインフラを広げていくことになりますので、道路や水道管などの管理や修繕などの将来的にかかる費用、ランニングコストの試算をすることが必要であると思います。持続可能なまちづくりを考えたときに、現在ある宅地を利用するほうがよいと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、集落によっては、昔ながらのお祭りやおさいとうなどの文化も人口減少によって存続が難しくなっている現状があります。新しい団地の造成では解決が難しい問題ですが、集落内の空き家を活用することによって、その集落自体の存続や土地の文化を継続して残すことができる可能性が広がるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

空き家を所有していても、空き家バンクへの登録をする方が少ないという現実があります。マンパワーの補助に加えて、きっかけになるようなことを考えたとき、空き家バンクに登録するとメリットがあればよいのではないかと考えました。奨励金よりも固定資産税の減免

がよいかと考へ、税務町民課のほうにご相談したところ、なかなか税法の関係で簡単ではないというお答えをいただきました。

そこで、ほかの自治体で同様の事例があるか調べてみました。空き家バンク登録奨励金としてインターネットで検索をしてみましたところ、全国では13の自治体を実施しておりました。資料1のとおりであります。ご覧ください。

私の考へに近い島根県益田市では、固定資産税相当の金額で最大3万円まで奨励金を出しているということでした。問合せをしましたところ、益田市では平成26年度から同事業と不動産業者との連携をスタートしたということで、前年の倍の件数の登録、数字で申し上げますと、平成25年は18件だったところ、平成26年には38件の登録があったと教えていただきました。

また、茨城県行方市では、今年9月の定例議会で、老朽危険空き家の認定を受けた物件に対し、解体後の固定資産税を3年間減免することによって解体を促していくように条例を改定したとの記事もありました。

空き家・空き地についてアクションを起こし続け、空き家利活用や移住者の増加にもつながっていかれたらと考えております。町長のお考へはいかがでしょう。

壇上からの質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、空き家の活用につきまして、橋本議員のご質問にお答えさせていただきます。

冒頭、今の質問をお聞きしながら感じた感想を申し上げれば、やはり橋本議員自身が移住者として実際、大江町にお住まいになることを選択され、今こういう形で地域の中心となつてご活躍いただいているというふうなことを含めた、今回の空き家対策というふうな目線については、やはり私ども、ずっと関わってきた視点と少し違った視点を持って見ていらっしゃるのだなというようなことを感じたものであります。そんな気持ちを込めながら答弁させていただきます。

利活用も含めた空き家対策につきましては、様々な視点からの考へがあります。現在もそれぞれの視点に基づきながら施策を進めているところであります。このたびの議員の質問は、移住促進の観点から空き家をさらに有効活用すべきではないかという考へではないかと理解しております。

大江町への移住を考えている方が、その住まいを定めるに当たり、空き家は有力な選択肢の一つとなると考えられます。また、空き家に関する問合せの中では、より気軽に利用できる賃貸物件を希望する声が多く見られる一方で、所有者の多くの方は住まわなくなった持家を売却したいという希望が多く、実際に現在、本町の空き家バンクに登録されている物件は全て売却希望となっている現状であります。

橋本議員がお示しになられた、地域おこし協力隊による空き家利活用のサポートにつきましては、こうした空き家利用希望者、空き家所有者、双方のニーズを見極めながら検討していかねばならないと考えております。

ほかの自治体では、地域おこし協力隊員が移住コンシェルジュとして移住希望者の相談に対応している例もありますので、こうした事例を参考にしながら、今後のこういった移住施策の取組方について検討してまいりたいと思います。

また、移住希望者の希望に応えるためには、空き家バンクの登録物件をより充実させていく、そういうことが必要であります。大江町では、令和元年度から公益社団法人山形県宅地建物取引業協会との間で、空き家等の対策に関する連携協定を結び、空き家バンクへの登録希望があった建物の調査及び空き家バンクの登録物件の所有者と利用希望者間の売買、賃貸契約の仲介をこの協会に委託してきました。これによって、所有者と利用希望者のマッチングが少しでもスムーズになるようにというふうに思っており取り組んでいるものです。

また、町外在住の固定資産税納税義務者に対しては、空き家バンク登録奨励のチラシを納税通知書に同封する形で送付するなど取組をしており、この部分については一定の効果が見られます。しかし、空き家バンクに登録することで所有者が直接的なメリットを得られる施策は少ない状況ではないかと感じております。橋本議員が今お話しいただいた、空き家バンク登録奨励金の事例は参考にしながら、今後検討してみたいと思います。

他方で、町民の視点から空き家対策というものを見て考えた場合、空き家が引き起こす様々な問題の解決こそが、その主たる目的であるとも言えます。特に老朽化が進んだ空き家は、景観、治安、衛生面、いろいろな面で周辺に悪影響を及ぼしているという実態がございます。もし倒壊すれば、けがだけでなく、命に関わる事態になることもあり得ると考えられます。このような状況になることを防ぐため、空き家の発生を抑止し、また、危険な空き家は除却を進めていくことも必要ではないかと考えます。

平成29年に実施した空き家実態調査によりますと、町内に存在する空き家は合計で170軒、このうち老朽化が著しいと判断される空き家は108軒ほどに上っております。半数以上の空

き家は既にかなり老朽化が進んでいるという実態が明らかになっています。

こういったことを踏まえますと、空き家対策においては、充分利用できる空き家は積極的に利活用を図る。そして、再利用が難しい空き家については除却を進めるというように、まずは空き家の状態を把握して、それによって対策を分けて考えていかなければならないと考えます。

空き家の除却に対する補助といたしましては、本町では空き家除却支援事業補助金として、空き家の解体や撤去などに要する費用の2分の1、最大50万円を交付しております。これにより老朽化の著しい空き家の除却を促すとともに、土地の利活用促進を図っていく、そっちの方向に誘導していくというようなことを考えております。

空き家の除却に係る固定資産税の減免につきまして申し上げますと、固定資産税は本町の税収入の約4割を占めており、3年ごとの評価替えによる税額の変動はあるものの、安定した税収を確保できる極めて重要な基幹税目となっています。

また、税負担の公平性や透明性を確保しなければならない。そして地方税法及び町税条例などに課税の根拠、徴収の方法などが事細かに規定されております。減免についても同様に規定されているところであります。

ご紹介いただきました茨城県行方市の事例は、老朽危険空き家の除却に伴い住宅用地の特例が外れる土地の固定資産税については3年間減免を継続する内容というような制度のようであります。

老朽した危険空き家は、近隣住民を含めた地域全体の問題であります。安全・安心な暮らしを守るため、除却を進めたいという政策的判断であることから、固定資産税を減免する相当の理由になるものとは考えられます。しかしながら、空き家の利活用に固定資産税を減免することについては、その効果が一部の関係人にしか生じないこと、また、さきに述べた税の公平性や透明性の確保というふうなことから十分に検討しなければならないし、非常に難しいのではないかと現時点では考えております。

大江町のように地価が、土地の値段です、都市部に比べて低い宅地では、固定資産税の3年間減免というような支援よりは、解体補助最大50万円のほうが効果が高いのではというふうにも思います。

いずれにいたしましても、空き家対策のための施策は様々な観点から多角的に進めていかななくてはなりません。もちろん移住促進を図っていく上で空き家の利活用が有効な手段の一つであることは、議員がご指摘のとおりと、同感であります。

さらに、俯瞰的な視点から捉えるとすれば、町民の住宅需要も考慮に入れた総合的な住宅政策の一つであると空き家対策を位置づけることもできます。多くの皆さんの意見を伺い、それぞれの立場から、問題となることを一つ一つ明らかにした上で、それらを解決するための施策を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ご答弁ありがとうございます。

今のお話ですと、最後の行方市のお話なんですが、3年間減免することよりも、大江町の今の施策の50万円の補助のほうが効果が高いのではないかというお話ではあったんですが、それで今進んでいるのかどうかということもありますし、また、今、老朽で危険な空き家をそれを置いておくわけにはやはりいかないと思ひますので、やはりたくさん今から増えてくると思ひます、空き家というものは。なので、なるべく早く利活用できるようにと思ひますし、今、空き家でない場合であっても、今後、空き家になったときにこうしていこうというような形にもなると思ひますので、なるべく早くこのような動きはしたほうがいいかなというふうに思ひています。

また、地域おこし協力隊の活用についてなんですけれども、今現在、1名の地域おこしの方がいらっしゃると思ひますけれども、最初の段階ではマルシェをとということだったんですが、コロナ禍で今、やはり人を集める、集客をするイベントが難しい中で、町の中をさらに活性化していくために、今できることというのが何かというふうに考えたときに、国の交付金の算出根拠にもなるという地域おこしを利用して町を活性化するには、やはり今必要な空き家を利活用できるようにすることを一歩進んだ施策として、していただけたらなというふうに思ひました。

移住のコンシェルジュだけではなくて、空き家もマッチングしたりとか、また、この空き家をこうしたらもっと住みやすくなるのではないかというような、そういう知識を持った方を活用することによって、町の中の資産を、負債ではなく資産を生かすことができるのではないかなというふうに思ひます。

また、移住される方、たくさん今希望されている方が来られると思ひますけれども、なかなか地方に住んだことがない方というのは、既存の集落に入ることに對して抵抗感がある方もいらっしゃるかなというふうに思ひます。既存の集落に入ってから知ること、集落ごとの区費であったりとか、人足であったり、昔からのしきたり、年間行事や役員の仕事など、

様々その集落ごとにいろいろなルールがあると思うんですけれども、そういうのを入る前に分かるようなガイドがあると参考になるのかなというふうに思いました。

田舎暮らしをしたい方、都会の方はやはり田舎のことが分からない方が多いですので、そのような資料があることによって、より具体的に大江町に住むことを検討していただくことができるのではないかなというふうに思います。

また、若い世代の方には、消防団の説明も必須だと思います。私は、自分のことになりましてけれども、札幌市に生まれまして、東京都の中央区にも住みましたし、福島県郡山市にも住みましたが、どこの地区でも消防団という組織に触れる機会が全くなかったんです。調べると消防団はあるんですけれども、私が生きてきた中で消防団というものに関わったことがなかったんです。

やはり多分、都会から移住される多くの方は消防団というものが身近な存在ではないんです。なので、今、町をみんなで守っていくんだ、よりよいまちづくりにしていくためにその存在が不可欠であるということに移住された方にも協力いただけるように、その告知も必要であると考えます。

また、山形県の移住交流ポータルサイトのやまがた暮らし情報館というサイトがあるんですけれども、各市町村の移住ガイドが冊子でPDFデータで載っていたんですが、西村山郡では大江町だけが載っていなかったんです。それがすごく残念で、移住ガイド、やはりいいところばかり載せるガイドが多いんですけれども、大変なところもあることもお知らせしたほうがいいと思いますし、コロナ禍の現在、ネットによる情報が大きく作用すると思っています。情報を求めている方に大江町のことが知ることができるように、できるだけ早くお知らせしていただきたいと思いますが、移住ガイドの作成についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 空き家の利活用を進める上で、これまで取り組んできた経過の中で思うのは、まずはバンクの登録件数が増えなければ選択肢もないですし、探している方にとっても探しにくい、見つけにくいという状況になることから、空き家バンクの登録をいかに増やすかというのが、一つ、課題だと思います。先ほどの奨励金ですか、そういったこととか、様々なことをしながら、そこは着実に増やす手だてをしなければならないかなというふうに考えております。

ただ、これまでの中で、先ほど宅建協会さんのほうとの協定のお話をさせていただきましたが、その辺の不動産取引に係る専門的な知識、または、やはりその空き家利活用対策に係

る役場の中のマンパワー不足というふうなものも非常に大きいのかなということで、一部を専門の業者さんをお願いしながらマッチングを図っていくというふうなことの制度を今立ち上げているところです。

今度は、先ほどの登録件数の話と、あとはいかに来られる方に親身になって相談に乗れる体制がつかれるか。それで、やっぱりいろいろなところを比較した上で、ここに住んでみようというふうに思っていて、そういった取組を今度はしなければならぬと思います。

地域おこし協力隊の部分についても一つのアイデアだというふうに思いますし、ぜひそういう適任者の方がおられるとすれば、募集してみないと分かりませんが、そういったことも頭の中に入れてながら進めていきたいと思っています。

あと、先ほどポータルサイトの話がありましたが、非常に、大江町だけがなかったというのはちょっと私としても気づかなかったところでもありますので、確認をしながら、そこはしっかりとフォローしていきたいと思っています。

あと、ガイド等の作成というふうなことですが、一つ、新規就農者の就農に関して、県外からお招きをしながらという取組が町としてございます。それは比較的うまく回っているシステムというか、制度だと思います。それを移住者の部分にもそういった考え方を生かしながら、スライドして応用していけるようなことが一つの課題ではないかと思っています。

そういったことを仕掛ける、そういう体制もつくりながら、ガイドブックは全然ないわけではないんですけども、なかなか目に触れられていないのかなというふうに思いますので、その辺の充実についても今後考えてまいりたいと思っています。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

先ほど町長のお話から、親身になって移住者に相談に乗ってくれるようにということだったんですけども、私はやはり移住してきた身ですので、知り合いにも移住してきた方が多くて、よくお話を聞くんですが、大江町の役場の方はすごく親身になって相談に乗ってくれて、家も紹介してくれていというふうに、役場の方に対する感謝の言葉がすごく多くありまして、本当にありがたく思っているところです。皆さんすごく役場がありがたくて、感謝しているという方が多いので、ぜひともそれは役場の方々にもしていただきたいなというふうに思いました。マンパワーについてはかなり必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

昨日、藤野議員の一般質問のお答えに、少子化に対する施策について、新たな斬新な発想

で、大江町が県内初になるような事業がしたいというお話がありました。ぜひともほかの事業でもそのような、ほかの自治体を参考にする事業に加えて、県内で初めて大江町がというような事業も進めていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

子育て支援センターを大江町の子育て政策アピール拠点へということでお話ししたいと思っています。

町長の所信表明では、定住対策として、子育てや教育に対する経済的支援や環境づくりを進めていきたいとありました。近年、町の出生数が年間30人を下回っている中で、子どもの数を急速に増やすことは非常に難しいと考えています。町内の出生数を増やすことに加え、町外から若い世代に転入していただけるように努める必要があると考えます。そこで、子育て支援センターぱれっとを町内外へさらに周知し、大江町をより広く知っていただく必要があると思います。

現在、ぱれっとを利用されている多くの方は、町外からいらしているとお聞きしています。せっかくすてきな支援センターをつくったのですから、町内外問わず、さらに多くの子育て世代の方に活用していただきたいと思っています。にじいろ保育園と併設されていますので、大江町ではどのような保育をしているのか、未就園児を持つ親御さん方は興味を持ってご覧いただけることと思います。

支援センターと保育園の交流を定期的に行い、支援センターの利用者と大江町の保育園がつながりを持つことによって、大江町や町の保育園に対してのポジティブイメージから移住定住につなげていくことも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

コロナ禍の今、大きく動くことは難しいかもしれませんが、できることから動いていくことも必要であると考えます。

また、現在、大江町の子育て支援センターのチラシは、山形市や寒河江市などには置かれていません。それでも利用者からの口コミで来てくださる方がいらっしゃいます。イベントなどが書かれたお便り、チラシを近隣市町村の子育て世代が集まる場所に置かせていただき、さらに多くの方からの利用を促してはいかがでしょうか。

また、チラシを置かせていただくと同時に、毎度のご提案で恐縮ではありますが、インターネットを利用した広報をお願いしたいと思っています。現在子育てをしている世代はネットでの情報収集が主となっています。町から配布されるチラシなどに目を通す精神的、体力的な余裕、時間の余裕がありません。その方々が助けを求めるネットの情報の中に大江町の

ものがなければ、仮に移住を考えている世帯があったとしてもマッチングすることはできません。

山形、子育てセンターと検索して大江町が出てくるようになれば、多くの方にアピールできます。そこで、町の子育て支援センター独自のホームページ作成をお願いいたします。

さきの検索で最初にヒットするのが三川町の子育て支援センターです。指定管理団体の運営のようです。次が中山町の子育て支援センターです。中山町の子育て支援センターのホームページはすごくよくて、メールで相談することができるフォームがもう既にありまして、子育てをされていて不安になることはとても多いんですけれども、電話や直接出向いての相談は、コロナ禍ということもありますし、相当悩みが重いものでない限りは腰が上がりません。

しかし、メールでの相談であれば、気持ちも軽く、自分の好きな時間に文章を書き、送信することができます。いただいたお返事も自分の好きなタイミングで読むことができます。また、メールアドレスを書いてあるだけでは、忙しい親御さんたちはそのアドレスをコピーして移すことすら面倒だと言われます。フォームに書いて送信するだけ。このような相談の仕組みをつくっていただきたいと思います。できればLINEなどのサービスを併用するようにお願いします。母子手帳交付の際にそのLINEに登録してもらうことで、大江町の子育てサービスをより身近に感じていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

中山町の子育て支援センターにお話を聞かせていただきましたところ、運営は社会福祉協議会が請け負っておられるようで、ホームページは最初だけ業者に作成してもらって、更新は難しくないため、自分たちで行っているそうです。同センターでは毎週金曜日にメールマガジンも発行されて、週末のイベント情報などをお知らせし、子育て世帯の応援をされました。

また、12月2日の山形新聞では、白鷹町子育て世代包括支援センターでは、オンラインの無料子育て相談支援をスタートさせたという記事が載っていました。スーパーやカフェなどに置いてあるマーメイドのような子育て世代向けフリーペーパーに今よりも多い頻度での掲載をすることも有効だと思います。とにかく紙以外の媒体でも情報を発信しないと、せっかくの手厚い住民サービスが活用されません。非常に残念だと考えています。

健康福祉課は熱中症や感染症の予防に際しても大江町のメールサービスを利用していただいて、非常にありがたく思っています。ぜひともそのスキルをさらに伸ばしていただきますようお願いいたします。

また、支援センターをさらに活用し、町の活性化を図るために、利用者へのスタンプカー

ドを用意し、ある程度たまったカードは町内で使うことができる商品券に換わるようなキャンペーンがあっても楽しんでいただけるのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

柳川温泉テルメ柏陵などの温泉や道の駅、町の商店街、飲食店、その他の施設で楽しんでいただき、大江町の魅力を感じて、もっと好きになっていただけるのではないかと思います。スタンプカードの換金額は少額でよいと考えますが、このようなサービスは難しいでしょうか。お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、2問目の子育て支援センターというふうなことでのご質問にお答えさせていただきます。

子育て支援センターは、平成13年に元のわかば保育園の一室に開設し、未就学児、その保護者の安らぎの場として各事業を展開してまいりましたが、規模も小さく、遊具等の設備も不十分であったため、利用者はそれほどでもありませんでした。

その後、平成30年ににじいろ保育園の開設に併せて、保育園に併設する形で施設を新築し、屋内遊具の充実、魅力ある事業を実施した結果、以前と比較して大幅に利用者が伸びております。数字的には2.4倍ほどになっております。

また、今年度は、コロナ禍の状況ではありますが、屋内のほうにキャラクター遊具を新たに設置するなど、利用者のさらなる拡大を図っているという現状でございます。

しかしながら、施設面での充実は図られても、議員ご指摘のとおり、保育園との交流、支援センターのPR、保護者のささやかな悩みへの相談など、ソフト面ではまだまだ改善をしなければならない、そういう余地があると考えております。

保育園との交流については、現在は運動会や人形劇鑑賞などにセンター利用者が参加するのみで、それ以上の事業は実施されていないのが現状です。今後は未就学児が保育園での生活を体験できるような場をつくるなど、就園へのスムーズな移行ができるような事業を計画してみたいというふうなことが現場のほうから声として届いております。

支援センターのPRについては、現在は、近隣市町の子育て支援センターにはチラシを置かせていただいておりますが、今後は子育て世代の集まるその他の施設についても、ご相談をしながら進めたいと考えています。

また、子育て支援センター独自のホームページの作成ということでございますが、実情を正直に申し上げれば、なかなかその分野に詳しい職員なり人手というふうなものがないと

いう現状があります。そんな中で、新たに支援センターのホームページというよりは、今更新しております町のホームページですね、そちらのほうとうまくリンクなり、ワンクリックで入れるような、そういった情報提供というふうなものをまずはやっていきたいなと思います。

LINEなどのサービスというような話もありましたが、そのほかSNSと言われるフェイスブック、ツイッターなど、様々な手法があると思います。この部分についても、先ほど申し上げた事情などもあり、私から逆にお願いしたいのは、いわゆる口コミでございますので、利用者間の様々な情報提供や、そういった拡散といいますか、情報を広げていただく、そういった利用者間の情報交換などをお願いできれば、その部分は一定程度フォローできるかなと思います。その辺の要請なども含めて、支援センターのほうで組み立て方を検討したいというふうに思います。

最後に、スタンプカードの話がありました。確かに町の経済の活性化、そして子育て支援センター利用者の拡大につながるのかもしれませんが、ただ、何か特典があるため施設を利用するという考え方は、本来の子育て支援センター設置の趣旨から少し離れている感じがする感想であります。現在でも支援センターの夏祭りやクリスマス会などのイベントの際には、ささやかではありますが、様々なものを準備しながら、少しでも魅力的なものになるようにという努力をしております。今後も利用者の方、そして子育て支援センターとの心の交流が十分にできるように、お互い信頼関係を築きながら、相談などもできるように、利用者の拡大を図ってまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

先ほどのお話ですと、未就学児の方に保育園の体験をしていただけるような計画を練っていただけるような話でしたので、どうぞよろしく願いいたします。

また、ささやかな悩みの相談、心の交流ができるようにということでしたが、本当に小さな悩みでも寄り添って話を聞いてあげること、励ましてあげること、子育てをしている方の不安が少しでも軽減されると思いますので、それを町が応援してあげてほしいと思います。

また、スタンプカードなんですけど、これはできれば、今、町外の方が利用されている方が多いということなんですけれども、私は町内の方にもぜひともどんどん利用していただきたい

いなと思っけていまして、左沢方面の方が、そちらのにじいろ保育園のほうに行く方がなかなかいないということで聞いておりまして、町内の方がにじいろ保育園のほうのぱれっとのほうを利用されることによって、また町内への還元ができるのかなというふうに思ったものですから、させていただきます。もしあれでしたら、町内の方のみのキャンペーンでもいいと思いますので、ぜひともご検討いただきたいなというふうに思いました。

本当に、先ほど町長がおっしゃったとおり、ワンクリックでぜひとも情報につながるようをお願いしたいと思うんです。若い方とか子育て世代の方というのは、本当に時間があるようではなくて、調べたいこともなかなかじっくりは調べられないんです。今の町のホームページから探していく告知だと、PDFでそのお便りを見なければならなかったりとか、一々探していかなければならないんですけれども、それとやっぱりワンクリックごとに人が減っていくんだというふうに言われてしまって、やっぱりすぐに情報にたどり着けるような仕組みを考えていただけたらなというふうに思います。3世代の同居の方であっても、核家族の方であっても、ひとり親のご家庭の子育てでも、皆さんに優しい大江町であってほしいというふうに思います。

現在、子ども子育て会議を庁内の若い世代の方の意見を取り入れて行っているとのことで、新しく斬新な施策を楽しみに期待しております。また、よい施策はどんどんと外への発信をしていただきたいと思います。私も拡散できるように頑張りますので、どうぞよろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで橋本彩子さんの一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 現在、新型コロナウイルス感染症が県内で爆発的に広がっている中、本来であれば、今回の一般質問はコロナに関連する質問をするべきと考えておりましたが、7月の豪雨による本町の被害を目の当たりにし、今後の災害の復旧や百目木地区の今後を考えたとき、これからの大江町の一丁目一番地として捉えなければならない要件だと思い、あえて今回、質問することにしました。

さて、7月の豪雨水害から5か月になろうとしています。町内で災害に遭われた箇所では町内業者の方々の懸命の努力で、早々と復旧工事が行われています。まだまだ先は見えていませんが、一日も早く復旧できますよう、心より願っております。

また、百目木地区の皆様から、中州の樹木の伐採、河川のしゅんせつの要望がありました。先日、樹木の伐採のための工事がようやく始まりしました。中州にある障害物を取り省くことにより川の水位を下げるとのことです。一日も早く地域の皆様が安心できるよう、よろしく願います。

さて、昨年の水害、今年の水害、さらには平成25年、26年にも水害がありました。そのたびに百目木地区では堤防の話が出てきていたと思います。昨年の水害の折、百目木地区の方々と話をし、何とか百目木地区の皆様を守るための堤防をつくってもらいたい、そういう要望がありました。それを受けて、県、国に町が要望を出しただけではなく、大江町自民党支部としても要望を出させていただきました。

しかし、今年は昭和42年の羽越水害に相当する甚大な被害になり、昨年の要望でお願いした堤防では、今後、今年のような水害からは百目木地区を守ることは到底できないと考えています。

町では、今年7月の水害後、早急に県の河川工事事務所に赴き、今後の対応等について要望をしたと聞いています。また、その後は仙台にある東北地方整備局に町長、議長、衆議院議員、鈴木憲和代議士と赴き、中州の樹木の伐採、しゅんせつ、それと築堤も考えた無堤防区間の今後の整備についての要望も行ってきました。

その際、今回の山形県の水害については、県選出の衆議院議員の先生のご尽力で令和2年7月豪雨災害ということで激甚災害に指定されたことにより、国のほうでも前向きに考えているという回答を東北地方整備局の局長、河川部長さんからいただきました。ただし、激甚

に指定されたことにより、5年で何らかの形をつくりたいとのことでした。

そこで、今後は、百目木地区をどのように整備していくかを早急に考えて、県、国と話し合いをしていかなければならないと思います。そこで町長に提案ですが、今後は河川事務所等と相当数の打合せなどが必要と思われます。また、堤防等を造るとなれば、地区の方々からの協力もいただかなければなりません。その場合、担当課の職員が度々代わっては、うまくいく話もなかなか難しいと思います。そこで、百目木地区の整備が終わるまで、町長直属の特別室を設け対応するべきと思うが、どう考えていますか。

また、鹿子沢地区、月布川においても同様に対策室の職員が対応することにより効率的に対応できると思うが、このことでも町長の考えを伺いたいと思います。

また、今回このような対策室を設けることは、ある意味、庁舎内の機構改革だと思っています。私の初当選後の最初の一般質問が庁舎内の機構改革でした。対策室とは別になりますが、そのときも今回と同じ、現在の政策推進課の起業推進係と観光推進係を商業観光課としてはどうかと質問させていただきました。商工業・観光に重点を置いて商工観光課を新たに設けることにより、重要文化的景観を柱にして、町内の商工業者と一緒に様々なイベントやまちづくりができるのではと思っております。

さらに、商工観光課を役場の2階ではなく1階とか、または町内の公共の施設に移すのはどうでしょうか。商工観光課でも町の観光案内を直接すれば、商工観光課には町民をはじめ、多くの観光者も来ると考えられます。分かりやすい、入りやすい場所にあることは重要なことだと思います。前回、前町長は状況を見て検討すると答弁されましたが、町長、今がそのときと思いますが、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、今、関野議員からご質問いただきました中身につきまして、機構改革ということも含めてのご質問でございますが、お答えさせていただきたいと思えます。

議員もご承知のとおり、昭和42年の羽越水害に匹敵する甚大な豪雨災害となりました今回の豪雨を受けて、国土交通省や山形県など関係機関へ要望活動を行い、被災箇所を早期復旧と百目木地区河川敷への築堤の実現を目指しているという動きを今、一生懸命取り組んでいるところです。

国土交通省さんのほうの話によれば、このたびの7月豪雨を受け、河川関係の緊急プロジ

ェクト枠の予算が創設されておりました。そして、百目木地区の築堤に関しても、これに該当をさせることは可能ではないかというようなご返答でございました。

なお、今のままであっても、国土交通省の計画に百目木地区の築堤はこれまでの計画の中にも組み込まれていますが、このプロジェクトに採択されることにより、短期間である5年ないし7年間の期間で集中的に予算が確保できるのではないかというお話もいただきました。

私といたしましては、住民それぞれの意向の確認や重要文化的景観の取扱いなど、クリアすべき課題はたくさんあると思いますが、関係区長さんからも強い要望をいただいております、この機会を逃すべきではないというように考えております。

ただ、ここで問題となるのが、先ほど申し上げました5年ないし7年間で事業を完結させることができるのかという点でございます。事業説明会から始まって、関係住民の方々と合意形成をし、重要文化的景観の絡みの様々な調整、そして移転補償契約締結など様々な交渉事、調整事、そして支障物件の取壊し、その後の築堤の工事と、今考えてみただけでも、かなり厳しいこの事業期間での実施ではないかというふうに考えざるを得ません。

関野議員からは、この業務に専念する対策室を設置してはどうかと、ありがたいと思えるご提案をいただきました。この事業に関しては、事業主体、工事の発注は国であります。町としては、国と協力しながら、事業説明会の段取りであったり、交渉事を行う際の随行、関係機関との調整など、地元としての調整などが考えられます。限られた職員、人員の中でいろいろなことを考えなければならないものであり、今のところ対策室等の設置については慎重に対応すべきと考えております。

ただ、事業のボリュームがどれぐらいになっているのか、現時点では全く分かりません。先ほど言ったような手続が山のようにあるのではないかという現状だと思います。事業進捗状況によっては、今年春に行った定額給付金事業のときのように、課や係の枠を超えて対策チームを編成することも一つの方法とも思います。そういった中で、様々、検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、政策推進課内の観光振興係を課として独立させる、事前の通知では観光振興係というふうな表現でありましたが、今の質問の中では、商工観光担当というふうなことでありました。

年々新たな行政課題が発生し、その内容も複雑かつ多岐にわたっていく中で、組織を再編するに当たっては、少し長期的な目線で検討をしなければならない、慎重に行わなければならないというふうに思います。今年度つくった係が来年度なくなる。特別な場合ではそうい

ったことがあるかもしれませんが、今の商工振興、観光関係の部署についてはそうではないかと考えます。

特に観光振興系のほうでは、業務内容的に町の広告塔となるべきセクションであります。本来、庁舎を考えれば、庁舎1階の玄関付近に事務スペースを設けて、様々なPR活動、紹介への対応、そういったことになれば理想なのかもしれませんが、なかなか事務室の移動も含め、配置も含め、かなり大がかりなものになってくると想像しております。

現在のコロナ禍が終息しない状況下においては、イベント自粛の流れがいつまで続くのか、全く見通しが見えないことから、できるだけ早く再開できるようなこともあります。現段階ではイベント業務を多く抱える観光振興係を課として独立させることについては、もう少し時間をかけて検討すべきではないかと今は考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

ただいま町長の説明によりますと、百目木地区に関してはかなり膨大な仕事量になる、また様々な障害もあるという中で、町ではどのようにやっていくかということの話だと思っておりますけれども、やはり国のほうでも5年ないし7年で何らかの形を出さなければならないというのであれば、それに合わせて、やはり早急に事を運ばなければならないと我々は思います。

そのことは百目木地区の方も当然、いつそういう話があるのか、どういうふうになるのかということもやはり心の中では不安に思っている、多分今も生活していると思っております。また、多分、町長だけでなく、ここにいる方は分かっていると思っておりますけれども、今年7月の豪雨以降、夏の期間、雨が降らない期間がありましたけれども、最上川の百目木の築場、いわゆる盤が今年は見えておりません。やはり中州にたまった砂利とかそういうもので、やはり川の水位が上がっているのも事実であります。

そこで、また来年、このような水害が来たときには今年以上の被害が出る、幾らしゅんせつや伐採をやったとしても、それが幾ら下がるという保証もないわけですから、そういう可能性もあるわけでありまして。その中で、やはり地区の方から安心してもらうためには、早く町としての方向を示す、これが大切なことではないかと思っております。

先ほど町長は、国のほうの仕事になると言いましたけれども、国のほうにどういうふうなことをお願いするというのは町の仕事だと思っております。やはり町としてもある程度の構想を持

ちながら国のほうにお願いに行く、そうやって、どうやったら百目木地区が一番と、大江町のいわゆる重要文化的景観の絡みもありますから、どういう形の工事がいいかというのが、やはりそれを示さない限り、やはり国でもなかなか動けないのではないかと私は思っております。

そこで1つ提案というか、私の考えですけれども、まず、あそこの百目木地区には3つ方法があるのではないかと思っております。

まず1つ目は、まず大きな堤防をつくる。これは以前、国のほうでも地区民の方に提示をしていると思います。そうすることによって、自らの被害は守れると思いますけれども、いわゆる景観がまるっと見えなくなる。そういうような工事だと思います。

2つ目は、東日本大震災の折に津波に遭った海沿いの地区が行っておりますかさ上げ、いわゆる地面をかさ上げにして、津波が来ない、水が来ない、そこまでのかさ上げというのが2つ目だと思っております。

3つ目は、あそこの景観を守る、左沢のよさを生かしたことになれば、いわゆるあそこを河川公園にして、村山地区にある遊水池というんですか、水が上がってもいい、そういうふうなことにできないか。そういう形を捉えながらの工事も提案できるのではないかと思っております。

私はその3つの方法の中で、最後に言った、いわゆる河川公園というものをあそこにつくることによって、景観を伴いながら、あそこの地区を水が上がっても大丈夫なようにしていきたい、そういうふうに思っています。ただ、あそこに住んでいる方もいらっしゃる中で、やはりその住んでいる方をどのように守るかということに対しても、堤防でも、かさ上げでも、河川公園でも、地区の方にはやはり協力をしていただいて、安全な場所に移動してもらうということも考えなければなりません。

そのことに対しても、町のほうで早急にやはり町の考えを出して、こういうことで皆さん協力していただけませんかということを出さなければ、幾ら国のほうでやるといっても、工事が進まないのも事実でありますので、その辺に対する、今、町のほうがどういう動きをしているのか、今のような考えに町長はどう思っているかをもう一度お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 地元の区長さん、特に1区、2区の区長さんのほうからも、不安な中で今後どうなっていくのかというふうなことを大変心配しているということは、十分に私も受け止めているところです。そのことは、もちろん町としても、担当であります山形河川国

道事務所さんのほうにはそういった気持ちを伝えながら、大江町として、もともとの百目木の景観と融合するような、そんな形の整備ができたらいいですと、そういうふうなことを意見として申し上げているという状況であります。

関野議員のほうから、今3つほどの提案がありましたが、国のほうとお話ししている中でも、今言ったような3つの案のような形での相談もしているところです。ただ、まだ入り口ですので、具体的にどの案がどうだというふうなことには至っておりませんが、その辺のことを国として地元で説明できる状況をつくりながら進めたいというのが国のほうの意向でございます。

ただ、町としては、地元の先ほど申し上げた様々な不安に応えていくためには、もう少し地域の声を十分に拾いながら、国との間で調整をしていかなければならないのではないかと、いうふうに思っております。もう一步踏み込んだ対応をして、地元の方と意思疎通を図りながら進めるべきだと。

整備に当たっては、絶対的に何軒かの方の家屋の移転の協力も必要になります。これは、誰がどう考えてもそういうふうな形にしかならないのではないかと、いう堤防計画だと思えます。その辺のところのデリケートな問題も考慮しながら、町として、地元と国との調整役として頑張って取り組んでいくというふうな決意で今おりますので、地元の方への説明というふうな部分でも段取りをしながら進めたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いをしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今町長が言われたとおり、こういう計画に関しては、やはり地元、地区民の方の協力というのが一番だとは思っております。その協力をもらうためには、それなりの指針を示さなければ、やはり協力というのは得られないのではないかと、思っております。

その中で、やはり町長が率先して、町長の地元でもありますから、町長が率先して顔を出して、地区の方々と話をしながら、また、職員も一緒に行きながら話をする。その中で、町長、さっき言った対策室、または対策室が無理であれば専門の職員を置いて、今年からこの工事が終わるまで親身になって地区の方たちと話をしながら、どうやったらこの工事がうまくいくのかということ、ある意味、これはスピードを持ってやらないとできない仕事ではないかと。私だけでなく、ここにいる方は思っていると思います。

その中である程度の時間を区切るというか、荒っぽい言い方をすれば、来年度には地区民の方の協力をもらう、さらにそこから国との細かい作業をしていく、そういうふうな段取り

を国だけじゃなくて、町のほうでも考えながら進めていかなければ、やはりこのような大きな工事はできないのではないかと私は思っているわけであります。

本当に地区の方で何軒かの方が移ってもらわなければならない、移転してもらわなければならない、その辺に関してもなかなか難しいところがありますが、そのことに関しても町のほうでは十分なケアができるような、そういう施策も考えながら、やはり本当にこれは早く進めないと、一番の課題が、今は最上川百目木地区、あとはその後に月布川の鹿子沢とか、いろいろな問題が出てくると思います。

毎年毎年になるか、2年に1回になるか、3年に1回になるか分かりません。同じようなことを毎回繰り返しているのでは、一体町民の方は町のほうに何をやっているんだというのは、当然そういう話が出てくるわけでありますから、やはりその辺のところを早急に、まずはやっているから、あと何年待ってくれ、もう少し待ってくれと、そういうような形ができるような、やはりきちんとしたものが見えるように、早急にやっていただきたいと思っております。

これからも何かあるごとにこの質問は続けさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、これも何回も質問しているので、町長が多分答弁のところできどいと言うかもしれませんけれども、町内のほうに流雪溝をどうしてもつくっていただきたいということで、再度の質問をさせていただきます。

この質問も平成30年12月に今回と同じ議会で一般質問をさせていただきました。しかし、現在も、あまり言いたくはないんですけども、具体的な進展もないまま、いつもどおりの側溝の整備が町内で行われているのも事実だと私は思っております。

本町は雪国でもあり、左沢市街地においては除雪の後の排雪作業が行われるまで、やはり道路が狭くなったりとか、玄関の前に雪があつて、なかなか大変なもの事実であります。流雪溝は雪国には絶対に必要なものと私は思っております。

その流雪溝も、前回質問しているときに町長は隣で多分聞いていたと思っておりますので、細かい話よりも、前回のものを多分調べてきておりますから、今回のことで1つ言わせていただければ、今回の7月豪雨で役場前に側溝の水があふれた、あれはいわゆる災害でなくて、人災だと私は思っております。

役場前の国道のところの側溝はそれなりの深さがあり、水がはけていきますが、五差路の中にある水を流すところの側溝のジョイントというか、古い側溝とのつながりのところで、

このぐらい大きい側溝の水を出すところが、このぐらいしかないんですね。ということは当然、大量の水が入ればあふれるというのは分かっているはずですが。それは多分、町長も前から分かっていると思うんですけども、そういうところにもまず手をつけなくて、いわゆるやってきたというのが、やはり今回の役場前の水が上がったところの一つだと私は思っております。

また、そのほかにも、前回は質問しました、町内の側溝を少しずつでもいいですから大きいものにしてもらいたい。そうすることによって、いわゆる水が上がること、あふれることもなくなるのではないかということをお願いしましたが、やはりそれもなっていない。そういうことで、今回も町内の数か所で側溝から水があふれるというようなことが起きております。

現在の側溝より大きくなることで、幾らかでも被害を少なくすることはできると思います。流雪溝を、やはり一気にはできないと思います。少しずつでもいいですから、計画を立てて整備することによって、冬場の期間だけではなく、これから数年に何回か来るような豪雨に対しても、水があふれるというようなことが少なくなるような、そういうふうな工事になると思いますので、また同じ質問ではありますが、町民のために必要なものだと思いますので、検討という答弁ではない答弁を期待しております。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 左沢市街地の流雪溝整備ということで、以前にも質問をいただいているというふうなことですが、私としての答えは初めてだというふうなことでお聞きいただき、捉えていただければというふうに思います。

まず、側溝整備と流雪溝というこの整備、機能をどうするかによって、全く考え方も、整備の手法も、お金も変わってくるのかなと思います。実際、先ほど言われた水害時、水が飲み込めなく、道路が冠水したというような事態は、側溝を整備すれば、一定程度は防げるようなことにつながるかと思いますが、流雪溝というふうなことになるれば、維持管理も含めて、相当規模のことで取り組まないといけない事業ではないかというふうに現実的には思います。

そんな中で、一番課題になるのが水の量というふうなことになります。その部分については、まだまだ検討が必要だというよりは、現時点では非常に、流雪溝を整備して流すだけの水の確保はできないという現状だと思います。新しい考え方で、どこかから水を持ってくるような考え方でないと、そこはできないのかなというふうに思います。

そんなことを思いながら答弁させていただきますが、町内の側溝整備については、道路幅員の確保や転落防止のための蓋掛けなどをしてほしいという要望がたくさん来ます。その要望を受けて、毎年少しずつ整備をさせていただいておりますが、なかなか要望、整備しなければならない箇所が多いために、十分に対応できていない部分もあると考えております。

また、今年7月の豪雨に伴い、町内の各所では水があふれ、道路や宅地に冠水したというような状況があったのも議員が言われるとおりでございます。

町としては、老朽化した側溝などの更新を考えているところでありますが、豪雨時の状況を受けて、側溝を流れる水の流れや流水の量など、全体把握が必要であると考えております。これがただいま申し上げました側溝の水の流れ、勾配、大きさ、こういったものを下流まで含めて検討して整備をしていかないと、下流でオーバーフローしてしまうというふうな現象になってしまうということです。

部分的なものであれば、何とかその部分は防げるんでしょうけれども、大規模にというふうなことを考えれば、やっぱり全体的な整備をしなければ、そこは徹底していかないと考えます。

また、その中で、克雪対策として流雪溝というふうなことのお話でございますが、これまでも尾花沢市や大石田町などの事例を参考に、可能性の調査というふうなことで検討してきた経過があるようであります。

平成9年度に大規模な調査といいますか、測量も含めてシミュレーションをして、幾つかのパターンで検討したという経過があったようです。通水できる十分な水量がその時点では確保できない。整備するメリットについてはなかなか、いわゆるかかるお金に対して難しいのではないかという当時の結論だったようです。

除雪の面から見れば、高齢化する除雪の負担というふうな部分では、間口除雪の負担の軽減というふうなこともありますし、住宅が立て込んでいる、そういった地区では、雪の処分というものはお金も手間もかかる、そういう現状があるというふうなことは十分認識しておりますし、流雪溝というふうなことになれば、自宅前で雪を側溝の中に投入し除雪ができるようなことになれば、労力、金銭面での負担も軽減されると、そういうふうなことになると思います。

なかなか、先ほど申し上げました流雪溝というふうな部分については、9年度の調査時においては難しいというふうなことでありましたが、その時点で水が足りない、その部分をどうクリアするかという課題が、いまだもってちょっと解決できていないのかなという感じ

がしております。

当時の調査では、よくよく見てみますと、北堰の水であります、こちらのほうは利用することを想定していない中でのシミュレーションだったようであります。現在は北堰の水をできるだけ町の中に流したいというふうなことで、いろいろ工夫をして、水のコントロールをしておりますが、現状でもなかなか水をうまく回し切れないという現状がありますので、先ほど言いました側溝の大きさ、幅、勾配、そういったものを十分に検討した中で、水の流れをコントロールしていかなければならないのではないかという課題があります。

また、調査・整備するに当たりまして、当時も相当の費用を要するというふうなことであります。そして、長期間の整備となることから、町全体の財政の運営とのバランスも頭に考えなければならない課題であります。ぜひ、様々なところの課題を今申し上げましたが、全体的なものではなくても、一部の幹線をやっていくというふうな手法はできるのか、できないのか、そんなことも含めて、改めて前回の調査も検証しながら進めたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） あまり前向きじゃないなというような答弁だったと思いますけれども、まず、私が前回質問したのが平成30年になります。そのとき私の質問の中では、私自身が、また繰り返しになりますが、町内の側溝を見ながら、一応大きさを測りながら、こういう側溝が今現在、流雪溝じゃなくて側溝ですけども、ついていると。その中で、これではやはりなかなか水もはけないし、様々な問題が出てくるということをも分これまで質問させていただきました。

また、流雪溝を造ったときに流す水の確保についても、当時、土地改良区にいた局長のほうに確認を取ったところ、北堰の水はどうぞ使ってくださいと。その水を使えば、ある程度の側溝というか、流雪溝に水は流せますというようなお話もいただいており、また足りなかったら、そのほかの堰からも水を引っ張ることは可能ではないかということはおっしゃってございました。

それでも水が足りなかったら、私のほうで提案したのが、時間帯を分けて水を流したらどうか。南側に午前中、北側に午後から、またその次は午前中に北側、午後に南側にという形で、そういう表現はしなかったと思いますけれども、時間帯を分けて水を流すことによって、流雪溝を整備できるのではないかというお話をしております。

あと、ここの回答にもありました、あと今町長の回答書にも書いてあります、町長の回答

にもありました、平成9年度に調査を実施したと。20年前のことです。今は令和2年。元号が変わっているんです。平成9年に調査したというのを、令和2年の質問に対して、その後、平成30年に質問していることに対してこういうものを出してくることで自分がちょっと、なかなかうまくないのではないかと思うんですが、そういうようなことで、当時の課長もいると思うから、あまり大きい声では言いたくないんですけども、平成30年に質問した後に、検討するという言葉が当時の町長からもあった中で、その後調査をしているか。全然していませんね。

だから、一般質問で我々議員がいろいろなこと、町民の方から言われた、それなりのことを考えながら、町をどうするか、町民の生活や暮らしをどうするかということで質問したことに対して、町は検討します、勉強します、何もしていません。たまにはやってくれることもあるんですけども、こういう大きいことになると、やはり今後の検討の対象にさせていただきます。勉強させてもらいますと。だけれども、今改めて質問すると、何もしてない。質問したときにどうだと。これではやっぱり町の中は変わらないです。そういうようなことをやはりもう少し考えながら、どうやったらやれるかよりも、まずどこからやるか。そういうことだと思います。

まず、側溝の整備で流雪溝というのは、やっぱり川下からやらないと絶対無理なわけです。川下の工事をしていきながら、いわゆる下のほうから大きい流雪溝にどんどん変えていく、側溝の整備を。そういうために国のほうにも交渉し、流雪溝では補助金も出るはずでありますから、そういうものを利用しながら、1年、2年でやってくれとは言っていません。前回も。5年かかろうが、10年かかろうが、やはり町民が望んでいるものであれば、時間をかけてもいいから、やれるものはやはり努力してやるべきではないかと私は思っております。

そういうものを考えながら、やはり今後こういうことを進めていくに当たっては、質問をいただいたときには、どういうふうにするかと。課長さんたちにも今、一生懸命頑張ってもらっています。コロナ、豪雨水害、そういう中で、やはり夜遅くまで役場の庁舎に電気をつけながら頑張ってもらっているわけでありましたが、我々の質問に対してもやはり誠実に応えてくれていますけれども、やはりやってもらって何ぼなわけですよ。そういうところも考えながら、今後もやはりいろいろなことの課題に対して頑張りたいなと思っております。

流雪溝に関しても、また何年か後に質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。何かありますか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 平成9年の調査からどうなったんだという、20年もたっているんだと、一面、そういうふうなことも表面的にはあるんだというふうには思います。ただ、当時の様々な検討を見れば、議員のほうから時間帯を分けて流すというふうなことで、水を有効に
というか、時差をつけて使えるのではないかとありましたが、当時の調査書の中にも、そう
いった提案もありました。ブロックごとに分けてというふうなことで、ぎりぎり間に合うよ
うなことも検討できるというような検討の結果などもありました。

そういったところからそういうアイデアも生まれてきているのかなというふうに思います
し、あとは北堰なり農業用水のことでありますが、当時の改良区の見解といいますか、お話
では、流すことはできるということで、冬場の水の下流での利用については、改良区さん
のほうからご協力をいただいて、実際水を流してもらって、町の中に、具体的に言えばクロー
バーさんのところで下のほう、川口橋のほうに流れるものと、町の中に流すものと、そうい
った工夫をしながらしてきておりますが、なかなかやっぱり冬場の水の利用というふうなこ
とでは、水戦争とまでは言いませんが、なかなか管理していくのが難しいという、今の現状
でも難しいというふうな課題がありましたし、また、改良区さんのほうのお話をよくよくお
聞きすれば、水を北堰なりの水路に流すということは、例えば途中で雪崩などで雪が側溝に
入り止まったりしたときの管理の責任の部分については、誰がどうやるのかとか、様々な課
題も現実的にはあります。そういった課題もクリアしなければ、安定的な水の確保ができな
いというふうにお聞きをしているところでございます。

あまり何もしていないのではないかなというふうなことがありましたので、少しお話しさせ
ていただければ、町内の水道、例えば今回災害のありました左沢温泉さんからずっと上のほう
に上がってくる、三町内のほうに向かって、あの辺の側溝の整備もやっておりますし、町内
の不都合な部分についても、修繕という形ではありますが、やっております。

ただ、それを大がかりに全線を通してやろうとすれば、先ほど言ったように、下流から上
流まできちっと計算をした中でやらざるを得ないというふうなことがありますので、そうい
うところも考えながら進めているというようなこともご理解いただきたいと思います。

定期的に議員の方からもチェックいただきながら、お互いその認識をすり合わせをしな
がら進めていきたいというふうに思いますので、今後ともご理解をよろしくお願ひしたいと
思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 大変失礼しました。3区の側溝に関しても、質問したときにそこをやったわけでありまして、大きなものを造ってくださいといったときに小さいものを造っていたわけですから、少し言いたくなる場所もあったわけで、申し訳ありませんでした。

昔、この町は水郷の町、大江ということで、水郷とつくぐらい水が豊富な町だったということでもあります。そういうふうに理解しております。ということは、流雪溝に流す水も豊富にあるのではないかなと単純に考えておりますので、水の使い方を考えながら、早急に実現していただけるように考えていただきたいと思います。

最後になりますが、前日の最後の質問の折、町長が答弁で、町外で学んでいる一人の学生からの手紙を声を詰まらせながら読んでおりました。そのことにすごく感動しております。町長に就任してから、はや1年になろうとしていますが、この間、新型コロナ感染症に始まり、7月の豪雨災害と、休む間もなく町民のために走ってきたと思います。

町をよくしたい、町民の生活を守りたいと思う気持ちは我々議員も同じであります。新しいまちづくりのため、少しずつではありますが、課題を乗り越え、時には大胆な判断も必要としながら、真っすぐで優しさを持った松田町長とともに、町民に愛されるまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、これからも力を合わせて頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで関野幸一君の一般質問を終わります。

2時まで休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 毛利 登志浩 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番、毛利登志浩でございます。

12月定例議会におきまして一般質問の通告を行いました。ただいま議長から許可を受けましたので、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

令和2年も師走に入りまして、あと数日で新しい年を迎えるということになりますが、今年を振り返れば、今回の定例会で多くの議員が一般質問として取り上げているコロナ、あるいは水害、鳥獣被害というような3つの事件があったと思います。

特に流行語大賞に輝いた3密に代表されるように、新型コロナウイルスの世界的な感染者の増加と世界経済の低迷は本町にも暗い影を投げかけ、町の大きなイベントは全て中止となり、あらゆる会合も書面決議となりました。また、飲食店をはじめ、多くの地域経済にも計り知れない打撃を与えております。さらに、新型コロナ感染症の第3波の波は、大都市圏をはじめ、地方へと広がり、医療現場は逼迫の度を増しております。しかし、本町ではコロナ感染症が1人も出ていません。

また、7月28日の最上川氾濫による水害により、百目木地区や鹿子沢地区の床上・床下浸水をはじめ、交通インフラ、農業用施設に多大な被害をもたらしましたが、町の迅速かつ適切な対応は町民から評価をいただき、感謝の言葉が聞こえてくることに対して、一議員として敬意を表したいというふうに思います。

前置きが長くなりましたが、通告をしております景観行政をどのように進めるのか、このことについて一般質問をさせていただきたいと思います。

昨日と本日の山新サロンに、本町に修学旅行に来ていただいた鶴岡市の朝陽第一小学校の生徒の感想が寄稿されております。昨日の平井唯央君につきましては、水害が起こったと感じさせないくらいきれいな町だったと。大江町を歩いてみると、町の人たちが時々声をかけてくださった。コロナウイルス感染症が流行している中でも笑顔で受け入れてくれたというふうな感想を寄せていただきました。まさにこのきれいな町、美しい町の景観は本町の誇りであるというふうに私は思っております。

通称、日本一公園は、いつからそのように呼ぶようになったのか。諸説は明らかにされておりませんが、市街地と大きく蛇行する最上川、そして最上川に架かるめがね橋、そのコントラストは最上川舟唄碑が建立されている広場から眺めると日本一だと、誰が言ったのかは定かではありませんが、どことなく響きがよく、愛着があり、心が癒やされる呼び名であると私は思っております。この景勝地は訪れた方々の心をつかみ、感動を与えてくれ、最上川

のビューポイントの一つに選ばれているのは、うなずけるところであります。

戦後の日本経済を支えた諸先輩、あるいは私の同級生など、多くの仲間が首都圏に就職いたしました。いわゆる集団就職であります。その仲間が都会から帰省する際、左沢線に向かって電車の左側の車窓で、しかも左の座席に座ると言っておりました。JR左沢線の鏡山トンネルと楯山トンネルの2つのトンネルをくぐり、左側に見える最上川と町並みを目の当たりにすると、ああ、ふるさとに帰ってきたという感傷に浸ることができるというふうに語ってくれました。そういう意味からも、最上川と左沢の町並みは他に誇れる景勝地であるとともに、大江町民の心のふるさとであるというふうに思っております。

町では、本町の自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた景観の保全と優良景観の形成を推進することを目的に、平成19年3月に大江町景観条例を制定いたしました。条例制定してから13年が経過しております。町の景観行政のこれまでやってきた効果と課題はどこにあるのか。これらを踏まえ、町は今後の景観行政をどのように進めていこうとしているのか。この点について、町長の考えをお伺いいたします。

また、平成25年3月に町の景観条例を後押しするかのようにより、最上川の流域・往来及び左沢町場の景観が文化庁から重要文化的景観に選定されました。東北で3例目、山形県では初めての快挙であります。これらの景観行政の推進の中でも、特に内町、横町、原町などの蔵を中心に重要建造物の伝承保全が極めて大切であるというふうに理解しているところであります。

今後の課題として、指定建造物の伝承保存が重要でありまして、そのための改修工事は個人負担が伴うなど、所有者の理解と協力が大前提となります。また、近年の少子・高齢化に伴い、指定区域内に空き家が出てくるのではないかと心配が予想され、その対応をどのようにしていくのかということが大きな問題であると捉えております。

話は変わりますが、昭和30年代後半からの日本経済の高度成長に伴い、現金収入と安定した雇用を求めて、山間部を中心に、町の中心部や他市町村、あるいは県外へ転出するなど、農業就業者が激減していったことはご案内のとおりであります。このことが集落の衰退と存亡へつながることを憂慮した町当局は、昭和46年、下モ原、山崎地区への集落移転事業に着手いたしました。本町の住宅団地施策のはしりであります。

これまで10か所、約530戸の住宅団地を造成分譲し、居住人口はこの10か所、530戸で約1,500人に上ります。人口減少にある程度、歯止めをかけてきたことも事実であります。しかし、現在の少子・高齢化の波は予想以上に厳しく、人口減少はいまだとどまる傾向を見せ

ていないのが現状にあります。必然的に空き家が多くなってくることは否めない状況にあります。

町が目指す景観条例、あるいは重要文化的景観を推進する上でも、この空き家が今後、非常に問題になってくるのであって、今後の抜本的な施策を期待するところが大きくあります。

これまで景観条例の中で、屋根塗装、いわゆる赤とか緑の屋根を黒あるいはグレーに塗り直した場合に補助金が出ています。また、生け垣の設置、いわゆるブロック塀を生け垣にした場合の補助等々が施策として行われてきましたが、その補助金の現状をどのように捉えているのか。ここ二、三年でこの補助金の活用はどの程度であったのか、お聞きしたいというふうに思います。

以上、3項目について、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、毛利議員の景観行政についてのご質問であります。お答えさせていただきたいと思います。

重要文化的景観の部分もございますので、その部分については教育長のほうから答弁していただくことにしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

平成16年12月に景観法が制定されたことにより、山形県が景観行政団体となってから、大江町では平成19年3月に大江町景観条例を制定、県内では酒田市、鶴岡市に次いで3番目に景観行政団体に移行しております。以来、同年に策定いたしました景観計画に基づき、本町の自然、歴史、文化や人々の暮らし、そういったことを踏まえ、舟運文化が薫る景観の保全と良好な景観の形成に取り組んでまいりました。

その後、文化的景観保護推進事業に着手をいたしまして、平成25年3月には最上川の流域・往来及び左沢町場の景観、これが文化庁から重要文化的景観に選定されたところであります。

条例の制定から10年以上が経過しましたが、平成19年に町民の皆さんとともに策定した大江町景観計画に沿って、各地域ごとの特性に配慮した良好な景観のまちづくりに努めてきたことにより、一定程度、調和の取れた町並みの整備が進んでいるものと考えます。

また、重点的に景観形成を誘導していく重要文化的景観の地域であります特別景観形成地区において景観行為を行う際には、大江町景観形成委員会専門員による専門的な見地から様々な意見を踏まえて、町民の皆さんからは特に景観に配慮して実施、ご理解をいただい

おり、皆さんの景観づくりへの理解が深まっているというふうに感じております。

国の景観法でも定められておりますとおり、地方公共団体は良好な景観の形成の促進に努めるとともに、住民は良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとなっておりますが、大江町の景観と価値が色あせないように定期的に周知を図りながら、今後も行政と町民が協働し、愛着と誇りを感じられる景観づくりに努めていかなければならないと認めているところであります。

今年6月号の広報おおえでも取り上げましたが、10年にわたって取り組んできた優良景観形成事業により、屋根の塗り替えをはじめ、傷んだ葺や板塀の補修が進み、良好で落ち着いた景観の町並みが整備されてきていると思います。補助事業の実施により、目指す方向の景観整備に一定程度の効果と理解があったものと思っております。10年が経過し、屋根の塗り替えなどについては落ち着いてきたような感もありますので、補助事業の内容については今後、見直しも含めて、景観形成委員会のほうで検討してまいりたいと思っております。

先ほど具体的な数字のお話もありました。最近というか、少し数字を並べさせていただければ、平成22年度には36、平成23年度は38、最大であったのが平成24年度、48件の補助事業が該当してきております。そして最近では、平成28年頃からは、13、16、14、そして昨年度は8件というふうなことになっている実績でございます。

先ほど申し上げましたが、こういった部分、今年度の実績などを踏まえながら、専門家の方々の意見を聞きながら、次のステップに移るのか、継続したまま進んでいくのか、その辺のことは十分に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 本町の景観条例の制定後、文化庁から重要文化的景観に選定された経緯については、ただいま町長が申し上げたとおりであります。議員ご指摘のとおり、今後、保存伝承にどのように努めていくのかというのは課題であるというふうに認識をしております。その指定の中身について、少し詳しく申し上げたいというふうに思っています。

指定建造物の改修工事が必要になった場合は、個人負担が伴うため、所有者の理解と協力が大前提となることをご指摘をいただいたところであります。左沢が最上川の流域・往来及び

左沢町場の景観と選定されるに当たっては、まず、地区ごとの説明会を実施いたしまして、ご理解をいただくとともに、同意が必要というふうなことでありましたので、地区ごとの承諾書もご提出いただいて、実施しているところであります。

本町では、平成27年3月に大江町文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例、及び、同条例の施行規則を定め、重要文化的景観を形成する構成要素となる物件について、修理をする場合の分担金の額等を定めているところであります。これにより、修繕・工事等を行った場合の負担割合などについてもご説明させていただき、ご了承を得た上で、ご協力いただきながら、今日まで円滑に事業を実施してまいったと、このような経過でございます。

そして、その中の特に重要な構成要素のご家族の方には個別にご説明させていただくとともに、別に説明会の機会も設けまして、事業の概要や建造物調査についてご理解を頂戴してきたところであります。

次に、選定区域内に空き家が出てきた際の対応ということですが、文化的景観という制度の側面から見ますと、空き家になってしまうこと自体については、重要文化的景観の現状が変更されたことにはならないため、現状の空き家のままでも文化的景観としては維持可能であります。

議員ご質問の中には、時を経てという意味を多分に含んでおられるだろうというふうに思われますが、教育委員会といたしましては、文化的遺産保護の観点から、生活の拠点になっている場合も、空き家になった場合にも、所有者に保存と活用をお願いしていくということになろうかと思えます。

現在の所有者が維持していくことが困難な場合、例えば価値を認めていただける方への譲渡の道を探るとか、また、空き家バンクへの登録を進め、文化的価値の分かる移住者への売買・譲渡を促進するといったような内容で、町の関係各課や関係機関と連携し、民間の活力を含めながら、保存の方策を探ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町の重要な景観を守っていくためには、行政の力だけでは限界があり、専門家のご意見をいただきながら、民間の活力とノウハウ、例えばエリアイノベーションというふうな考え方もあるようではありますが、官民一体となった取組が必要であると感じているところであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご答弁ありがとうございます。

私もこの頃の左沢の重要文化的景観区域の高齢化、いわゆる独り世帯、あるいは高齢者のみの世帯というのがかなり増加しておりまして、それがどうなるのかなというふうなことで今回質問させていただいたわけですが、調べていくうちに、この景観条例と文化的景観というのの理解をどうすればいいのかなというふうなことで疑問を持っていました。

ということで、景観条例が平成19年3月に制定され、そして景観計画に沿ってまちづくりの景観をよくしていこうというふうな条例の中なんです、この中に町民の責務というのが第4条にあります。町民は自ら景観形成の主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めなければならない。4条の2項には、町民は町が実施する景観形成に関する施策に協力し、その推進に努めなければならない。5条は事業者の責務ということで、町民の責務と同じようなことが書いているということが第1点の中で、そういった意味で、13年を経過した中で、どう評価しているのかなというふうに思ったところ、町長は整然と、景観も非常によく、町民の理解も得ているというふうに評価しているというふうに思うんですが、その中の第14条に景観重要物の指定というふうなことで、町長が景観重要物として法第9条第1項に定める景観重要建造物あるいは樹木、景観上重要なものを指定することができるというふうにこの景観条例ではなっている。

じゃ、重要文化的景観の条例はどうなっているのかなというふうに思ったら、重要文化的景観条例はないということがあって、あくまでも重要文化的景観の施行というか、重要文化的景観の中身というものは景観条例に委ねているというふうになります。

そういった中で、ここの景観条例の中の景観重要物の指定というのがどうなっているのかなというふうなことを調べてみると、ちょっと分からないんです。そして、教育委員会が発行している最上川流域・往来及び町場の景観の中の原町編というふうなものがあるんですが、ここの内町、横町、御免町に重要な建造物が14あると、こういうふうに記載しているんです。そして、こっちのほうの原町のほうは6つですか、こういうふうにあるんですが、これが全てこの景観条例の中の14条の景観重要建造物というふうに理解してよろしいんですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、景観条例と重要文化的景観の重要な構成要素、それから重要建造物、この2つの解釈というようなご質問で、ちょっと私も今、資料を持っていないんですけども、頭の中に記憶としてあるのは、景観条例上の重要建造物だったかな、言葉がちょっと間違っていたらごめんなさい、というふうなことで指定されているのが2つだったと思います。旧最上橋と清野家だったんじゃないかなというふうに思います。あとは重要文化

的景観のほうで指定している重要な構成要素、そちらのほうで35の建物が指定されていると、こういった区分の中でそれぞれ指定されていたというふうに記憶をしております。ちょっと間違っていたら後で訂正させてください。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 間違いないというふうに思うんですが、今度は、ここの重要建造物というか、それを保存伝承するに、非常に少子・高齢化の中で大変になってくるのではないかという意味からも、改修工事の補助金の流れ、これが平成28年に景観の整備事業の補助金規程というものがあるんです。そして、第4条の補助金の額というのが、補助金の額は次の各号によるものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるということであって、大江町景観条例に基づき指定された重要建造物については100分の90だというような補助金の規定があると。そして、2項には、前号以外の整備事業については補助対象経費の100分の75以内になっています。

だから、簡単に言うと、重要建造物に指定されたものは、1,000万円の改修工事がかかった場合は900万円の補助金が出ると。指定されなかった部分については100分の75だから750万円。こういう大きな差が出てきているわけです。だとすると、この重要文化的景観の指定要素の中の30ほどの物件は、会津屋さんを除いて、75%の補助だということ間違いありませんか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 詳しい資料を持ち合わせていなくてあれですが、今、課長に確認したところ、資料から間違いないというふうなことでありました。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） そういった中で、所有者の理解と協力が必要だというふうなことが大前提なわけですが、聞くとところによると、この改修工事にはかなりの費用が要するというので、90%もらえたらいいのに、75%しか出ないのかと。後を継ぐ人もいないし、年金生活者だし、とてもできないという声があるんですけれども、それらの声を受けて、教育長はどのように考えますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 条例そのものが2本立てといたしますか、景観条例があって、その後、重要文化的景観というふうなことの指定を受けた中で、そういう、言ってみればそごといいますか、国のこれも入っている中でのものと、それから景観条例で言っているような部分と

のすり合わせ部分について、今このようになっているということをちょっと申し上げられないんですけども、そういう違いがあるとした場合の考え方、それなどは、やっぱりちょっと検討させていただかないと、ちょっと即答できないような状況だというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 通告の下のほうに、詳しく聞くお答え願いたいというふうなことで通告しているんですが、私を感じるに、景観条例があって、その中で重要文化的景観が動いているというふうなのは理解できるんですけども、景観条例というのは全町の中で、町民がいろいろと協力すべきとか、事業所とか、町がというふうなのは分かるんだけども、私はこの町に3つのお宝があるということの中で、1つは史跡、中世の山城の楯山城跡。あとは重要文化的景観に選定された。あともう一つは最上川舟唄だというふうに思うんですよ。

その中で、あまりにも重要文化的景観というのが、どういう要素で、どういうふうな経過の中でなったかというものも私はあまり分からないので、一般の町民もそんなに理解しているとは思わないということの中で、条例そのものを文化的景観に頼るというものでなくて、独立した形の重要文化的景観の条例を制定して、そしてその中で保存伝承の在り方とか、今後の伝承の仕方とか、補助金の流れとかというものを整理しないと、私みたいなのはちょっと分からないというふうに思うんだけども、そういうふうな条例の改正等々について、どういうふうに思っているか、お聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 景観条例が先行して、その後、法律に基づく重要文化的景観というふうな選定が行われているということです。これは2つともそれぞれがリンクし合っただけの効果発揮していくというふうなことだと思います。

今の組み立て方の中で、もう少し整理をして説明ができるような形でないと、正直、私もどこまで理解しているかというふうなことについて、的確に説明ができるかといったら、なかなか難しいというふうに自分でも思っています。

なので、その辺は整理をした中で、皆さんに分かりやすいように伝えられる、そういうふうなことで周知を再度図っていかねばならないし、それによって必要な手だてをやらなければならない部分については、手当てをしていきたいというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 大体分かりましたけれども、分かりづらいような条例にはしないでほしいと。

そういった中で、空き家が出た場合の対応の仕方というふうなことで教育長から答弁があったわけですが、重要な建物、要素がずっと並んでいる。特に原町なんかは蔵が並んでいるということの中で、空き家になった場合は所有者の判断で売却するなり、どうでもいいというふうに聞こえるんですけども、じゃ、旧きらやか銀行も、あれは重要な要素だということの中で、町が寄附を受けたということがあります。

そういった中で、例えば所有者の建物だから、後継者というか、誰もいなくなったら、親戚の方がインターネットに上げて、空き家の売却、あるいは壊してもいいという考えでは、ちょっと冷たいのではないかなと私は思うんですね。

だから、それらを重要建造物という、重要文化的景観の重要な要素だということを理解しているならば、それなりの対応の仕方があってしかるべきではないかというふうに私は思うんですけども、教育長、どう思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 今の現状のままでできれば、それにこしたことはありませんが、議員ご指摘のとおり、いろいろな状況、所有者さん、あるいは維持できないというふうなことになった場合に、売るからいいというふうなことがいいのか、それとも、私たちとしてはもちろん残してほしいというふうに思うわけですけども、その時々で状況でいろいろなことが出てくることも予想されます。

教育委員会をお願いしている重要文化的景観の先生方がおりまして、その方々に、現状が変更になるとか、いろいろな状況が変わった場合には、ご意見をいただきながら、対応策なども考えているというふうなことでありますので、今、感情としてという言葉はちょっとあれですけども、議員さんが考えていらっしゃるようなことなども、やっぱり私も同じように感じますので、その辺、どういうふうに今後していくかというのは課題だなというふうには思っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 全国で68か所でしたか、山形県内では大江町と長井市と、この頃、酒田市のほうでも指定になったというふうな中で、この選定は非常に私どもの誇りとなるものであって、それを推進していくというか、保存していくというのが、指定を受けた行政の責任もあると思うので、その点は今後十分、検討していただきたいなというふうに思っております。

別の質問に移ります。

冒頭で、これまで大江町では集落移転事業をはじめとする住宅団地、これを10か所ほどやった。530戸、そして1,500人程度が住んでいるというふうに申し上げましたが、これはあおぞらを除いてでございますけれども、そのときに売買契約と建築協定を結んでいるということになります。

ここに昭和62年の建築協定があります。その中に、環境の整備ということで、第2条、いわゆる乙は、乙というのは購入した人ですけれども、進んで分譲宅地内の緑化等環境整備に努めるものとする。第2項には、分譲宅地の道路に面した箇所は生け垣とする云々というふうな環境の整備の協定書があります。

今まで、これは昭和62年のやつですけれども、何回となく住宅団地の分譲をやってきたわけですが、この協定書は昭和62年のものですが、今現在もこの協定書で進めているというふうに理解してよろしいですか。建設水道課長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 事前通告がありましたので、ちょっと様々書き物としてありますので、その辺も含めてちょっと答弁させていただきたいというふうに思いますが、建築協定についてでありますけれども、分譲の折に、協定を結びながら分譲契約を締結しているというふうなことです。契約書とセットといいますか、別物ではございますが、そういったことで様々な決まり事を設けて、団地の環境を整えていくというふうなことでございました。

今ありました緑化等環境整備の部分についても協定の中にありますし、道路面の生け垣、そして隣地境界への落雪防止対策など、距離的な制約なども規定していると。協定については当時の分譲者の建築主の申請に基づいて、図面や現地を確認して実施しているというふうなことです。

ただ、協定内容にそぐわないものとしては、カーポートや小屋などが、住宅建築後、数年後に建築を行う場合などもありまして、建築承認申請をせずに建築をしてしまったというふうな例がたまに見受けられるということでございます。

小規模の建築物については建築確認を必要としないわけですから、町ではなかなか把握できていないという現状もあります。こうしたことがないように周知を図っていかねばならないということではあります。今その協定は続いているのですかというふうな質問に対しては、その協定は破棄されない、破棄する手続をしていない限りは続いているというふうに解釈されるということです。

その辺のところに関しましては、度々そんな案件で相談、問題として取り上げられること

がありますので、今の協定内容にそぐわないものについては、現状を調査した中で、迷惑がかからないように、隣人なり当該者の方と調整をしていただくとか、場合によっては町のほうからの指導、是正の勧告というふうな手続を取らせていただいているという現状がございます。

様々な個別のケースがありますので、場合によっては顧問弁護士さんなどとも相談させていただきながら対応している案件もございますので、個別の事情に応じた対応をしていくというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 何か私の質問が悪かったんだか分からないけれども、昭和62年に売買契約書と協定書を結んでいると、この契約書は今も同じように使っているんですかということですか。どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私、それにも答えたつもりなんですけど、もう少しかみ砕いた答弁ということで、建設水道課長のほうから少し説明していただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） ただいま質問がありました団地の協定なんですけれども、昭和60年ぐらいの協定というようなことで申されましたが、今のあおぞら団地、そちらのほうも内容としてはほぼ同じような内容で、引き続き使用しているというような状況でございます。一部、そちらのほうですと多分、合併処理浄化槽の項目が入っていたかと思うんですけれども、今整備しているところについては、ほぼ公共下水ということで、その部分については省いた中での内容になっているかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 35年前に作った協定書を今も使っていますというふうなことでございます。そして、協定書については期限がありませんが、いつまでも続くというふうな回答だったというふうに思うんですが、時代の流れというものは、建物に対しても非常に大きな変化があるというふうに私は思うんです。入母屋づくりから、片屋根とか、あるいは35年前にはカーポートというふうな言葉は出なかったみたいな気もするし、物置なんていうのは、どさっと置くような物置はなかったんだろうというふうなことを考えれば、この建築協定書というものも時代に合ったように見直さなければならぬのではないかと思うんです。

それから、一番早く造ったというか、いわゆる築30年経過して、その建物の所有権者が代

わったというケースもあるだろうし、売買したというふうなこともあるだろうし、いろいろなことがあると思うので、ここの建築協定書にある程度期限を切るとか、あるいは譲渡をした場合は、その譲渡した方と再度建築協定を結ぶとかいうものがないと、近隣同士のぎこちない関係というか、不協和音というか、そういうふうな事例がちょっと見られるというふうなこともあるので、そういうものをきちんと整理しながら町の景観行政を進めていっていただきたいなというふうに思ったところでございます。

時間がありませんので、これぐらいでやめますけれども、大きな景観行政というか、いわゆる景観条例なんていうのはすばらしく大きな行政課題であって、そして、住民の方々がそれほど深く理解しているかどうかという点、そうでもないとは思うんです。そういった中で、行政の説明責任と、それから隣同士のぎくしゃくとした関係というのが、この建物、あるいは生け垣等々に及ぼさないように、ちゃんとした行政の支援といいますか、そういうものをしていくべきであろうというふうに思います。

長い間ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで毛利登志浩君の一般質問を終わります。

3時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地邦弘と申します。私で最後となりました。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、町の医療体制と方向性について質問させていただきます。

希望に満ちあふれた新しい時代、令和に入ったものの、当たり前だった日常が当たり前でなくなった2020年のような気がします。

新型コロナウイルスの感染拡大で社会環境が変化する中、感染者が第2波のピークを上回り、連日報告される新規感染者数は過去最大を日々更新し続けております。日本医師会は第3波と考えるもよいと表明しました。改めて医療従事者の皆様には敬意を表するところであります。

冬の間は換気不足の室内で密に過ごしがちで、ウイルス感染の危険が高く、インフルエンザと同時流行すれば医療崩壊が現実になってしまう。冬本番までに何とか抑え込まなければならないと報道されています。

いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス。マスクの着用、手洗い、手指消毒から始まり、3密やソーシャルディスタンス、クラスター、ステイホームなど、次々と新しい言葉が世の中に浸透するにつれて、それまでの行動に変化を求められ、新しい生活様式と名づけられたスタイルがすっかり定着しつつあります。

コロナウイルスの感染拡大によって、春先には学校の一斉休校や飲食店等の時短営業、いろいろな会合、イベント開催等の自粛要請が実施されてから既に半年以上の時間が経過していることを思えば、コロナ関連の様々な出来事を目まぐるしさに日々を過ごし、また今年は自然災害の脅威への対応にも追われ、早くも年末を迎えようとしております。このような非日常を前向きな気持ちと各自の感染予防行動でコロナの時代を生きていかなければならないと思います。しかしながら、経済もどのように考えたらよいのか、本当に難しい時代であると思います。でも、最近では、アメリカの製薬会社が開発した薬も供給を受ける予定になっているようであります。

日々変わる情報の中で、インフルエンザワクチンの予防接種であります。インフルエンザと新型コロナウイルスが当時流行するおそれのある冬季を前に、働く世代、子どもたちにインフルエンザ予防接種の予約をしようとしても、もうワクチンがないから受けられないとの声が多くあります。

本町では、来年春には新しく医療施設が1つ増えるという明るい話題の中、1市4町の枠組みの中で、取決め等があるのは承知の上ですが、インフルエンザ予防接種をしたいと思っても受けられないという声に、医療体制づくりは、町長、どのように考えているのか伺いたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症に関わる課題は、感染拡大の封鎖のみならず、予防対

策の考え方、今後の緊急経済対策にも影響を及ぼし、そのほかにも人口減少対策、子育て支援、少子化問題、激甚化する自然災害への対応等、課題は山積しており、町長はこれから大江町をどういう方向性にしていきたいのか、町長就任して9か月を経た今、率直な考えをお聞かせ願いたいと思います。

町は現在、目の前の開発計画予定として、町の宝の一つである中世の山城、左沢楯山城は構想と計画を基に整備工事中であり、また道の駅一帯の再開発の整備を進めておりますが、オストメイト対応トイレなど身障者に優しい設備や観光案内所の設置、柏陵荘等の今後の課題に併せて、例えばですけれども、大江町を紹介するような歴史的資料館等を道の駅や温泉施設に併設し展示するとか、西山杉を使った椅子とかテーブルなどの設置などに関して、アイデア・設計を町の生徒に募集するとか、また、この町の巨木を観光に結びつけられないか等は私の案の一部ですが、思い切った斬新な政策など、町長の思い、考えに期待しており、これからの大江町に対する松田町長の指標や構想というものを併せて伺いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、初めにありましたインフルエンザワクチンなどに関するご質問でございますが、今年度の季節性インフルエンザワクチンの国内生産量は過去5年間で最大の3,322万本。1本当たり1ミリリットルだそうですが、成人当たり約6,640万人分であり、山形県には約28万本、成人当たり約56万人分が供給されることになっております。

しかしながら、国内の総人口、県内の人口から考えますと、国民、県民全員に行き渡るまでの数には全く足らず、第3回定例会でも申し上げましたとおり、町では国の方針に基づき、重症化のおそれがある65歳以上の高齢者を対象に10月中の早めの予防接種を呼びかけ、接種しやすい環境づくりとして、今年度限りの措置であります。65歳以上の高齢者、妊婦及び基礎疾患がある方を対象にワクチン接種の自己負担を全額無料としてきたところであります。

ワクチンの流通量については、県内では、山形県医薬品卸業協会、これに属する医薬品卸業者6社が昨年度の実績などによりまして供給量を定め、各医療機関に販売することになっていとお聞きしております。県、町及び医師会での決定、調整というようなことでは行われていないようであります。このため、現在のワクチンの不足については承知はしておりますが、現時点では、県を通して国に対してさらなる増産を要望していくことしかないのでは

ないかと考えざるを得ません。

また、現状では、本町をはじめ、寒河江市西村山郡管内の医療機関ではワクチンが不足しているという現状をお聞きしておりますが、山形市など大きなところの医療機関にはまだ在庫がある場合も考えられますので、問合せ等をしていただくことも一つの方法かと感じております。

なお、地元の大江町で予防接種を受けたいという声に対しては、希望者全員分は難しいものの、来年度、新しい医療機関が開業することにより、本町でのワクチン供給量も増えることが期待されます。医療体制としては、今年度よりは充実するのではないかと期待をしております。

年度初めから猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常生活は一変しました。ワクチン開発という明るい兆しも見え始めてはいますが、有効性、特に副作用の観点から、まだまだ楽観視できる状況にはないと思われまます。このため、今後の予防対策については、引き続き国が提唱する新しい生活様式に基づき、個々人が実践していくことがまずは基本だと考えております。

町としても、日々変わる感染状況を注視しながら、国、県の方針に従い、町民の方には引き続き感染防止対策を周知しながら、守っていただくことを努めてまいりたいというふうに思います。

次に、町長職9か月に当たっての今の考え方や、今後のまちづくりに向けての質問がございました。

私は、今年3月に町長に就任してすぐから新型コロナウイルスの感染が国内で広がりを見せ、全く新しいウイルスであり、その正体が分からないことから、一層国民を、そして町民の方々も不安にさせてきたと思っております。

感染防止対策や経済対策などの新型コロナウイルスへの対応を何よりも最優先の課題として位置づけ、夢中で取り組んできましたが、まだまだ落ち着くところまでには至っていないことから、今後とも国、県、関係機関と連携しながら進めていかなければなりません。

また、7月の豪雨災害は、大江町の災害の歴史に刻まれる大災害となり、災害復旧と生活再建に向けた取組に集中して取り組んできた日々であります。この2つの対応を矢継ぎ早に行ってきたのが、就任9か月を振り返っての正直な気持ちと主な出来事であったと感じております。

様々な課題が山積する中ではありましたが、腰を据えて考えるいとまもなかなかなく、振

り返れば、まだまだ取り残してきた課題が多いのではなかったかという、そんな思いであります。

まちづくりについて、菊地議員さんから、様々な思い、考え、アイデアをいただきました。今後のまちづくりについての目指すべき方向性や思いなどということで、まずはお答えさせていただきたいと思います。

基本といたしましては、第10次の大江町総合計画が策定され、町が目指す将来を「ちょうどいい 幸せ感じるまち」としております。その内容に沿ったまちづくりをまずは進めたいと考えています。

「ちょうどいい」の表現では様々な議論があり、消極的ではという意見もありました。しかし、期待どおりで満足のいく町として、何げない言葉ではありますが、ちょうどいいまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

具体的に何点か申し上げれば、少子化対策と組み合わせた若い世代の方々を定住に結びつける取組を進めたい。そして、そのための結婚、移住、子育ての支援を有機的に結びつけ、総合的に具体的に取り組むこと。そして、若い世代などの子育て世代が定着してもらえるような支援制度を行っていく。この辺のことについては、これまでの一般質問の中でも何度か申し上げてきたところでございます。

そして、健康、医療確保対策の充実として、コロナ禍の中で町民の要望が最も多かった医療確保対策として取り組んだ診療所の形が見えてきていることは、町民の方々が希望を持てる明るい話題の一つであると思います。これから春先の開院に向けて順調に工事が進んでおり、町民の方々から慕われる医院として定着していくようにしていきたいと考えております。

参考までに申し上げますが、現在建物を建てている駐車場のちょうど向かい側の個人所有の車庫を利用し、診療所と連携した薬局ができるというようなお話も診療所の法人のほうからお聞きしているところです。

次に、産業の振興の観点で申し上げます、農業の担い手、新規就農者の支援と併せて、若い農業者が安定した経営ができる支援策を講じていきたいと考えております。林業についても、西山杉の取組も同様であります。

商工業においても、ブランド化のこれまでの取組にさらに磨きをかけ、起業する方のそれぞれへの支援や、異業種への参入など、第二創業などのやる気のある方への支援をやっていきたいと考えています。

教育、人育ての部分については、昨日紹介した町長への手紙などを見れば、ふるさと教育

の方向性は間違いがない、そういうふうに感じています。ぜひこうした若者がサクラマスのようにふるさとに回帰できる環境づくりをやっていきたくて考えています。

また、大江町の英語教育の在り方では、将来を見通せば、国際語である英語に興味を持つ、話ができる、コミュニケーションができる、そんな人材として育てていきたい。その取組をさらに定着をしていきたいという思いを持っております。

菊地議員のほうからは、楯山城と道の駅、そして温泉施設などの部分で提案が幾つかありました。楯山については遊歩道、トイレ、これらの整備などが一定程度進み、これからは町の宝としてPRし、来訪者を迎え入れるソフト的な対応を進めなければいけないと感じております。認知度を高め、ここにしかない宝を活用していきます。

道の駅と温泉施設については、昨日も質問の中でお答えをしていますが、あえて申し上げれば、近隣の道の駅との差別化を図った整備をしなければならないと考えております。

先ほど議員のほうからも様々なアイデアをいただきました。整備計画が大きくなればなるほど整備期間も、予算も、そして運営のための調整も多く必要になってきます。全体的な整備計画を持ちながらも、全体の完成までは長期にわたることを覚悟しても、夢を持って整備してよかったと後に思える柏陵地区の整備を進めたいと思います。

将来に向けて持続可能な町としての基礎づくりが今の私に与えられた大きな任務の一つだと認識をしております。明るい笑顔があふれ、町民が自慢できるまちづくりを目指していききたいものだと考えております。

これらを実現していくためにも、町民の方々のニーズを的確に捉え、耳を傾け、一緒になってまちづくりを進めることを念頭に位置づけて進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ここからの答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

先ほどまで、ずっと昨日から町長の答弁、ずっと同じような形で、分かりましたというふうにはならないですけども、まずインフルエンザのワクチンからなんですけれども、先ほど町長も言っていましたとおり、はがきが来ますよね。やっぱり町長が新しく代わったから、私も広報委員をやっていましたけれども、3年ぐらいまではほとんどないんですよ。去年あたりから、今年かな、今年から広報広聴はがきが数が増えていると思うんですけども、それと似ているか分からないんですけども、私にもインフルエンザを受けたいけれども、受けられないんだと、いっぱい声があるんです。町議会議員になったからかなと思うんです

けれども、どうするんだべと健康福祉課長に聞きに行つて、寒河江とかそのあたり、山形に行つても補助対象の方は後で払いますからということの説明を受けたんですけれども、そうやって声を上げて私に来る方はいいとしても、上げずにいられる方もいると思います。

幸いにして、コロナ対策でもって、手洗い、マスクでもって、南半球ではほとんどインフルエンザがないという形であるものの、やはり今までインフルエンザを受けたことがないような方々も、このコロナ時代によって受けたいというので多くなっているかもしれない。それと同時に、1,300円ほどの補助をいただきながら、子どもたちにも打たせたいけれども、打つところがないというような状況ですので、そういう声をいろいろ聞いたときには、それじゃ、健康福祉課に電話していろいろ聞いてもらったほうがいいんじゃないかというような形を取ったらいいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども申し上げましたが、ワクチンの確保の部分については、先ほど申し上げた流れで、配分といいますか、各医院に配られているという状況でございます。なので、各医院さんのほうで、まずは取り置きのある部分について、あるのかないのかというふうなことを確認して、接種していただくというふうなことしか、現段階ではないのかなというふうに思います。

これも、これまでの過去5年間で最大のワクチン分を国としては確保したと。多分、人口で言えば半分程度なんでしょうね。なので、それが国のほうの今年度の見込みとして準備してあるワクチンであるというふうなことでありますので、ちょっとその先に追加して増産することができるのか、配分といいますか、そういうふうなものが来るのかどうかというのは、もう全然、我々のところには、現段階では全然情報がないところです。

お医者さんの話なり、お医者さんを通して聞く問屋さんの話では、今配分になっているもの、要はお医者さんのほうで注文した以上のワクチンは今後は見込めないですよというふうに言われているというお医者さんもあるようです。

なので、町のほうでその部分を、じゃ、どこどこに行けばありますというふうなことは、ちょっと現時点を考えた場合は、不可能な状況だというふうなこともご理解いただきたいと、思います。

なので、こういうことも予想されたので、10月25日までは高齢者の方、または重症化のリスクのある方、妊婦さん、こういった方については早めに接種をしてくださいというふうなことをして、同時流行に備えた対応を取ってきたというのが順番としてあったというふうな

ことです。

ちょっと今になってという言い方はおかしいですが、今、現段階で、その部分をフォローできる形というのは、ちょっと見当たらないというのが正直なところでありますので、探していく、または先ほど申し上げた、町としては、増産をしている今の国の状況、県・市町村の状況を国のほうにお話をしていくと、こういった手だてをしていくというのが今のところの対応だというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、道の駅一帯の開発の件でありますけれども、道の駅の現在、トイレの便器とかはすごくきれいなんです。ただ、側がすごく老朽化しているというか。テントからプレハブに今なっているみたいで、さすがに駐車場も入りにくいような状態でありまして、最近、道の駅の会議があったと思うんですけれども、どのようなところまで進捗というか、進んでおられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今ありましたように、先日、検討委員会を開催して、様々なお立場の方からご意見をいただくというふうな会議をさせていただきました。

ただ、限られた時間の中でありましたので、なかなか全て意見が出し尽くされたのかという部分では、課題が少し残っているというふうに思いますが、中身的には一定程度まとめた段階で、また全員協議会等でお話をさせていただきたいと思いますが、昨年度、基本的な構想をつくった中で、今年は、基本計画を立てていくというふうなことで、具体的な配置関係の素案、それから基本的なコンセプトに沿った整備すべき中身の検討、機能の検討、そういった部分をさせていただいて、今、意見を反映した取りまとめをしているという段階でございます。

先ほど私、申し上げましたが、全体としてはやはり、あまりほかにない機能を持った特徴的な、ここにしかないようなものをつくっていったらいいのではないかという意見が多いのかなと、全体的な会議としては感じたところです。あとは、やはりあの地区独特の大江町の温泉というものを生かした、連携できる道の駅として位置づけた整備をしなければならないのではないかというふうなこと。

あとは今、駐車場のことがありますが、今の課題ですね、道路を横断して駅舎のほうにという安全上の課題から何かからで、その辺の配置関係の部分についてのご意見など、そのよ

うなことをいろいろいただきましたので、整理をしながら、またお話をさせていただければと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

一つの案でありますけれども、町長が前、言っていたと思うんですけれども、あその地区を情報発信の源として広めていくんだということがあったと思います。

この町の歴史とかいろいろ見てみますと、内外に知られている、昨日も町長、「おしん」という言葉が出ていましたけれども、「おしん」の撮影地区であったり、最上川舟唄の、なぜ誕生したとか、あとこの町の偉人がどれぐらいいるとか、様々、政治家などもこの町から出ていると思いますので、そういうふうな合わせた資料館を、柏陵荘も温泉施設のほうは苦渋の決断で閉じるという進め方でありながらも、老人クラブの運営みたいなもので存続するのであれば、道の駅が新しくなって、そことか、柏陵荘にそことか、テルメ柏陵にそういうようなものとか、それは考えはいろいろあると思いますけれども、あその築場もありますし、資料とか何かをやはり残すことが、展示することができる、この町はこういうふうな人がいて、こういうふうな歴史をたどって、最上川が流れて舟運が栄えたとか、どこに行けばそういうところが分かるというか、やはり道の駅を整備するのであれば、町外からいろいろ訪れる可能性がある道の駅あたりにそういうのを増設したり、そこに観光案内所を、簡単でもいいか知らないんですけれども、そういうのも含めながら発信していくというのが大事なのかなと思います。

まして、何かこの町でスポーツ大会優勝だの何だのといったときに、大江中学校に垂れ幕も下がったりするし、この庁舎にも下がったりしますけれども、そういうものを道の駅あたりに例えば、ふるさとCMですよ、3年連続金賞を取ったとか、あれなんかも町外にアピールできることであるし、そういうアピールするところを、道の駅を再拠点として考えていくという方向づけもあると思いますけれども、そのような会議を持っていくというか、内容とかでは、まだまだないんですかね。そのあたりもお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今議員のほうからお話がありましたが、私もこれまで何度か申し上げてきました、道の駅という表現をしておりますが、正式には大江町案内センターという名称でございます。その意味はといいますと、案内センターを拠点として、そこから町内の各施設なり魅力的な部分を紹介しながら、お客様を引き込む、誘導する、移動していただく、そ

んな場所が案内センターのかなというふうに思います。

全てのを案内センター、または柏陵地区の中に整備をするということよりは、やはり町の中、左沢の町並み、また柳川温泉、そういった部分に人を案内できる、そういった機能を大切にしなければならないのが案内センターの役割だというふうに思います。なので、そこでは一定程度の紹介できるようなものは必要だというふうに思いますが、全てをその、議員のおっしゃる資料館というふうな格好でそろえることよりは、そうした人の流れをつかっていくというふうなこと、そこで紹介をして流れてもらうというふうなことでいければ、それぞれの拠点が生きてくるのかなと思いますので、そういうことを進める案内センターにすべきではないかというふうに私は思っております。

委員会の会議の中でも、そういったことで、温泉を核とした一つの施設ではありますけれども、町の中へ紹介できるような観光案内所的なものも含めて整備すべきではないかという意見もいただいております。

ちょうど地形的な部分を見ても、やはり一番東の端になるわけですね、案内センター、道の駅温泉施設は。そこからやっぱり西側のほうに、左沢の市街地も含めて、西側のほうに人が移動することによって、町全体がにぎわってくるのではないかというのが、私の描く一つの人の流れではないかと思っている、そんな役割を果たしていただけるようなものにしていければというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

もう一点、先ほど、コロナのワクチンが今できて、テレビでいろいろと報道されていますけれども、日本では来年の4月ぐらいにしか受けられないかもしれないという報道の中で、副作用もあるとかという報道があるようです。来年の4月ぐらいにしかこのワクチンが来ないということであるとするならば、コロナ対策というのは、入学、卒業もまたそこに見込まれてくるのではないかなというふうに思います。

その中で、11月末にプレミアムクーポン券が終了し、この町はとても早い政策で、3,000円が早くて、10万円も早くて、プレミアムクーポン券、現在は県のクーポン券が2月14日までというふうな中で、またこれが来年の5月、6月まで続くようなことであれば、同時に経済対策として、アクセルとブレーキをどのようにしていかなければならないのかという中で、入学、卒業も先に、来年絡んでくるようなことがあれば、今後の経済対策も考えていかなければならないかなとも思うんですけれども、そのあたりはどのように思っていらっしゃいま

すか。お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 新型コロナワクチンの件に関しては、少しずつ国のほうから情報が流れてきているところです。報道されていますように、来年の春先とか、6月とか、年内だとか、いろいろあるようですが、私どもに流れてきている情報の中では、期限は別にしても、町として、その接種に向けた準備は整えておいてほしいというような情報があります。

これはやっぱり、ご存じのとおり、ワクチンの保管方法、それから使用期限の関係で、かなり集中してやらざるを得ないというワクチンの性格を持ったものも多いからだと思います。そういう意味合いでは、各医院で接種するような形になるのか、ひょっとしたら集団接種のような格好で希望者が行くと、こういったことでもやらないと、なかなかその期限内のワクチン接種というのが難しくなるという事情なんかもあるようです。そういう、少し具体的に情報が流れてはきておりますが、全くその時期などについては、報道されていること以上のものはない状況にあります。

それから、経済対策というご質問でありましたが、経済対策については、この議会が始まる少し前に、商工会さん、それから区長会さん、それから商工関係の各飲食店組合さんをはじめとする各組織内の会、そういった方の連名で、今後の経済対策について、皆さんのほうにも資料が要望書というような格好でコピーが渡っていると思いますが、ありました。経済対策を引き続きやっていくようなことを考えてほしいというような要望でありましたので、その辺については今後、十分に検討させていただいて、町民の要望に答えられるように対応していきたいと思っておりますので、今後の対応については様々、議員の方々ともコミュニケーションを取りながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、私たち議員も奮い立って議員に立候補したと思います。町長も9か月ぐらいたつと思うんですけれども、立候補するときは奮い立ったと思います。9か月ほどたちまして、得体の知れないコロナが出たり、水害があったり、熊がいっぱい出てきたり、いろいろ大変な時代なんですけれども、非常にこの町は、早くいろいろな対策なり、医療なりのものがあって、すばらしい町だなと思っております。

この前の協議会のときも、温泉施設、苦渋の決断ですということで、大変難儀なされたのかなというふうに感じた中で、温泉の6か月券というのを私ちょっと調べてみましたら、西

川町と大江町だけなんです、この6か月券というのは。あとは全部回数券で、定期券みたいなものは発行していないという中で、商売もしなければならぬでしょうけれども、町民の方にこの前の協議会のときにいろいろ説明があった中で、すごくうれしく思っているところでもあります。

いろいろなふうに時代が一気に、どういう時代になっていくのか、進んでいくのか、これから先どうなるのかもありますけれども、何年かたったときに、そんな時代もあったよねとか、あんな時代もあったねとかというような、懐かしく思えるような、振り返ることのできるような2020年、私、個人的にも非常にもう特別な年なんですけれども、笑って話し合うことができるような形になれるように、町民一人一人が幸せに暮らせるように、みんなで知恵を絞っていかなければならないのかなというふうに思っております。

町長だけ頑張れというのではありませんので、いろいろなアイデアなり、できることがあればどんどん私どももやっていきたいと思っておりますので、これからも引き続き町政を引っ張って行っていただきたいと、町民のために思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの14日月曜日まで議案調査等のため本会議は休会とします。

12月14日月曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

令和2年第4回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年12月14日(月)午前10時開議

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第81号 大江町案内センターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第82号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第83号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第84号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 7 議第85号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議第86号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第87号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第88号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第89号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 発議第4号 誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

それでは、私のほうから、行政報告というようなことで、急ではありますが、報告させていただきます。

昨日発生がありました火災2件と新型コロナウイルス感染対策についてのご報告でございます。

昨日発生いたしました火災ではありますが、建物火災でございます。昨日の昼、12時過ぎに、町内において、住宅を焼く建物火災が発生いたしました。

火災現場は、大江町大字本郷地内の滝の沢製材所の敷地内にある住宅であります。

お昼の12時43分に、西村山広域消防本部からの火災指令を受け、町消防団においては、消防ポンプ20台と134人の団員が出動しております。

住宅の2階部分及び屋根部分を中心に延焼が及んだところではありますが、消防団員や消

防署員による迅速かつ的確な消火活動が行われました結果、14時39分に鎮火をしたところであります。

詳しい出火原因や延焼面積などは、西村山広域消防本部と寒河江警察署で調査をしているところでありますが、幸いにして、消防団員を含め、人的な被害は確認されなかったことに安堵をしているところであります。

続いて、同じく昨日、12月13日の夜、20時前になりますが、大江町大字三郷乙地内、深沢の住宅の玄関先で、普通乗用車が炎上する車両火災がありました。

車両火災でありましたので、町消防団の出動はありませんでしたが、大江分署を含む西村山広域消防のポンプ車が出動し、消火活動が行われ、20時33分には鎮火をしたところであります。

こちらも、詳しい出火原因などについては調査中でありますが、人的被害などは確認されなかったとのことでございます。

なお、今年、年末に入り、火災が発生しやすい時期を迎えているため、火の取扱いには十分に注意するよう広報するなど、関係機関と連携をしながら、今後も予防消防に努めてまいります。

続きまして、町内で新型コロナウイルスの感染が確認されたことを受けて、現在の対応状況などについてご報告させていただきます。

県の発表によりますと、昨日、12月13日現在の県内の感染者数は253人で、うち大江町では、40代女性の1人であります。特に、11月中旬以降に感染者が急激に増えており、12月だけで、既に115人を数えています。

このため、県では、飲食店や病院内でのクラスターが発生している現状などを踏まえ、12月11日には、感染が拡大傾向にある状態とするレベル4の特別警戒に引き上げ、さらに厳重な警戒態勢を取っております。

町といたしましても、12日土曜日の午前中に、急遽、対策本部を開き、町民の皆様への緊急メッセージとして、冷静な対応をお願いすること、新しい生活様式の徹底、感染者などを詮索するような行為、誹謗中傷を行わないよう求めることなどを、町のホームページ、そして生活情報メールで呼びかけをしました。これらと同じ内容については、防災行政無線で周知を図ったほか、区長さんのご協力を急遽得まして、全戸配布チラシとしても配布させていただきました。町民の皆様の理解の下、徹底が図られることを願ってやみません。

不幸にも感染された方には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い回復を

願うのみであります。重ねて、感染者やそのご家族を詮索するような行為や、憶測にすぎない誤った情報の拡散、心ない批判や差別的な言動は厳に慎むよう、町民の皆様に切にお願いするものであります。

町民の方々につきましては、手洗い、手指の消毒など、感染防止に一層注意していただくことをお願いいたします。

今後、感染者が発生することがないように、関係機関とも連携をし、万全を尽くしてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

◎議第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日に施行される地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき改正するもので、政令と同様に令和3年1月1日から施行するものであります。

資料2の新旧対照表の1ページ及び2ページをご覧ください。

第11条は、国民健康保険税の減税について規定する条文であります。この規定で用いる基礎控除額相当分の基礎額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、その世帯に属する国民健康保険の被保険者等のうち、一定の要件に該当する給与所得者と公的年金等の支給を受けている方がいる場合、その数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を43万円に加算した金額を基準額とするものであります。これにより、国民健康保険税の減税を受けられる世帯が増えることが想定されます。

また、2ページ中段のエは、字句を修正するものであります。

資料の3ページをご覧ください。

附則第2項は、第11条の改正に合わせ、字句などを整備するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第80号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第80号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第81号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第81号 大江町案内センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第81号 大江町案内センターの指定管理者の指定について、詳細をご説明申し上げます。

大江町案内センターの指定管理者につきましては、現在の指定管理者による指定管理の期間が令和2年度末で満了することを受けまして、令和2年9月10日から10月26日までの期間におきまして指定管理者の募集を行わせていただきました。この期間に1つの団体から申請がございまして、この申請内容を令和2年11月19日開催の大江町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において審査を行いましたところ、大江町大字藤田522番地、有限会社フルーツ館おおえが候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の

規定によりまして提案をさせていただくものでございます。

指定管理の期間についてであります、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とさせていただくものでございます。

なお、施設使用料については、これまで売上げの中から月5万6,000円徴しておりましたが、このたびの募集に当たっては、使用料は徴収しないこととしております。これは、耐用年数が既に経過しており、施設が老朽化していることに加え、今後予定している再整備工事に伴い、売上げへの影響が懸念されること、また、県内ほかの道の駅の指定管理状況を見ると、指定管理料の支払いがない上に施設使用料を徴収している道の駅は本町以外にはなく、公募条件が厳しいことなどを総合的に勘案したものです。

資料3をご覧ください。

選定委員会における審査状況等についてご説明申し上げます。

1ページと2ページの選定結果については、町のホームページにおきまして、11月27日に公表されております。

2ページの7選定理由にありますとおり、審査員全員が最低基準得点を満たしてございました。

審査員からは、冬期間の売上げが少ない中で、企業として収益を上げるための経営努力は評価できる、既存のお客様を大事にしていると評価された一方で、今後は、SNS等の活用による情報発信や町観光施設との連携に取り組んでほしいとのコメントがございました。

3ページ以降に、選定委員会に付した事業計画と年度ごとの収支計画書を添付しております。

選定委員会には提出されておりませんが、参考として、13ページと14ページに、町へ報告のあった令和元年度の収支決算書を添付しております。

事業計画につきまして、候補者の独自の取組といたしましては、3ページの4、施設の機能に関する運営計画の2番目にありますとおり、5,000名を超える顧客に対して、年5回のダイレクトメールによるイベント告知や、4ページの8、その他の事項のとおり、大手百貨店を通じた販売や干し柿作りなどの体験型農業の実施などが挙げられます。

収支計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度の収入は1億80万円と、令和元年度実績と比べ、約3,400万円の減収を見込んでおります。しかしながら、令和5年度にかけて、令和元年度並みまで持ち直すことが計画されております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第81号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長のほうから、内容について説明ありました。

その中で、次回の、この次の指定管理の公募の際の地代の金額は頂かないということで説明がありましたが、これまでもフルーツ館おおえさんでは、大変な中、道の駅を本当に、何というか、町民の窓口というか、顔にさせていただいたことには大変感謝をしておりますが、今後、新たに指定管理の3年間で、その地代を頂かない。その理由として、建物が古くなったから、また、今後、工事が予定されているという説明は分かりますが、いわゆる町民の財産である、その建物、また土地等を貸し出すときに、やはり、それなりの使用料を頂くというのが当たり前だという考えで私はおります。

その中で、例えば、フルーツ館さんが業をなせるわけであり、大きな赤字を抱えるというわけでもなく、それなりの収支を上げている中での地代を要らない。それが指定管理料を払わないで地代をもらっているというのは、県内の道の駅ではここだけだという話がありますが、そういう形で、これまでも、ずっと何年間もしてきたわけであり、今さらその地代を頂かないということへの説明を、もう一度、きちんと町民が納得できるような形で説明をしていただきたいです。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

先ほど、説明のほうにも申し上げたとおりかと考えているところでございます。

これまでのことは、当然、前回の公募の条件の中で、そのような形で取組はさせていただいて、公募があったというような状況になってございます。

実際の、実際のと申しますか、理由といたしましては、先ほど申し上げたとおり、施設が老朽化していること、あるいは、今後、工事が見込まれる。当然、そのときについては、減収、売上げが減ってくるというような状況がございます。

今現在、物産あるいは飲食店の売上げの中から施設使用料を頂戴しているというような公募の条件で、5万6,000円頂いておりましたけれども、その辺のところを勘案しながら、あとは県内の道の駅の状況などを勘案しながら、総合的に考えて検討した上で、公募の条件ということで、今回は、施設使用料は徴しないというようなことで公募させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 確かに分かります。

ただ、建物が古くなったからとか、今後の工事が予定されていると。工事が始まってからどうするかということでもいいと思います。

あと、建物が古くなったということであれば、町の施設の中で、古い建物ばかりだと思いますね。その中で、今回の場合は、地代を逆にもらっているほうだから、建物が古いから、では、それを免除すると。

じゃ、建物が古くなっているところで、現在の指定管理料を払っているところが大変であれば、それに対して、何らかの考えをしなければならぬと思うわけでもあるし、例えば、フルーツ館おおえさんは民間の会社であります。私たち、いわゆる町内の商店並びに企業でも、建物が古くなろうが、いろんなことがあろうが、一生懸命それは頑張っているわけであります。

当然、町内のお店でも、家賃を払って、地代を払って商売しているところもありますが、そういうところが、例えば、いろんなもの絡んだときに、誰も、古くなってきたからとか、いろんなことするからといって、土地代が免除になるなんてことはないと思うので、やはりそういうところの整合性きちんと取るべきであるとは私に思っておりますが、言っていることが、私が正しいかどうかは分かりませんが、でも、やっぱり取るものはきちんと取って、公募の条件に最初から要らないと出せば、公募が来てくれるんじゃないかなと、そういう考えではないと思いますよね。

これまでと同じような条件で、やはりそこに手を挙げていただける、そういうような形で、十分にフルーツ館さんは、この場所で商売をこれまでしてきたわけでありますから、例えば、地代を取るからといって手を挙げないというわけではないと思いますので、そういうところをやはりきちんと考えたのかを、もう一度、課長、どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ありがとうございます。

当然、道の駅、利益を上げていただいている施設ではございますけれども、あくまでも公の施設、町の施設というような状況がございます。

当然、案内センターとしての役割という部分もありますので、その辺のところを勘案しながら、当然、指定管理をお願いしておりますので、その中で、テナントとして入っているというような状況にはございません。

あくまでも案内センターということで、指定管理をフルーツ館おおえさんをお願いするというような状況ですので、その考え方からすれば、今回の総合的に勘案した考え方、町の考え方というのは、指定管理料はお支払いしない、施設使用料も頂かないというような、周りの道の駅の状況を勘案したところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

今回は、大江町案内センターということで、1件のしか公募が団体として来なかったということで、やはり請け負っていただけるということはありがたいということだと思っています。

それで、フルーツ館おおえさんの計画書を拝見したところ、維持管理計画の中に、来訪者にいやな思いをさせない施設全体の清掃」などがありますけれども、嫌な思いをさせないというのは、もう前提条件というか、当たり前なんですよね。なので、もし、やはり案内センターというのは大江町の顔になるわけですから、嫌な思いをさせないではなくて、もっと前向きな、よい思いを持って帰っていただくような意識で施設を管理していただきたいというふうに思います。

また、「大江町の特産品を中心とした仕入れ」と書いてありますけれども、今のままですと、大江町産って、あまり販売していないかなというふうに思っています。なので、大江町の方にもっと出品していただけるような工夫をしていただきたいと思うんですが、その辺は、町は関与できるんでしょうか。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ありがとうございます。

今、橋本議員おっしゃったとおり、案内センターというのは、当然、顔となる部分でございますので、その辺のところは、十分に、今後ご可決いただいた上で協定を結ぶわけですので、その辺のところ、十分に打合せあるいは協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

あとは、大江町産、大江町らしい、あるいは大江町のものというような部分については、当然、お客様に来ていただいて、大江町でこういうのを売っているのよね、こういうのを作っているのでもないというような部分があるとおり、募集要項の中にも、大江町の特産品を十分に取り入れるというような物産、大江町らしいメニュー、軽食も行っておりますので、そ

の辺のところを、なかなか新しいメニューというのも難しいかとは思いますが、大江町産、大江町らしい部分については、当然PRしていく部分かと思っておりますので、その辺のところは十分に協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ぜひよろしく申し上げます。

私、以前、道の駅にいて、中のほうで、お客さんの動きを見ていたんですけども、前の産直コーナーはすごく活気があるんですけども、中に入ってくる方がなかなかおられなくて、そのときはスタンプラリーをしていたようなんですけども、道の駅の、そのスタンプだけを押すために、ちょっと入って出ていってしまうみたいな、そういう方が多くいらっしゃって、案内センターとしてちゃんと成り立っているのかな、ここは産直なのかなというような状況を感じましたので、どうかその辺も考えていただいて、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） ほかにありませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

お金の問題ではないんですけども、この今の指定管理者の方というのは、平成10年から今までということは、22年間やってこられたとお伺いしております。それで、さらにまた、今回、指定ということで出てきておりますけれども、これを、例えば、可決されて合わせれば、25年間、非常に長い間、道の駅のためにご苦労されてこられたということに対しては、感謝をしております。

おりますが、1つの団体しか応募がないというようなことで、ほかになければしょうがないというようなことになってしまいますけれども、果たしていつ頃までというか、そんなにお若い方というふうにはお伺いしていませんけれども、やはりずっとこのままいくと、次の令和6年以降となるのと、また年齢かと。その辺の年齢的なものと、それから、今までやってこられた、いわゆる少しマンネリ化というようなこともちょっと心配しているわけなんですけれども、将来、道の駅が再建されるという構想の中で、次の将来的に管理者になられる方を幅広く、もう一回募集について、何というんですかね、考えてみたらどうかなということで、ちょっと課長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ありがとうございます。

今、宇津江議員おっしゃったとおり、フルーツ館おおえさんについては、道の駅ができた当初からお願いしているというような状況がございます。当然、これまでの経験、あるいは、あそこでやってきて、十分に利益が得られるというような状況の中で、今回、公募いただいたのかなというふうに思っております。

言われたとおり、1社だけの、1社の応募ではありましたが、選定委員会の中で、きちんとした厳正な審査をしていただいて、候補者として選ばれたということですので、1社だけだからという理由ではなくて、きちんと審査会の審査を受けた上での結果であるというようなことはご理解いただきたいと思えます。

今後、今回は3年間、来年からの3年間というようなことでございます。今現在、道の駅の再整備に向けて、今年度は基本計画のほうを策定すべく、今現在、進めておりますけれども、その辺のところ、時期、リニューアルした後については、当然、新たな指定管理者となるべく公募を行った上で、それにふさわしい指定管理者を選んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長のほうから、いろいろと説明がありました。

その中で、やはり私は、町民の財産である建物並びに土地を貸し出すに当たって、1年間では67万2,000円ではありますが、その地代を免除するのはいかななものかと思っております。

フルーツ館おおえさんには、先ほど宇津江議員のほうからありました、二十数年来、頑張ってきていただいたということはあります。その中でも、それなりの実績を上げていただきながら商売をしているわけでありますので、この道の駅さんの指定管理をするのには反対ではありませんが、やはり、この地代というところをきちんと取っていただかなければ、私は、この案には賛成できないと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 次に、原案に賛成の立場の方の発言を許可します。

どなたかございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 基本的に、今回の議案は、道の駅案内センターの指定管理者を誰にするかというふうなのでのっている議案でございます、その募集に当たって、1社しか応募がなかったということは、それに対してどうするかというふうなのが議案でございます。

そして、考えてみますと、やはり大江町というものは、農業の、基幹産業が農業というふうなことで、これまでも農業所得の向上というふうな中、あるいは地場産品の直売というふうなところで、かなりのフルーツ館おおえさんは実績を出しているというふうなこと、いわゆる耕せおおえ会の基盤もつくったというふうなのは、多大な功績があるのではないかと、いうふうなことであります。

町の指定管理をしている施設は14ほどあるというふうな中で、全然、指定管理料を支払っていないのは、この施設だけであると。逆に、50万円ほどの使用料を頂いているというふうなこと、それらを含めて、来年度から、コロナの影響はどこまで届くか分かりませんが、非常に大きな減収につながるのかなというふうに思っております。

それから、新しい施設整備のために、いろんな、何と申しますか、測量とか、あるいは、工事に入った場合は一旦どこを停止するか分かりませんが、大幅な減収が見込まれるのではないかと、いうふうな意味からも、五十何万の指定管理料は免除してもいいのではないかと、いうことで、原案に賛成いたします。

○議長（菊地勝秀君） ほかに討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） それでは、以上で討論終了と認め、採決します。

議第81号 大江町案内センターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第82号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第82号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第82号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について、詳細をご説明申し上げます。

大江町まちなか交流館の指定管理者につきましては、現在の指定管理者による指定管理の期間が令和2年度末で満了することを受けまして、令和2年9月10日から10月26日までの期間におきまして指定管理者の募集を行わせていただきました。この期間に1つの団体から申請がございまして、この申請内容を令和2年11月19日開催の大江町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において審査を行いましたところ、大江町大字左沢435番地、ポートが候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして提案をさせていただくものでございます。

なお、指定管理の期間についてであります、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とさせていただくものでございます。

資料4をご覧ください。

選定委員会における審査状況などについてご説明申し上げます。

1ページと2ページの選定結果については、町のホームページにおきまして、11月27日に公表されております。

2ページの7、選定理由にありますとおり、複数の審査員が最低基準得点を満たさなかったものの、協議の結果、条件を付して、ポートを候補者として選定しております。

基準点に満たなかった審査項目といたしましては、飲食提供機能や展示販売機能のほか、利用者の増加を図るための具体的手法、財務状況及び経営基盤などが挙げられております。

また、条件としては、これからのまちづくりを語らう拠点として、若い世代により活用してもらえる場所とすることや、展示販売回数や自主事業の増等により、より一層利用拡大を図ることが付されました。

一方で、左市といったイベントやセンスのいいチラシを評価するコメントがございました。

3ページ以降に、選定委員会に付した事業計画と、年度ごとの収支計画書を添付しております。

選定委員会には提出されておりませんが、参考として、11ページと12ページに、町へ報告のあった令和元年度の収支決算を添付しております。

事業計画につきましては、候補者の独自の企画としては、6ページの（4）施設の機能に関

する企画事業の実施計画及び（５）その他、地域活性化に資する企画事業の実施計画に記載されたとおりです。選定委員会からの条件のとおり、飲食機能の充実や、評価の高かった左市の回数を増やすことなど、今後、候補者に対して求めていきたいと考えております。

また、８ページの４、その他（２）にありますSNSによる情報発信は、条件とされた若い世代の利用促進に必要不可欠ですので、候補者には、これまで以上に頑張ってもらいたいと考えております。

収支計画につきましては、徐々に、カフェ、イベントなどの事業収入とレンタルスペース利用料を伸ばしていく内容となっております。

収支につきましては、３か年とも一致している計画ですが、選定委員会で財務状況及び経営基盤の弱さを指摘されているとおり、新型コロナウイルスの影響下においても確実に売上げを伸ばしていくための工夫が最も必要であると考えております。

売上げ確保に向けた事業計画策定に向け、候補者と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第82号の質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第82号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第83号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第５、議第83号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者

の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第83号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について、詳細をご説明申し上げます。

大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者につきましては、令和2年10月5日から11月5日までの期間におきまして指定管理者の募集を行わせていただきました。この期間に1つの団体から申請がございまして、この申請内容を令和2年11月19日開催の大江町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において審査を行いましたところ、山形市泉町2番26号、株式会社AGATEが候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして提案をさせていただくものでございます。

なお、指定管理の期間についてであります、令和3年2月1日から令和5年3月31日までとさせていただきます。

資料5をご覧ください。

選定委員会における審査状況などについてご説明申し上げます。

1ページと2ページの選定結果については、町のホームページにおきまして、11月27日に公表されております。

2ページの7、選定理由にありますとおり、審査員全員が最低基準得点を満たしてまいりました。

審査員からは、やまがた地鶏に対する強い思い入れを感じた、やまがた地鶏の普及、振興に取り組んでいただきたいと高い評価をいただいたほか、地元業者へのやまがた地鶏の提供について、格段の配慮を図っていただきたいとコメントがございました。

3ページから5ページに、株式会社AGATEの法人概要をまとめさせていただきました。

株式会社AGATEは、山形市において、地域未来投資促進法による農業6次化推進拠点づくり地域商社事業の実施企業となるため、平成31年2月15日に設立された法人です。

目的は、農畜産物の生産、加工、販売や、飲食店、物品販売施設の運営などとしており、役員には、設計・建築会社、不動産会社のほかに、カフェ経営者や農業従事者、学識経験者が就いております。特に、やまがた地鶏については、元山形県職員で畜産を担当された方も経営に参画されております。

5ページをご覧ください。

山形市における農業6次化推進拠点については、農作物の加工施設や直販施設、飲食施設等の複数の機能を集積させ、農家の方々とも相乗効果を得ながら、持続可能な農業を目指すことを目標に、現在、計画を進めているとのこととあります。生産、加工、販売という6次産業の一連の流れを連携し、実践することができるため、やまがた地鶏の加工、販売面においても期待できるものと考えております。

6ページ以降に、選定委員会に付した事業計画と、年度ごとの収支計画書、昨期の法人の損益計算書等を添付しております。

6ページをご覧ください。

事業計画につきまして、株式会社AGATEの農業6次産業化推進を図る地域商社としての特徴を生かし、やまがた地鶏の付加価値を高め、消費拡大に努めるという管理運営方針の下、食鳥処理羽数に関しては、令和3年度に3,000羽、令和4年度に4,000羽を予定しております。

8ページをお開きください。

3、人員の配置計画につきましては、株式会社AGATEの職員2名に加えて、処理羽数に応じて、2名程度の臨時職員の雇用を予定しているところとあります。また、食鳥処理施設の運営に必要な食鳥処理衛生管理者の資格技能を取得している職員がいることから、外部からの派遣を必要とすることなく、運営に当たることができます。

10ページをお開きください。

令和2年度から4年度までの収支計画書になります。

収入の主な内訳といたしましては、食鳥処理に対する利用料や指定管理料となります。

支出の主な内訳としましては、人件費と光熱水費、処理後に発生する廃棄物処理費等になります。

処理羽数の増加に伴い、採算が取れるようになりますので、株式会社AGATEといたしましても、処理羽数の増加を図るため、今後、町内におけるやまがた地鶏の生産についても、現在の生産者と連携しながら取り組んでいくことも計画しており、食鳥処理施設の運営と併せて、やまがた地鶏の振興に寄与するものと考えております。

11ページは、株式会社AGATEの昨期の損益計算書になります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第83号の質疑を行います。

ございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 大変すばらしい会社の方から手を挙げていただいたと思っております。

実際、食鳥の処理が始まるのが来年の、これを見ると、2月からということになっておりますが、実際、その2月から処理が可能になるのでしょうか。そのところ、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ありがとうございます。

2月から指定管理が始まりますので、そこから当然、これから今日、本日可決いただきましたら、協定のほうを結ばせていただいて、準備に取りかかって、2月1日から稼働できるように協議を進めて、指定管理者からは頑張っていたきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 現在、町でやまがた地鶏を生産している若者たちは、多分、現在、違うところで食鳥の処理をしていると思います。

その若い生産者も、2月からは町の食鳥処理のほうで処理をするというようなことは、もうなっているのでしょうか。それとも、そのところは、いろんな話の中でまだ決まっていないとか、そこらはどういうふうになっておりますか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ありがとうございます。

実際のところ、そこまでは協議はしておりません。

今回、今日、可決いただければ指定管理者が決まりますので、その中で、今後、指定者と話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 早急に協議を始めていただいて、本当に、来年早々に町で処理できた鳥が町内でも出回るような、そういうふうに頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 答弁要りますか。

○5番（関野幸一君） いえ。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第83号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。

議第84号から議第90号までの一般会計及び各特別会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際は、ページ数を明らかにして発言してください。

◎議第84号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） それでは、日程第6、議第84号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第84号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第9号）の詳細についてご説明いたします。

最初に、5ページの第2表、債務負担行為補正と6ページの第3表、地方債補正につきましては、町長説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますが、それぞれの款に入る前に、人件費について一括してご説明いたします。

今回の補正では、さきの臨時会でご可決いただきました給与に関する条例の一部改正に基づき、一般職と特別職の期末手当支給割合の0.05月分の引下げと共済組合負担金の減額などを反映させた結果、全体で350万円の減となりました。

なお、費目ごとの説明は省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、歳出の款ごとにご説明いたします。

12ページをお開きください。

1款議会費は45万9,000円の減額です。

1項1目議会費の旅費の減額は、新型コロナに伴う全国研修会の中止などによるものであり、需用費の印刷製本費の追加は、議会だよりの契約単価が上がったことによるものです。

2款総務費は8,237万9,000円の増額です。

1項1目一般管理費の備品購入費のうち施設用備品購入費は、先日の結城議員の一般質問の中で町長と教育長が言及していますが、感染症対策に万全を期すため、AI機能を持ち、瞬時に体表面温度を判定できる、スタンド型の測定器2台を購入するもので、庁舎内での使用を予定しております。

なお、同様の測定器を保健センター、小中学校、中央公民館、ふれあい会館、体育センターにも配置する予定で、それぞれの款項目に購入費用を計上しておりますが、個別の説明は省略をさせていただきます。

13ページにかけての5目企画費は、ふるさとまちづくり寄附の申込件数が当初見込みより増えていることを踏まえ、歳入で8,400万円追加しています。これに伴い、報償費として寄附に対する返礼品となる謝礼、役務費には返礼品の郵送料、委託料には寄附受付のための支

援サービス業務委託料、積立金として寄附基金への積立てをそれぞれ追加いたしました。

14節のまちなか交流館改修等工事費は、建物の外と中に防犯カメラを設置するもので、23節の山形県若者定着支援基金出捐金は、奨学金返済支援のための本年度の町負担額が確定したことに伴い、支援基金への出捐金を計上いたしました。

13ページ中段からの6目電子行政推進費、17節事務用備品購入費の追加は、職員の在宅ワーク、リモートワークに対応するため、パソコン端末40台を追加で購入するものであります。

7目公共交通対策費の乗り合いタクシー運行業務委託料の追加は、運行エリアの拡大により利用が増えたもので、町営バス運行業務委託料の減額と車輛購入費の減額は、それぞれ事業費の精査、入札を終えての不用額の精算に伴うものであります。

14ページをお開きください。

10項特別定額給付金事業費につきましては、事業完了に伴う精算であります。新型コロナに伴う国の家計支援策として1人当たり10万円を給付した事業であります。本町では、世帯主となる申請者2,888人に対して、7,942人分、7億9,420万円を給付いたしました。

なお、申請率は、既にご報告のとおり、100%となっております。

15ページをご覧ください。

2項1目税務総務費の口座振替奨励金の追加は、感染リスク軽減を図る目的もあり、町税の口座振替奨励キャンペーンを展開中で、日本一商品券2,000円分を贈呈しておりますが、申込者の増加が見込まれることから、事業費を追加するものであります。

中段の4項2目県知事選挙費の消耗品費の追加は、コロナ対策のため委託金が上乗せ交付されることを受けて、投票所で使用する卓上アクリル板などを整備するものであります。

16ページをお開きください。

3款民生費は61万3,000円の減額です。

1項1目社会福祉総務費の福祉バス運行委託料と社会福祉協議会補助金の減額は、感染予防のため、一部の事業が中止となったことによるものです。

2目老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金は、高齢者施設の防災対策として、老朽化した空調設備を改修するための全額国費による補助金です。

27節繰出金は、各特別会計への事務費及び人件費分について調整するものであります。

4目障害者福祉費の地域生活支援事業委託料の減額は、利用者が減ったことによるもので、障害福祉システム改修委託料は、令和3年度の報酬改定に対応するための改修費用であります。

19節扶助費の地域生活支援事業費の追加は、日常生活用具等の支給対象者の増加に伴うものであります。

下段からの2項児童福祉総務費の子育てのための施設等利用給付費の追加は、施設の利用実績見込みによるものであります。

17ページをご覧ください。

2目児童措置費の子育て世帯への臨時特別給付金の減額は、事業完了に伴う精算であります。支給実績といたしましては、国の施策の16歳までの児童手当受給者に対する1人当たり1万円については833人、大江町の独自支援である18歳未満まで1人当たり2万円の加算支給は986人となりました。

4目児童福祉施設費の樹勢回復業務委託料は、にじいろ保育園に隣接する広場の桜の木の樹勢を回復させる費用で、土壌改良などを行うものであります。

18節の職員の資質向上・人材確保等研修事業補助金は、コロナの影響で研修事業を見送ったことによる減額であり、感染症対策緊急包括支援事業補助金は、保育所に対し、感染症予防のためのハンドソープや布マスク、体温計などの購入を支援するものであります。

中段からの4款衛生費は705万4,000円の増額です。

1項1目保健衛生総務費の養育医療費の追加は、対象となる乳児の治療期間などを見込み、増額いたしました。

2目予防費の予防接種委託料の追加は、65歳以上の高齢者の方が受けるインフルエンザ予防接種に対しまして、寒河江西村山管内の医療機関で受診すれば、費用の全額3,800円を助成し、コロナとの同時流行に備えるものであります。

3目環境衛生費の被災家屋解体処分委託料は、7月の豪雨により半壊した住宅1棟の解体処分に係る費用であります。所有者からの解体の意向を受けて、予算を計上したものであります。

18ページをお開きください。

6款農林水産業費は542万6,000円の減額です。

1項1目農業委員会費は、予定していた行政調査の中止や、豪雨災害により農地パトロールを見送ったことにより減額するものであります。

2目農業総務費のさくらんぼ緊急価格安定対策事業補助金は、コロナの影響でサクランボの平均販売価格が低迷した場合の補助を見込んでおりましたが、市場価格が比較的安定していたため、補助の必要性がなくなったものであります。

19ページをご覧ください。

豪雨災害営農資金利子補給補助金は、7月豪雨による農業収入の減収額に対する営農資金の借入れに対して、利子を補給するものであります。

3目農業振興費の鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加は、イノシシや熊による農作物被害が今シーズン急増していることから、活動経費を助成し、被害防止を図るものであります。

強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、7月豪雨により被害を受けた、農産物の生産、加工に必要な農業用機械の取得を支援するものであります。

5目農地費の町単独土地改良事業補助金の減額は、7月豪雨による土地改良区管理施設や農地、農業用施設の復旧に対する補助金であります。事業の実績見込みにより精査したものであります。

農業集落排水事業特別会計繰出金は、令和元年度決算に伴う精算減額であります。

20ページをお開きください。

7款商工費は585万4,000円の増額です。

1項2目商工振興費の信用保証協会保証料補給金と中小企業緊急災害対策利子補給金の追加は、いずれも新型コロナの影響により、経営資金の融資額が増加したことによるものであります。この利子補給金に係る融資総額は、町全体で12億7,000万円となっております。

3目観光費の健康温泉館改修工事費の追加は、露天風呂壁面の有機EL照明が点灯しなくなったための修繕費用です。

中段からの8款土木費は2,095万1,000円の減額です。

21ページにかけての2項4目道路新設改良費は、舟唄碑元屋敷線の道路改良や塩ノ平所部線の舗装補修など、関係事業費を精査し、それぞれ調整いたしました。

21ページの5項1目住宅管理費の修繕料及び雪下ろし等業務委託料の追加は、いずれも町営住宅の維持管理費用であります。入退去者の入れ替わりが増加傾向にあるため、今後の必要経費を見込み、計上したものであります。

下段からの9款消防費は358万3,000円の減額です。

1項1日常備消防費は、西村山広域行政事務組合消防費負担金の額の確定に伴う減額です。

22ページをお開きください。

1項2目非常備消防費の消防団員報酬の減額は、今年度の実人数に基づき、精査して減額するものであります。

10款教育費は609万9,000円の減額です。

1項3目教育活動推進費の中学生国際理解教育研修費補助金は、当初予定していた都内の語学研修施設から福島県内の研修施設に会場を変更したことなどで、経費が節減できた部分があり、減額するものであります。

2項1目学校管理費の小学校施設整備等工事費の追加は、各小学校に防犯カメラを設置し、児童の安全確保を図るものであります。

3項1目学校管理費の修繕料の追加は、スクールバスのヒーター故障の修繕費用で、中学校施設整備等工事費の減額については、下水道接続のための配管工事と正門から校舎までのアスファルト舗装工事が完了したことに伴い、事業費を精査したほか、小学校と同様に防犯カメラを設置する費用が含まれております。

23ページの4項1目社会教育総務費につきましては、コロナの感染拡大を踏まえ、8月に実施していた成人式を一旦11月に延期しましたが、さらに来年5月に延期する予定となりました。このため、本年度の事業費については、報償費をはじめ、関連経費を減額するものであります。

2目公民館費につきましても、文化祭などのイベント中止に伴う減額が主な内容です。

24ページをお開きください。

5項2目体育施設費の修繕料の追加は、小鳥山スキー場のナイター照明やアンヴァーリフトのほか、体育センタートレーニングルームのランニングマシンを修繕するものであります。11款災害復旧費は3,277万8,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、事業精査により、委託料を減額いたしました。

2目の河川災害復旧費の測量設計等委託料と災害復旧工事費は、国の災害査定を受け、小見地内の地蔵川の土砂排除工事を実施するものであります。

2項1目農地、農業用施設災害復旧費の測量設計等委託料と災害復旧工事費の追加は、森ノ宮地区をはじめ、鹿子沢地区、原の半沢地区、月布の穴淵地区の農地や水路などを復旧するものであります。

2目林道施設災害復旧費の土砂排土等委託料と災害復旧工事費は、実績見込みにより減額するものであります。

12款公債費は193万4,000円の減額です。

1項1目元金及び2目利子は、元年度の起債の利率が、当初予算編成時点で見込んでいた利率より低かったことや、一部の起債の利率を10年経過後に見直したことに伴う補正であります。

以上が歳出予算の概要であります、7ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

1款町税は2,993万円の増額です。各税目において、今年度の調定済額などを基に精査し、追加または減額するものであります。

1項1目個人につきましては、所得の伸びによるもの、2目の法人につきましては、大手製造業者の業績を反映して見込んだものであります。

2項1目固定資産税の土地は地目変更等によるもの、家屋は新築や増築の件数、償却資産は企業の設備投資などが、当初予算時点での見込みより上回ったことから、それぞれ増額するものであります。

3項2目の軽自動車四輪の追加は、台数が増えたことによるもので、5項1目入湯税につきましては、コロナや豪雨災害の影響により、入湯者数の減少を見込んだものであります。

8ページをお開きください。

9款1項1目地方特例交付金の追加は、住宅ローン減税に伴う個人町民税の減収額が当初見込みより増えたことによるものであります。

12款分担金及び負担金から次の14款国庫支出金、9ページからの15款県支出金は、歳出予算でご説明した内容の特定財源の補正が大部分でありますので、個別の説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開きください。

中段の17款寄附金につきましては、町民お1人と1団体から頂いた一般寄附金とふるさとまちづくり寄附金を追加いたしました。

18款繰入金、2項1目の財政調整基金繰入金の減額は、町税などで歳入増が見込めることから、財源を組み替え、調整するもので、4目のふるさとまちづくり寄附基金繰入金の減額も、ふるさとまちづくり寄附金の歳入増を見込んで調整するものであります。

20款諸収入は、いずれも後期高齢者医療に係る返還金であります、令和元年度に納めた負担金の精算となります。

11ページをご覧ください。

21款町債は、歳出予算でご説明した内容の特定財源の補正と第3表、地方債補正の内容でありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上が、令和2年度大江町一般会計補正予算（第9号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第84号の質疑に入ります。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番。

17ページお願いします。

児童福祉施設費の中で委託料、樹勢回復業務委託料って桜何本ぐらいでどうなったのか、もうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

樹勢回復業務委託料につきましては、先ほど総務課長からのご説明にもあったとおり、子育て支援センターぱれっとの脇に併設してありますつどいの広場、わんぱく広場の桜の木でございますが、そもそも30年度に設置したときに、既存のわかば保育園の桜の木をまず移植したということ、新植したわけではないということが第1点と、あと、今年の夏の影響によりまして、ちょっと花芽がかなりがおっておりまして、来年以降、ちょっと花芽が咲くのかどうか分からないような状況でありましたので、一応、業者の方から確認してもらったところ、まずは土壌改良ということで樹勢が復活するんじゃないかということで、今回、計上させていただきますところでございます。

本数については、全部で8本になってございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 移植したということで、何年生の桜の木か知りませんが、桜って案外育成強いよ、普通。だから、屋敷さ植えるなというぐらいの、桜というのはそういうのなのよ。

だから、枯れるなんていうのはおかしいなと思ったので、何年生ぐらいの木を運んできたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、詳しい樹勢の年齢については、今、資料持ち合わせておりませんが、たしか、わかば保育園をあそこに設立したのはかなり前の期間になるかと思っておりますので、そのときからの桜の木という、今、その情報しかちょっと手元ございません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 結果だからしょうがないと思うんだけど、桜の木って案外勢が強く、もしあれだったらさ、12万もかけてするんだったら、新しく植えたほういいのかと私考えたもので、思いました。

果たして、例えば、8本と言ったんだっけか、8本を回復させるのは、俺ちょっと大変なんでないかなという気がしますので、まず何年生か、後で、ちょっと何年生の木か教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

ページ、22ページ、10款1項3目の中学生国際理解教育研修費補助金ということで、これにつきましては、今年5月予定されていましたが東京のGLOBAL GATEWAYですかね、これがコロナ関係により、大江中の2年生の生徒が隣の福島県のブリティッシュヒルズというんですか、ちょっと長たらしい名前のほうに研修で行かれたというようなことですが、この東京と福島の研修の、いわゆるカリキュラムというか、どういった特色のあるもので、その研修に違いがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

昨年度、議員おっしゃるとおり、中学校2年生全員を東京のTOKYO GLOBAL GATEWAYという施設に連れていったのですが、今年度は、コロナの影響で、感染拡大している地域である東京のほうには行けないと判断させていただきまして、福島のブリティッシュヒルズというところで研修をさせていただきました。

議員ご質問のカリキュラム、特色ですけれども、TOKYO GLOBAL GATEWAYのほうは、生活に密着した英語を学べる施設という感じのものでございます。薬局に行ったりですとか、レストランに行ったりですとか、そういうときに、どういう対応をして、どういう言葉を選んでしゃべるのか、そういうふうなところに力点を置いた研修施設でございました。

一方、福島、今年度行かせていただいた福島のブリティッシュヒルズですけれども、こちらのほうは、本場、英国の施設、建物から全て英国、本物のイギリスを再現しようとして構築された建物でありまして、その中で英語を学ぶということで、基本的に座学が中心だった

んですけれども、全てネイティブの先生が対応していただきまして、施設に入った瞬間から英語しか使えないという本格的な施設でございました。

一長一短ありまして、どちらが優れているかというふうなことではございませんけれども、今年度は福島のブリティッシュヒルズを選ばせていただいて、これからまた中学校の先生方と研修、検証を重ねて、来年度、どのような形で実施するかということを検討させていただきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） その中でですけれども、来年のことですから、コロナ感染の収束が、状況が分からないということなんですけれども、状況がよければ、予定どおり、従来の東京でTGGの研修なのか、また収束状況が悪ければ福島になるのか、この1点。

それから、2点目は、中学校2年生ということなんですけれども、早い時期を考えてみれば、中学校1年生からぐらいでもいいんじゃないかと思うんですが、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

1点目の来年度はどちらになるのかということですが、議員もご指摘のように、新型コロナウイルスの収束状況が全く見通せない状況になっております。その中で、この時点でどちらということとは言えないのですが、収まらなければ、また福島のほうに行かせていただく確率のほうが高いのかなと、現段階では思っております。

2点目の1年生からということなんですけれども、松田町長就任して、その中で、英語教育を引き続き力を入れてやっていきたいという強い決意がございます。その中で、今、宇津江議員がおっしゃった1年生のうちからやってもいいのではないかというふうなことで、TGGのほうは2年生で実施させていただきたいと考えているんですけれども、1年生のほうでも何らかのてこ入れができないかということで、今現在、教育委員会の中で考えているところがございますので、検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

17ページ、4款1項3目12節の被災家屋解体処分委託料についてお伺いいたします。

これは、県の補助金が89万9,000円と、90万円弱出ているようなんですけれども、空き家の除去の支援補助金については50万円、または100万円の補助が出るのかなというふうに考えていますが、150万円の町負担というのはどのような感じで考えられたのかなと思って、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

被災家屋解体処分委託料につきましては、これは、あくまでもこのたびの水害で被害を受けた建物の解体の費用でございまして、特定財源の県補助金であります。こちらは国のお金を、県を通じて入ってくるお金というものでございます。

基本的に、かかった費用の半分が補助金で入ってきまして、残りの半分は町負担となりますが、その町負担の8割は特別交付税で措置されるというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 150万1,000円のうちの8割は交付されるということで大丈夫なんですよ。

今回は、所有者の同意があったということで、危険を伴う廃屋になるおそれがあるから、被災されたものに対して除去されるんだと思うんですけれども、土地は町に譲渡されたんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） あくまでも、建物の解体費用でありまして、土地の所有については、所有者のままのというようなこととなります。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

委員会のときに聞き逃してしまいましたので、お伺いしたいと思うんですけれども、この対象となる家屋の床面積と240万円の算出根拠というのが分かりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

この建物につきましては、約55坪の建物の解体費用であります。

この240万円の根拠でありますけれども、こちらにつきましては、環境省のほうの被災住

宅解体の算定基準というものがございまして、それに基づいて積算した金額であります。現在、国のほうの査定を受けている最中というようなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 農林課長にお聞きしたいと思います。

19ページの鳥獣被害防止対策協議会の補助金150万円、その下の有害鳥獣被害軽減モデル事業の減額26万2,000円というふうなのがありますけれども、一般質問の中でも、今年は熊あるいはイノシシの出没による農作物への被害が非常に甚大であったというふうなことでの補助金の追加は分かるわけでございますけれども、150万円を追加して、総額でどのぐらいになって、そして、その150万円はどのような根拠の中で算出したのか。

その下の被害軽減モデル事業というふうなのがありますけれども、これは、県のモデル事業というふうなことで、イノシシ関連かなというふうに理解したところでありますけれども、上のほうの鳥獣被害の協議会で、熊とかイノシシがいっぱい出たから150万円を追加したと。下のほうは、モデル事業なんだけれども、減額したと。この兼ね合いがちょっと分からないということが第1点。

2点目は、その下の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、農業機械の補助というふうに説明がありましたけれども、これは、何%の補助金の額で、どういう団体に交付して、どのような効果が見込まれるのか。これが第2点。

第3点目、同じく19ページの林業の委託料の中で、いわゆる森林病虫害防除の減額が13万円ありますけれども、本町も山形県内もわかりですが、松くい虫あるいはナラ枯れというふうなことで、非常に甚大な被害があるというふうにもかかわらず、13万円を減額したということは、その松くい虫あるいはナラ枯れが減少して、防除する必要がなくなったというふうに見られるんですが、これの内容を教えてください。

以上、3点。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、最初から順番にお答えいたします。

最初の鳥獣被害防止対策協議会、150万円の追加ということで、こちらについては、県の交付金の155万8,000円を活用し、なおかつ足りないということで増額するものでありまして、合計で約300万円ぐらい捕獲活動費にかかっていくというふうに見込んでおるところです。

150万円追加の根拠としましては、本町においては、1頭幾らとかではなくて、1活動に対して幾ら、見回り、あとはおり設置、撤去、あとは止め刺し、処分、それぞれに2,000円から3,000円の活動費をお支払いしているということで、昨年度の回数を参考にしながら積算した額が150万円となったものであります。

その下のモデル事業の減額ということにつきましては、電気柵の補助、これ、県の補助4分の1と町の補助2分の1ということでさせていただいておりますけれども、こちらについて、当初見込んでいたよりもちょっと設置する方が少なかったと、今年度は3名の方のみであったということで、減額をするものであります。

あと、強い農業・担い手づくり総合支援事業でありますけれども、こちらの補助率は、国が2分の1、県が6分の1、町が12分の1の補助率となっております、4名の方の11件の補助になります。例えば、もみ乾燥機であるとか、あるいはあぜ塗機、あと園芸施設用ポンプなど、7月の豪雨によって被災した機械、施設等に対する補助でありまして、来年度以降の営農継続のために、ぜひ支援をして、今後も営農を継続していただきたいというふうなことでの補助でございます。

あと、森林病虫害等防除委託料の減額でありますけれども、これにつきましては、松くい虫の伐倒駆除の費用の減額でありまして、楯山公園なんですけれども、当初、約10本程度を見込んでおったんですが、今年度は2本程度の伐倒駆除で済んだというふうなことで、楯山公園辺りにつきましては、松くい虫は年々減少傾向にあると、毎年伐倒駆除をしておりますので、減少傾向にあるというふうなことで、今年度も2本程度の伐倒駆除で済んだということでの減額でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 答弁ありがとうございます。

熊、イノシシの関係で、まず予算が足りなかったというふうな中でありますけれども、12月の補正の150万円で、熊は冬眠するのかなというふうに思うんですけども、12月以降の、何というかな、病害、熊とイノシシの関係の支出というのはあまり出てこないのではないかと私は思うんですけども、これは、これまでの実績の中で足りなかったから補正するんですよという理解でよろしいのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

それから、松くい虫の関係で、エリアが楯山公園と大山自然公園というふうな中で、これまで松くい虫の駆除というか防除をしてきたというふうに理解しているわけですが、当初10

本を見込んだ。そして、2本しかなかったということであれば、大山自然公園の松くい虫の伐倒駆除というふうに予算を振り向けて、限りある財源を有効活用するというかな、そういうふうなことは取れなかったのでしょうか。よろしくお願いをします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 熊、イノシシの駆除につきましては、議員がおっしゃられたとおり、12月以降、熊も冬眠しますし、いずれ、鳥獣被害ということからいっても、農産物も冬の間はほとんどございませんので、被害を受けることもないかとは思いますが。議員がおっしゃったとおり、これまでの活動費の中で不足する分をこのたび追加させていただくというふうな内容でございます。

あと、松くい虫のほうですけれども、これも議員おっしゃるとおり、楯山公園と大山自然公園のほうでやってございますが、大山自然公園の予算の中に、公園の駆除のほうについても予算化しておりますので、大山公園は、そちらの大山自然公園費の中で伐倒駆除をしているということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3回目ですので、いろいろと熊、イノシシの関係で、農業従事者の方が自分の農地、あるいは隣の園地、あるいは地区内に出ているというふうな事の中で、救いはやっぱり農林課にお願いするしかないよと言うわけです。

それで、近年の状況を見て、去年は非常に熊もイノシシも捕獲したと。去年度よりは、今年は少なかったんだけど、目撃情報とかというのはいろいろとあるわけございまして、この協議会の補助金というふうなのと別に、猟友会への育成あるいは各補助というふうのもあると思うんだけど、来年度に向けて、この被害の対策というふうなことを重要視しながら対応をしていくというのが必要だというふうに思うんだけど、全体での鳥獣被害というふうのを、本年度の状況を見て、農林課長は、どういうふうな来年度に向けて、鳥獣対策被害を進めていこうとしているのかをちょっとお聞きしたいと。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） やはり、この農産物への鳥獣被害というのは年々増えてきていると、本町のみならずということであるとは思いますが。

やはり、まず一つは、先ほど電気柵の補助減額ということで、農家の方の設置者もちょっと少ないのかなというふうに思っています。熊やイノシシが複数回出るような園地につきましては、ぜひ、やはりまずは農家の方々も自ら自分の農地を守っていただくというふうなこ

とを、対策をしていただきたいなというのがまずあります。

それでも限度があると思いますので、その点、そのほかはやっぱり町のほうで、とにかく捕獲していかないと、個体数は減っていかないとこのふうなこと。追い払ってもほかの市町村に行っても全体数が減らないわけですので、とにかくまず捕獲活動、それを担っていただく猟友会といいますか、鳥獣被害対策実施隊の方々にまたご苦勞をかけることになるんですけども、一般質問の中での答弁にもありましたように、やっぱり実施隊の若手の方といいますか、そういった担い手の方を育成していくというふうなことも含めて対応していかなくちゃならないのかなというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

13ページかな。

ふるさと納税についてであります。最近、大分その額が多くなってきているわけなんですけれども、その中で、この謝礼の部分ですね、寄附謝礼のほう。今回は1,500万の補正ということで、返礼品でありますけれども、これ何種類ぐらいあるのかなというのと、その一番ウエートを占めているというか、3つぐらい挙げていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ふるさとまちづくり寄附金のご質問かと思っております。

まず、令和元年度、昨年度の実績、本年度はまだ途中でございますので、昨年度の実績からご報告申し上げたいと思っております。

昨年度の令和元年度の返礼品につきましては、全体で256品ほど返礼品として、品物として実際送らせていただいた実績がございます。

その中で、金額が多いものというご質問かと思っておりますけれども、一番多いのが米です。令和元年度の実績になりますけれども、米が全体の26%。続きましてリンゴです。リンゴが18%。続きまして、桃が同じく18%ということで、もう一つ言えばサクランボ、続いてサクランボが11%ということで、米と果樹が全体でというか、このパーセントになっている状況でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

それで、この返礼品というのは、農協あたりに頼んで出荷しているのかなど、こんなふう
に思っているんですが、また各個人の農家から出荷している返礼品もあると思うんですけれ
ども、農協あたりはどのぐらい、何%ぐらい出しているのか、あるいは個人はどのぐらいな
っているのかなというような、その辺お願いしたい。

それから、返礼品で、返礼品に対する苦情等は来ていないのかということをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

事業者ごとの内訳については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、このところ
で事業者の割合というのはちょっと申し上げられませんが、実際、業者、個人も含め
て、全体の業者といたしましては、22業者ほど登録いただいております。その中で、果樹で
あったり、米であったりの登録をなさっている方がいらっしゃるということでご理解いた
だきたいと思います。

実際、農作物というか果樹については、傷んでいるというような苦情も当然、今年に限っ
てではないですけれども、なかなか今年は天候不順が多くて、サクランボあるいは桃の苦情
と申しますか、いろいろとご意見をいただいたことは、事実として役場のほうにも来ている。
当然、委託会社のほうに委託しておりますので、そちらで対応していただいた部分もありま
すけれども、町のほうにするというふうな方もいらっしゃいました。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 生ものですので、いろいろあると思うんですけれども、そういうよ
うな、傷んでいるような場合、苦情が来た場合は、取替えするというをやっているのか
どうかということと、それから、積立金のほうで、今回の補正で5,100万ほどあるわけ
ですけれども、年間にするとやっぱり1億5,000万円以上ぐらいあるのかなど、こんなふうにも
思うんですが、この中で、その特定されていない、あるいは目的のない基金部分は、どのぐ
らい額にしてあるのかなということを聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

当然、クレームというか、苦情、要望のあった部分については、こちらのほうの手落ちと
申しますか、傷んだものについては、代替りの品物をお送りさせていただいて、出品者から

そのような対応をしていただいて、対応をしているというような状況でございます。

あと、基金への積立てにつきましては、今回の補正では5,199万1,000円ということで、全体では、今年度につきましては、今のところ、1億700万程度で積立てを行っていきたいというふうに思っております。

実際、使い道を指定していただいている部分もありますけれども、その他ということで、何に使ってもいいというような部分もございますので、ただ、その率については、ちょっと今現在、資料を持ち合わせてはおりませんが、その部分については、当然、来年度以降、今年度寄附していただいた部分については、来年度以降の町の事業のほうに充当させていただきたいということで考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 途中でありますけれども、1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

健康福祉課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、午前中に、伊藤議員さんのほうから、桜、保育園の木を何年に植栽したのかというご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

旧わかば保育園があそこの本郷地区に開所したのが平成13年4月でございます。ということで、その時点で桜の木の幼木を植えておりますので、現在、平成30年に移植をいたしましたので、樹齢としては17年ほど経過しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） それでは、一般会計補正予算（第9号）の質疑を続けます。

伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 19ページお願いします。

農地費に係ることで、18節の町単独土地改良事業補助金1,000万という高額なので、詳細をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 農地費の町単独土地改良事業補助金の1,000万減額ということで、こちらにつきましては、7月の豪雨災害について、農地と農道、水路等について町単独で、農地については80%、農道、水路等については90%ということで、補助率をかさ上げして補助をさせていただいていたものでありますけれども、大分、復旧のほうもほぼ完了しているというふうなことで、農地については約83か所、水路等については43か所ということで、その箇所について、先ほど申し上げた補助率で補助をして、その残額見込みについて、このたび減額をするということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） あまりにも高額なもので、計算が間違ったのか、何というか、計画が間違ったのがあるかと思えます。

それで、例えばだと、災害に関する土地改良事業のお仕事は、これ以上かからないということを考えてよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 町単独の補助事業については、今申し上げたとおり、大方完了したところではありますけれども、あと公共災害のほうは、行政報告でも申し上げたとおり、査定結果が出まして、その分についてはこれから発注するというふうになります。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、22ページの学校教育費のほうからお願いいたします。

小学校と中学校のほうで、先ほど説明の中で防犯カメラを設置するという、本当にうれしい報告がありました。

その中で、小学校が2校、中学校が1校ということで、それぞれどのような場所に何台設置するかをまず教えていただきたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、小学校2校、左沢小学校のほうにはカメラ2基、本郷東小学校には1基でございます。

ご存じのとおり、左沢小学校、南側の昇降口のほかに、北側に通用口ということで入り口がございますので、その2か所に設置させていただきたいというふうに考えおります。本郷東小学校は、昇降口のほうに設置させていただく予定となっております。

大江中学校ですけれども、大江中学校も先生方が出入りする東側の入り口、それから、生徒の昇降口というふうに、西側にあるんですけれども、そちらのほう各1基ずつ、2か所に設置させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） これまでいろいろ防犯カメラ等についてはお願いをしてきた中で、ようやく大江町の学校にも入り口というか、玄関等につけていただけるということは大変うれしく思っております。

また、このほかに、ページ、13ページのほうのまちなか交流館のほうにも、今回、防犯カメラを2基設置するということが出ておりました。ようやく町の中にも、いわゆる安心・安全なまちづくりのために、いわゆるそういう防犯カメラ等の設置というのが今後なされてくると思います。

今後は、学校だけでなく、再度、子どもたちの通学路等にもぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

回答は要りません。

○議長（菊地勝秀君） ほかに。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

20ページかな。

商工観光の観光費で、14節の健康温泉館改修工事、追加で220万とありますけれども、さっきの説明では、有機ELが点灯しなくなったと、こういうことでありますけれども、これは、あれですかね、取付けしてから何年ぐらいたっているのかということ、これ、耐用年数というのはどのぐらいになるかということになるんですけれどもね。

あと、また、取付けの場合に、このアトリエというんですかね、何というか、また同じ火花にするのかということで、中身、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

健康温泉館のぬくもりの湯の露天風呂、あそこのお風呂を改修したときに、露天風呂のほうに有機ELの施設を整備したというようなことで、整備したのが、平成25年度のお風呂の改修に合わせて、有機ELの設備を設置したというような状況になってございます。

議員おっしゃる耐用年数についてはちょっと分かりかねますけれども、今回の原因が、当然、結露したこと、あるいは、温泉の硫黄成分による、パネルフレームに腐食が生じたというような状況で、内部のフィルムが剥離したことによる不点灯というような状況になってございました。

ただ、不点灯した箇所については、全てではないので、そこら辺のところは、今後、どのような形で直すかについては今後ですけれども、パネル自体については、今と同じような花火あるいは最上橋というような状況の中で使っていきたいと。有機ELのパネルについても使えるものがありますので、そちらのほうは当然使っていきながらしていきたいと。

ただ、フィルムについては、全面貼り替えと、印刷し直しというような業者さんからのお話がございますので、その辺のところは今後詰めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

大体分かりましたけれども、全部改修じゃないということですかね。パネル何枚あって、そのうちの何枚修理するのかというか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 修繕工事の概要につきましては、アクリル板に貼ってあります写真フィルム、これについては全面印刷し直しです。

あとは、不点灯箇所の有機ELのパネルということで、今現在、約190枚程度のパネルがありますけれども、そのうちの、業者から見てもらったところ、30枚前後のパネルについては交換しなければならないというような状況です。ただ、詳しく見ていけば、若干増える可能性はありますけれども、今のところは、30枚程度の有機ELパネルの交換。

あとは、有機ELの点灯プログラムということで、つけっ放しではなくて、花火がちょっと上がって行って開いたりというプログラムになっておりますので、そちらのほうは更新しなければいけないということで、そちらのほうの費用がかかってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 建設課長と健康福祉課長にお尋ねしたいと思います。

24ページの11、災害復旧費の中で、土木施設災害復旧費が土砂の排土委託料減額で491万

6,000円、河川については280万円の委託料と工事費1,100万円というふうなことで計上になっております。

最初にですけれども、先ほど伊藤議員のほうから、農地関係の今年度の災害に対して、これで全部かというふうなことがあったわけですが、これまで8月6日の補正予算（第6号）の災害復旧9,300万円ほどの工事、それから、9月11日の第7号の補正予算、これに委託料が5,500万円ほどあるわけでございますけれども、記憶によると、14路線の中で災害が発生したというふうなことでありますけれども、今回の補正予算の中では、土木災害の中で減額、土砂排土というのはどこだか分かりませんが、これしか載っていないと。

それから、河川については、小見地内とか鹿子沢地内とかで、5か所ほど上げられているようですけれども、これらについては1,100万だということで、全体の被害の中で、全部予算措置が計上されて、入札も執行終わったのかなというふうに理解できるんですが、それが第1点と、ここに書かれている河川関係の1,100万円の5か所等々について、これから明日、1月に入るわけで、全部の工事、この5か所が年度内に完成する見込みで計上しているのかどうか、この2点をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長につきましては、16ページの老人福祉の中に、えらい難しい言葉の補助金があります。

地域介護・福祉の空間整備等の補助金の118万4,000円が計上されておりますが、追加でないので、新しい事業かなというふうに理解しているんですが、その空間整備というのは難しく、どういうふうに理解したらいいか分からないので、その事業内容と補助する相手、どこなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 毛利議員の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、11款1項1目の土砂排土等委託料の減でございますが、こちらにつきましては、7月28日発生した段階において、早急に行うべき土砂の排土、あるいは流木の撤去、そういったものの応急措置というようなことで対応させていただいた内容でございます。当初、3,000万というような予算の中で対応させていただきましたが、2,500万ちょっとというような形で収まりましたので、500万弱について減額させていただくものでございます。

あと、その次の災害の状況でございますけれども、先般、ようやく災害の査定が終了いたしましたので、今年度できるところ、あと来年度に繰越しせざるを得ないところ、はたまた新年度で対応をすべきところということで、今、ちょっと整理作業というようなことも含めて行

っております。国のほうからの金額がどれだけつくのかということも、ちょっと県の動きの中でも対応せざるを得ないというようなことで、ちょっとそういった3本立て、今年度やるもの、繰越しをするもの、あと新年度になってからの対応するものということで分けながら対応をさせていただいていると。

そんな中で、年度内に終わるのかというようなことなんですけれども、町長の行政報告にもありましたとおり、業者のほうの対応、あと資材の対応、そういったものも含めると、ちょっと3月末までで終わらないところもあるというようなことも想定しております。そういった部分に関しては、繰越しというようなことも見据えながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、16ページの3款1項2目老人福祉費の中の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金ということについて説明したいと思いますが、これは国の事業でございます、内容としましては、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業というものになります。実施主体が町でありまして、補助率については、国が全額、10分の10を支給するものでございます。

内容については、気象状況により特に必要とされる熱中症対策のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数、10年を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改修工事に対する補助金ということで、本町の場合は、認知症対応型共同生活介護施設であるグループホームあじさいの冷暖房の設備改修工事に充当するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今回の災害の中で、今年度できるもの、あるいは繰越しするもの、あるいは新年度に対応するものと、3つに分けてというふうなことがありました。

今回の補正予算の1,100万については、繰越しする可能性も出てくるというふうに理解したわけでございますが、参考までに、本年度発注分の事業については、何路線で何ぼになっているんですか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

今現在、発注をちょっと準備しているものもありますが、4路線分を今年度発注予定でございます。

以上です。

〔「金額」と言う人あり〕

○建設水道課長（櫻井洋志君） すみません。

4路線と、河川が今回1本増えましたので、5路線というか、5か所ということで、8,100万円の予算の中で発注をさせていただく予定でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。お伺いします。

13ページの2款1項6目、電子行政推進費の中の17節、備品購入費、在宅ワークのための40台のパソコン購入というふうにお伺いしましたが、これは、職員の方が持って帰って作業されるんだと思うんですけども、オンラインにするための、こういう通信であったりとかというのはその中に入っているんですか。LTEというか、そういう光でつなげるのか、何かそういうふうな詳細は、お分かりになったらお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

想定としましては、合計70台を購入させていただきまして、職員に貸与という形で使わせていただきたいというふうに思っています。

通信料につきましては、各家庭で光回線引いていると思いますので、その費用については、職員負担というふうなことになろうかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

貸与ということで、通常は役場に置いてあって、何かのときに持ち帰りということでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 本来は、使う機会がないことを願うのみなんですけれども、こうしたコロナの影響で、もし職員が感染してしまったというような場合に、自宅のほうから、そのパソコンを使って、職場のほうの端末にアクセスして、それを遠隔操作すると、そういったイメージであります。

〔「ということは、いつもは家にある」と言う人あり〕

○総務課長（五十嵐大朗君） はい。常には、家のほうに貸与という形にしたいというふうに思っております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 17ページの4款1項2目予防費の中の12節委託料、予防接種委託料430万円と18節の負担金、補助及び交付金、予防接種補助金9万5,000円とあると思いますけれども、先ほど65歳以上の方の接種というふうにお聞きしたと思いますけれども、人数とか把握していれば、また、去年からの割合、どのくらい増えているかを教えていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

予防接種委託料につきましては、今回の追加については、高齢者のインフルエンザの予防接種対象者の増加ということで、接種費用を無料化した関係で、かなりの高齢者の方が受けていられる現象でございます。

当初予算では、65歳以上の高齢者のうち50%の割合を見ておりましたが、今回の補正予算では、7割の方が受けるということで想定をしております。

実際に、10月末現在のデータしかございませんけれども、10月末現在で、接種をされた高齢者は全部で1,655人、53.9%の方が接種を受けられております。同じ時期の、前年度の10月末現在では、受けている方が189人、率にして6.1%の方が接種をされておりますので、約47%ぐらいの方が受けられている結果となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

コロナ感染にかからないよというのはあると思いますけれども、各自、自分の健康は自分で考えてというふうにして、今回は接種したということなので、大変いいのではないかと思います。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第84号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第9号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第85号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第85号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第85号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、特別調整交付金に係る新型コロナウイルス関係並びにマイナンバー関係の帳票等の追加及び更新に伴うシステム改修に要する委託料6万6,000円を追加補正するものです。

1款2項1目賦課徴収費は、税制改正により、令和3年度から個人住民税の基礎控除額が10万円引き上げられることなどに伴う基幹システム改修に要する委託料60万5,000円を補正するものです。

8款1項5目償還金1,703万3,000円の追加は、令和元年度保険給付費等交付金の実績に基づき、県へ返還するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金の特別交付金は、歳出のシステム改修委託料と同額を特別調整交付金に追加補正するものです。

7款1項1目繰越金は、償還金の増額などにより、前年度繰越金の一部を追加補正するものです。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 第85号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第85号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第86号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第86号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第86号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

歳出の1款2項1目徴収費は、国民健康保険特別会計と同様に、税制改正に伴うシステム改修に要する委託料38万5,000円を補正するものです。

3款1項1目保険料還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の保険料の減免に伴い、過年度還付金10万円を追加補正するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

一番下の段から説明させていただきます。

6款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、歳出のシステム改修委託料に係る補助金になります。現在、内示額として通知されている7万7,000円を補正するものです。

一番上の段の3款1項1目事務費繰入金は、歳出から補助金の歳入を差引きし、不足する額の30万8,000円を追加補正しております。

中段の5款2項1目保険料還付金は、歳出の過年度還付金と同額を山形県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金と見込み、10万円を追加補正するものです。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第86号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第86号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第87号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第87号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長(伊藤 修君) それでは、議第87号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、県の人事委員会勧告準拠に伴う給与条例改正に基づき、職員手当等を減額するほか、来年度からの介護報酬改定等に伴い、基幹システム改修委託料を新たに110万円計上するものです。

4款3項1目包括的支援事業費は、一般管理費と同様に、給与条例改正に基づき、職員手当等を減額いたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

3款2項4目介護システム開発事業費補助金は、基幹システム改修委託料の特定財源として、国庫補助金を新たに55万円計上するものであり、7款1項5目その他一般会計繰入金は、歳出予算の特定財源の精査により、一般会計負担分である事務費等繰入金を44万円追加するものでございます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第87号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第87号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第88号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第88号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第88号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費として700万円を計上しておりますが、これにつきましては、災害復旧工事費について、年度内の完成は困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、災害復旧事業の既定の借入限度を30万円減額いたしまして、総額を410万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

2款1項1目管渠管理費の10節需用費の修繕料76万円の追加につきましては、山田原マンホールポンプ場のケーブル更新を行うもので、11節役務費の通信運搬費につきましては、マンホールポンプ場2基分の緊急通報が、電話回線利用からインターネット回線利用に変更となることから3万円を減額、マンホールポンプ監視システム利用料として、13節使用料及び賃借料へ同額を追加いたしまして、組替えを行うものでございます。

12節委託料につきましては、桜町マンホールポンプユニット清掃により、清掃委託料を23万9,000円追加するものでございます。

2目処理場管理費は、10節の需用費につきまして、決算見込みに基づき、光熱水費87万8,000円を追加するものでございます。

3目災害復旧費は、14節の工事請負費について、工事費の積算により、マンホールポンプ場制御盤更新工事に係る災害復旧工事費211万3,000円を追加するものでございます。

3款1項1目下水道建設費の4節共済費につきましては、精査により、共済費を4万円追加。

4款1項1目元金につきましては、決算見込みに基づき、長期債元金につきまして9万6,000円を追加するものでございます。

2目利子につきましても、決算見込みに基づき、長期債利子について21万3,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

3款1項1目公共下水道費国庫補助金は、激甚災としての補助金の加算が見込まれることから、241万3,000円を追加するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、歳出の補正に伴い、91万1,000円を減額するものでございます。

5款1項1目繰越金は、令和元年度の決算に基づき、前年度繰越金を271万1,000円追加するものでございます。

7款1項1目公共下水道事業債は、公共下水道国庫補助金の追加及び災害復旧工事費の追加に伴い、30万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第88号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第88号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第89号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第89号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第89号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

2款1項1目維持管理費は、施設の管理費用を精査した結果、10節の光熱水費を5万円、12節の処理施設保守点検業務委託料を15万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

5款1項1目繰越金は、令和元年度の決算に基づき、前年度繰越金を202万7,000円追加するものであり、これに併せて、4款1項1目一般会計繰入金を222万7,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第89号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第89号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第90号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書により収益的支出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

支出の1款1項4目総係費は、人件費の一時金引下げに伴います期末手当及び共済組合負担金の減額でございます。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1款1項1目給水収益は、支出に併せまして、水道使用料を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第90号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第90号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、発議第4号 誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） それでは、私より提出の説明をさせていただきます。

その前に、先ほど町長から報告がありました。大江町にも、先週、コロナの感染者が出ました。これは何も特別なことではありません。皆さんがふだんどおりの生活をしている中でも、感染するおそれがあります。

町長のお願いにもありましたとおり、様々な情報に惑わされることなく、また誹謗中傷をなくしていかなければならないという町長のお願いがありました。それに対して、我々議会としても、以上のことを決議したいと思います。

誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議。
上記の議案を別紙のとおり大江町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提案理由。

新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗中傷を根絶するため、提案するものである。

令和2年12月9日提出。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

提出者、大江町議会議員、関野幸一。

以上、皆様、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 発議第4号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第4号 誹謗中傷をなくし共に支えあうことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第4回大江町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3年 3月18日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 結 城 岩 太 郎

署 名 議 員 土 田 勵 一